

第三次 佐久市総合計画 (素案)

佐久市

第三次佐久市総合計画

目次

第1部 はじめに	1
1 総合計画の概要	2
(1)策定の趣旨	2
(2)「佐久市地方創生総合戦略」との一体的な策定	2
(3)「国土利用計画(佐久市計画)」との一体的な策定	2
(4)計画の構成	3
(5)策定に当たっての基本的な考え方	4
2 計画策定の背景	5
(1)佐久市の現状と特徴	5
(2)時代の潮流	19
(3)まちづくりに対する市民ニーズ	22
(4)佐久市の主要課題	37
第2部 基本構想	40
1 基本理念	41
2 将来都市像	42
(1)佐久市が目指す将来都市像	42
(2)土地利用構想	42
(3)将来展望人口	43
3 施策大綱	44
(1)【教育・文化分野】豊かな体験から学び、生きる力を育むまちづくり	45
(2)【都市基盤分野】地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり	45
(3)【経済・産業分野】誰もが輝き、活力と魅力ある産業を育むまちづくり	46
(4)【保健・福祉分野】誰もが健やかで心豊かに暮らし続けられるまちづくり	46
(5)【自然環境・生活環境分野】豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり	47
(6)【防災・安全分野】暮らしを守り支え合う安心と安全のまちづくり	48
(7)【協働・交流分野】ひとと地域の未来を拓く協働と交流のまちづくり	48

第3部 前期基本計画	49
1 施策体系	50
2 重点プロジェクト(総合戦略)	51
(1)4つの重点プロジェクトの概要	51
(2)重点プロジェクト(総合戦略)の進捗管理	55
(3)前期基本計画の各施策と重点プロジェクト(総合戦略)の関連表	56
3 施策	57
第1章 豊かな体験から学び、生きる力を育むまちづくり	57
第1節 将来を担うひとづくり	58
1 学校教育	58
2 高校教育・高等教育	61
3 青少年健全育成	63
第2節 主体的な学びと文化の熟成	65
1 文化・芸術	65
2 生涯学習	68
3 スポーツ	71
第3節 尊重され支え合う社会の形成	73
1 人権尊重社会	73
2 男女共同参画社会	75
第2章 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり	77
第1節 地域の特徴を生かした強靱なまちづくり	78
1 土地利用	78
2 市街地	80
3 公共施設	82
4 住宅	84
第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成	86
1 高速交通ネットワーク	86
2 地域交通ネットワーク	88
第3章 誰もが輝き、活力と魅力ある産業を育むまちづくり	91
第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興	92
1 農業	92
2 林業	96
3 水産業	98
第2節 力強いものづくり産業の振興	100
1 工業	100
第3節 活力と魅力ある商業・観光の振興	102

1 商業・サービス業	102
2 観光	105
第4節 自分らしい働き方の実現と地域を支える人材の確保	108
1 就労・雇用	108
第4章 誰もが健やかで心豊かに暮らし続けられるまちづくり	111
第1節 生涯にわたる健康づくりの推進	112
1 健康増進	112
2 保健予防	114
3 医療	117
4 医療保険・国民年金	119
第2節 地域共生社会の実現	121
1 地域福祉	121
2 介護・高齢者福祉	123
3 障がい者福祉	126
4 ひとり親家庭支援・低所得者福祉	129
第3節 切れ目のない妊娠・出産・子育て環境の整備	131
1 母子保健	131
2 子育て支援・児童福祉	133
第5章 豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり	136
第1節 良好な地球環境の保全	137
1 地球温暖化対策	137
第2節 豊かな自然環境との共生	140
1 環境保全	140
2 地域緑化・公園・景観形成	142
第3節 快適な生活環境の創出	144
1 環境衛生	144
2 上下水道	146
第6章 暮らしを守り支え合う安心と安全のまちづくり	149
第1節 市民の暮らしを守る体制の強化	150
1 防災	150
2 消防・救急	153
3 交通安全	156
4 防犯	158
5 消費生活	160
第7章 ひとと地域の未来を拓く協働と交流のまちづくり	162
第1節 市民の未来を拓く地域社会の実現	163

1 市民協働・参加.....	163
2 地域コミュニティ.....	166
3 行財政経営	168
4 高度情報通信ネットワーク.....	171
第2節 地域の未来を拓く交流と連携の推進.....	174
1 関係人口・定住人口・交流	174
2 広域連携	176
第4部 第三次国土利用計画(佐久市計画).....	178
第5部 資料編.....	179

第三次佐久市総合計画

第1部 はじめに

1 総合計画の概要

(1)策定の趣旨

総合計画は市の最上位計画として、課題に対し総合的かつ計画的に取り組むための羅針盤となるものです。

本市では、第二次佐久市総合計画の将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、市内に住む全ての人が暮らしやすさを実感できるまちづくりを推進してきました。

現在、我が国は本格的な人口減少社会に加え、AI¹などのデジタル技術がもたらす変革（DX²・AX³）、気候変動による災害の激甚化・頻発化、価値観の多様化など、社会経済情勢が劇的に変化する転換期にあります。こうした予測困難な時代において、本市が持続的に発展していくためには、変化に柔軟に対応するだけでなく、変化を好機と捉え果敢に挑戦していくことが求められています。

第二次佐久市総合計画の計画期間が令和8年度(2026年度)をもって満了を迎えることから、引き続き諸課題に適切に対処しつつ広い視点に立ち、力強いまちづくりを積極的に進めるとともに、健全財政に配慮した計画的・効率的な行財政経営を進めるため、令和9年度(2027年度)からの10年間を見据えた新たな指針として「第三次佐久市総合計画」を策定するものです。

(2)「佐久市地方創生総合戦略」との一体的な策定

人口減少という喫緊の課題に対し、より戦略的かつ効果的に対応するため、まち・ひと・しごと創生法に基づく本市の「佐久市地方創生総合戦略」を総合計画に包含し、一体的に策定します。また、策定に当たっては、国が新たに示した「地域未来戦略」及び県の総合戦略を踏まえるものとします。

(3)「国土利用計画(佐久市計画)」との一体的な策定

市土の総合的かつ基本的な利用に関する長期計画である「国土利用計画（佐久市計画）」については、基本構想との整合性を図るため総合計画に包含し、一体的に策定します。また、策定に当たっては、県の「国土利用計画（長野県計画）」を基本とするものとします。

¹ AI：人工知能。人間の言語を理解したり、論理的な推論や経験による学習を行ったりするコンピュータプログラムなど

² DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術の活用により、従来の業務やサービス、さらには組織の在り方や人々の生活様式そのものを根本から変革すること

³ AX（AI トランスフォーメーション）：AI（人工知能）技術を、単なる業務効率化のツールとしてではなく、行政サービスや市民生活、地域課題の解決に活用し、社会の在り方や業務プロセスを根本から変革すること

(4)計画の構成

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「国土利用計画（佐久市計画）」、「実施計画」により構成され、内容と計画期間は、次のとおりです。

ア 基本構想【10 年間(R9～R18)】

時代の潮流や本市の特徴を踏まえ、10 年先の将来に向けた「まちづくりの基本理念」と「目指すべき将来都市像」を明らかにし、それを実現するための施策大綱を定めた長期的なまちづくりの指針とするものです。

イ 基本計画【5年間(前期:R9～R13、後期:R14～R18)】

基本構想の施策大綱に基づき、基本理念と将来都市像を実現するための具体的な施策の方向性と内容を示した中期的な計画です。また、人口減少が続く事態を正面から受け止めつつ、地方創生を一体的に進めるため、「総合戦略」を包含した計画とします。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、5 年経過後に見直しを行い、後期基本計画を策定します。

ウ 国土利用計画(佐久市計画)【10 年間(R9～R18)】

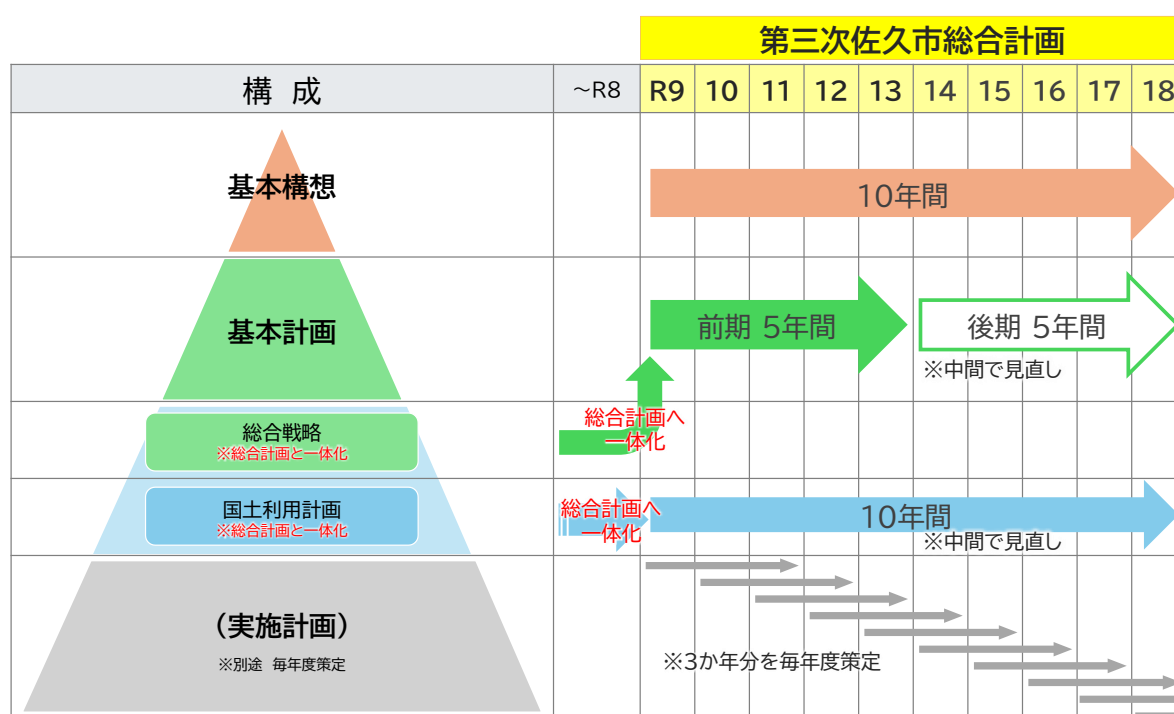
基本構想の将来都市像を実現するため、市域における土地利用の基本方向や利用区分ごとの規模目標などを定めた、土地利用に関する行政上の指針を示す計画です。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や土地利用の動向を注視し、5 年経過後に見直しを行います。

エ 実施計画【3年間(毎年度見直し)】

基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度から始まる3年間を対象とする短期的かつ具体的な計画です。

基本構想・基本計画との整合性を図り、計画的に事業を展開します。



(5)策定に当たっての基本的な考え方

第三次佐久市総合計画は、次の4つの基本的な考え方に基づいて策定しています。

ア より市民にとって分かりやすい計画づくり

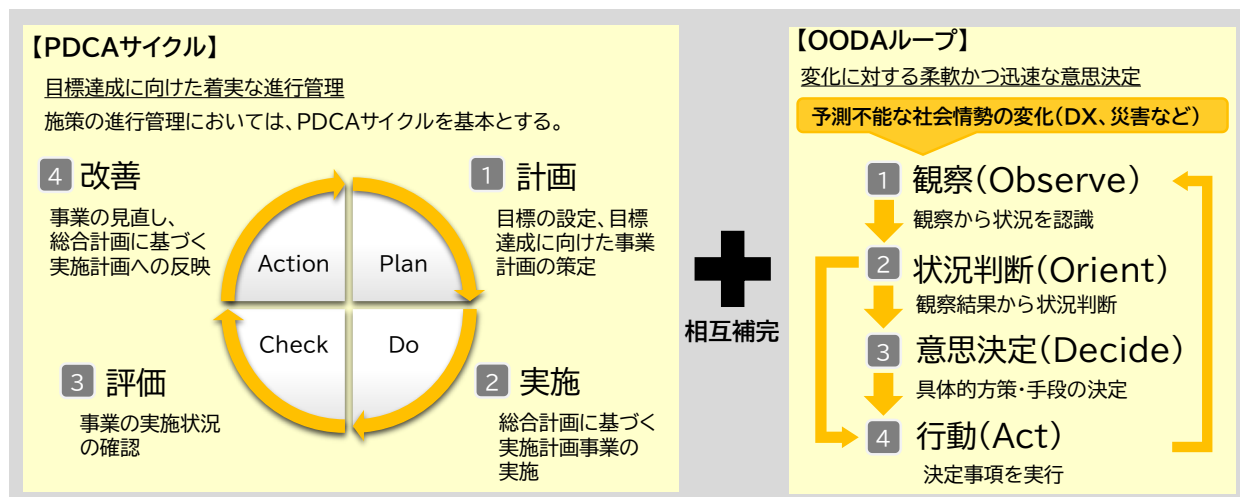
政策立案における根拠（エビデンス）を重視するとともに、可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図りました。また、達成状況や成果に基づく検証・評価を公表し、市民が施策の効果を実感できる分かりやすい計画づくりを行いました。

イ 情報公開と市民参加による計画づくり

広報紙やホームページなどを通じた情報共有により、策定プロセスの透明性・公平性を確保するとともに、市民意識調査、ワークショップ、住民説明会やパブリックコメントなど、多様な機会を通じて多くの市民の参画を得ながら、市民と行政の協働による計画づくりを行いました。

ウ 社会経済情勢の変化への対応を念頭に置いた計画づくり

施策ごとに目標を設定し、評価による進行管理（PDCA サイクル⁴）で継続的な改善を図れるよう構成しました。さらに、先行き不透明な社会状況においても柔軟かつ迅速に対応するため、OODA（ウーダ）ループ⁵の観点を取り入れ、変化に強い計画づくりを行いました。



エ 重点事項を明確化した、戦略性を持った計画づくり

将来を見据え、優先して取り組むべき重点事項を策定段階から明確化し、戦略性のある計画づくりを行いました。

⁴ PDCA サイクル：「Plan（計画）」・「Do（実施）」・「Check（評価）」・「Action（改善）」の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法

⁵ OODA ループ：「Observe（観察、情報収集）」・「Orient（状況、方向性判断）」・「Decide（意思決定）」・「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定の手法。PDCA サイクルと異なり、計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことが可能。また、外的要因による変化を考慮したり、予想できなかった変化があれば、途中で前の段階に戻ったり、状況に応じて任意の段階からループを再開することも可能

2 計画策定の背景

(1)佐久市の現状と特徴

本市は、長野県の東部（東信地域）、県歌「信濃の国」に歌われる県下4つの平のひとつである佐久平に位置し、北に浅間山、南に八ヶ岳連峰を望み、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。本市の地勢における最大の特徴は、その標高の高さにあり、市街地であっても標高約700mに位置しています。近年、全国的に40度を超える「酷暑日」が毎年観測されるなど夏の猛暑が課題となる中、本市は気象観測上、熱帯夜⁶を一度も記録したことがありません。特に夏季は湿度が低く、爽やかな風が吹き抜ける冷涼な環境が保たれており、避暑にも適した心地良い風土が広がっています。また、全国トップクラスの晴天率と昼夜の大きな寒暖差は、豊かな農産物を育んでいます。

このような恵まれた自然環境や澄み切った空気に加え、市内には活断層が確認されていない地盤特性と充実した医療環境を有しており、そこに住まう人々の心身を癒し、安心・安全で健やかな生活を力強く支えています。

さらに、北陸新幹線、上信越自動車道、中部横断自動車道が交差する高速交通の要衝であり、首都圏との近接性や広域的なアクセス性といった優れた利便性を兼ね備えています。国内最古の石刃が出土した国史跡「香坂山遺跡」に象徴されるように、太古の昔から人々が生活を営み、中山道の宿場町として栄えてきた歴史を有するこのまちは、美しい山々に囲まれた豊かな自然と都市機能が調和し、誰もが健やかに心地よく暮らすことができる環境を備えています。

⁶ 熱帯夜：夕方から翌日の朝までの最低気温が25℃以上になる夜のこと

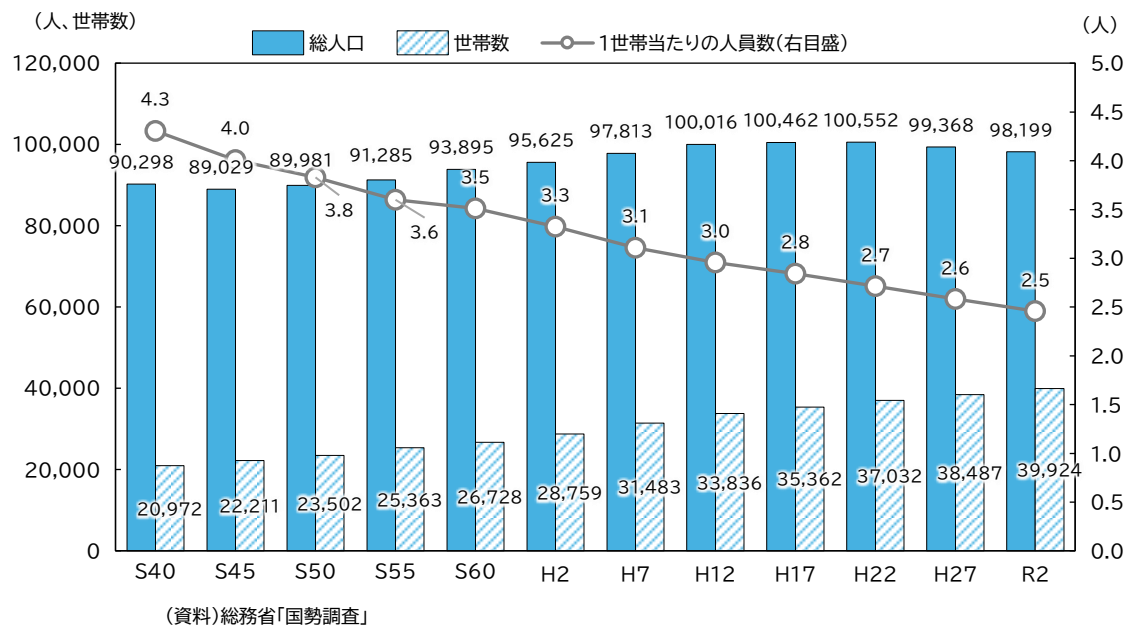
ア 人口

(ア)人口・世帯

本市の令和2年(2020年)の人口は98,199人であり、県内第4位の人口規模を有しています。しかしながら、昭和45年(1970年)以降、増加傾向で推移してきた本市の人口は、平成22年(2010年)をピークに減少に転じており、平成27年(2015年)と比べ1.2%減少しています。

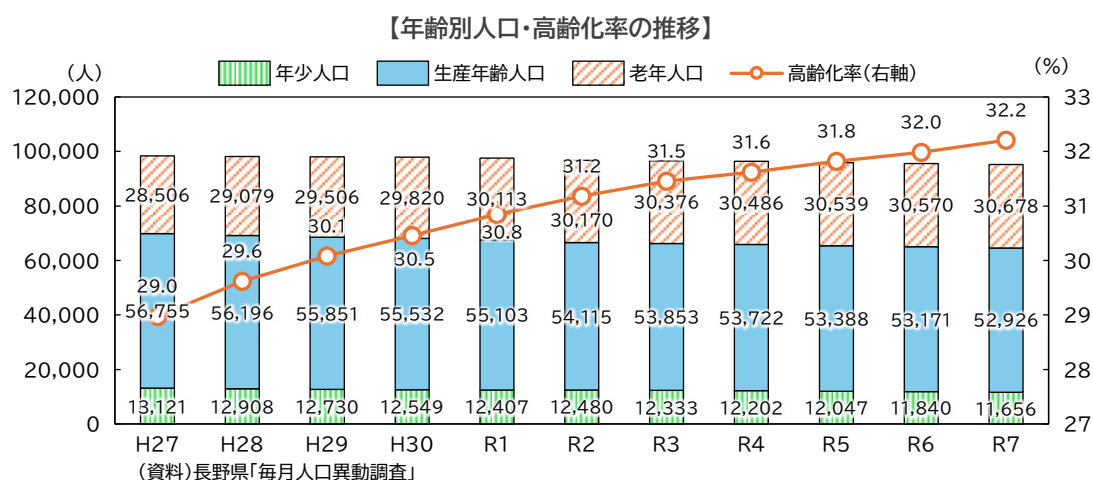
一方、総世帯数は、39,924世帯で、平成27年(2015年)と比べ3.7%増加するなど、一貫して増加傾向が続いています。これは核家族化や単身世帯の増加によるもので、令和2年(2020年)における1世帯当たりの人員は、2.5人まで減少しています。

【人口・世帯の推移】



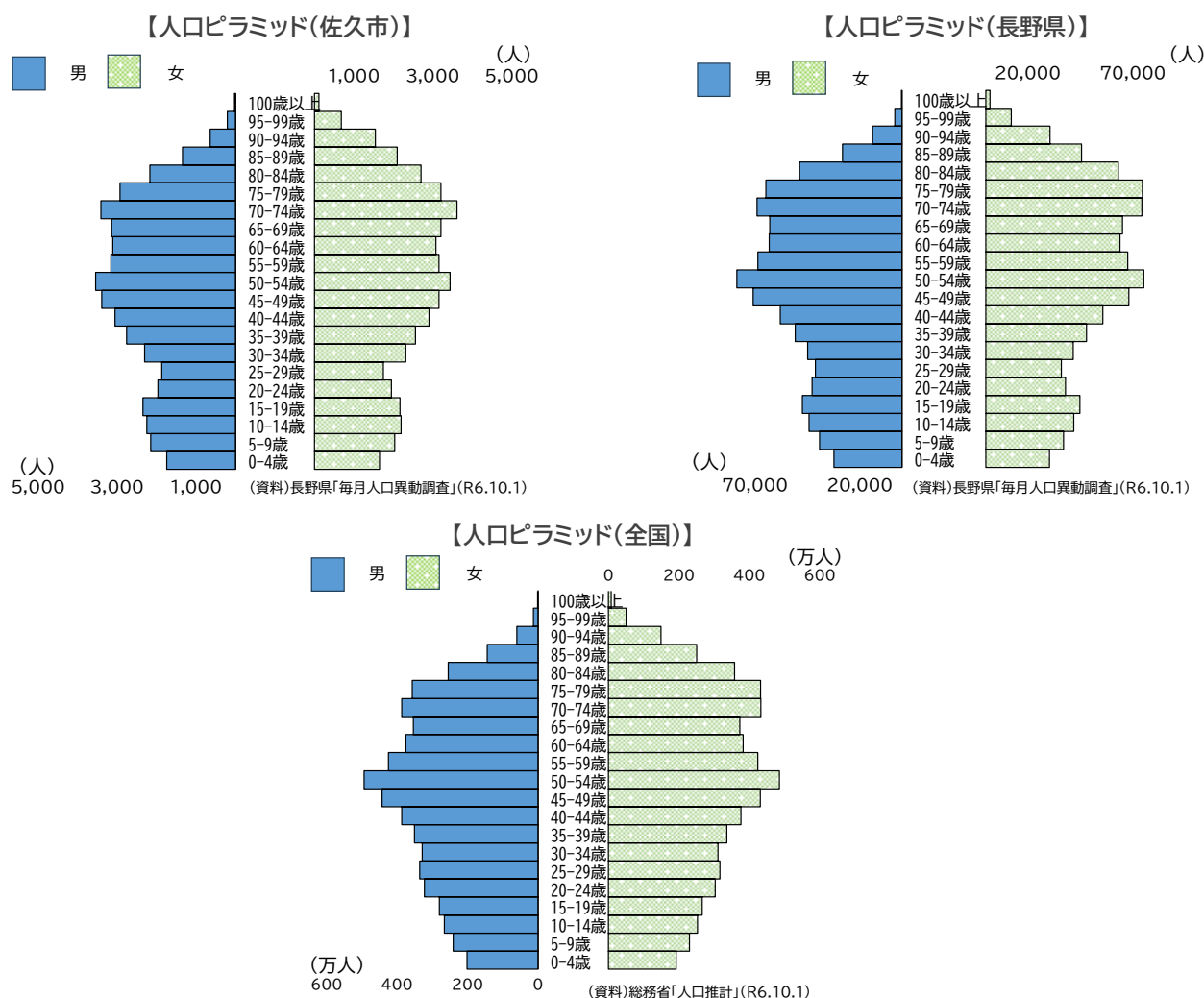
(イ)年齢別人口

老年人口(65歳以上)の割合が上昇を続け、令和7年(2025年)には32.2%に達した一方、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



(ウ)人口構造

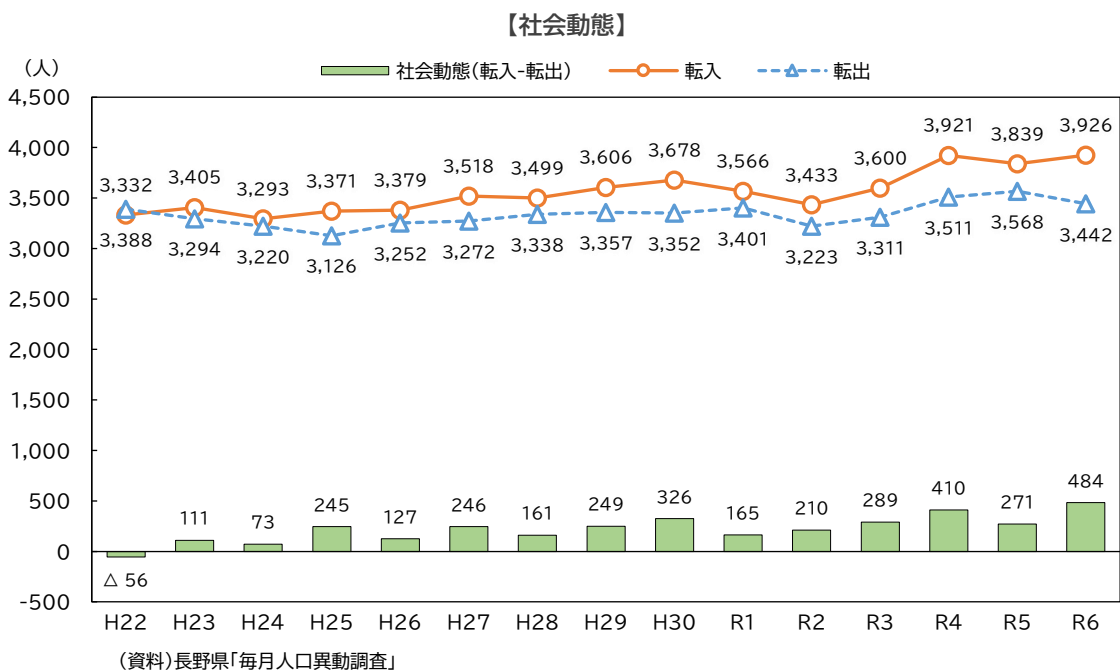
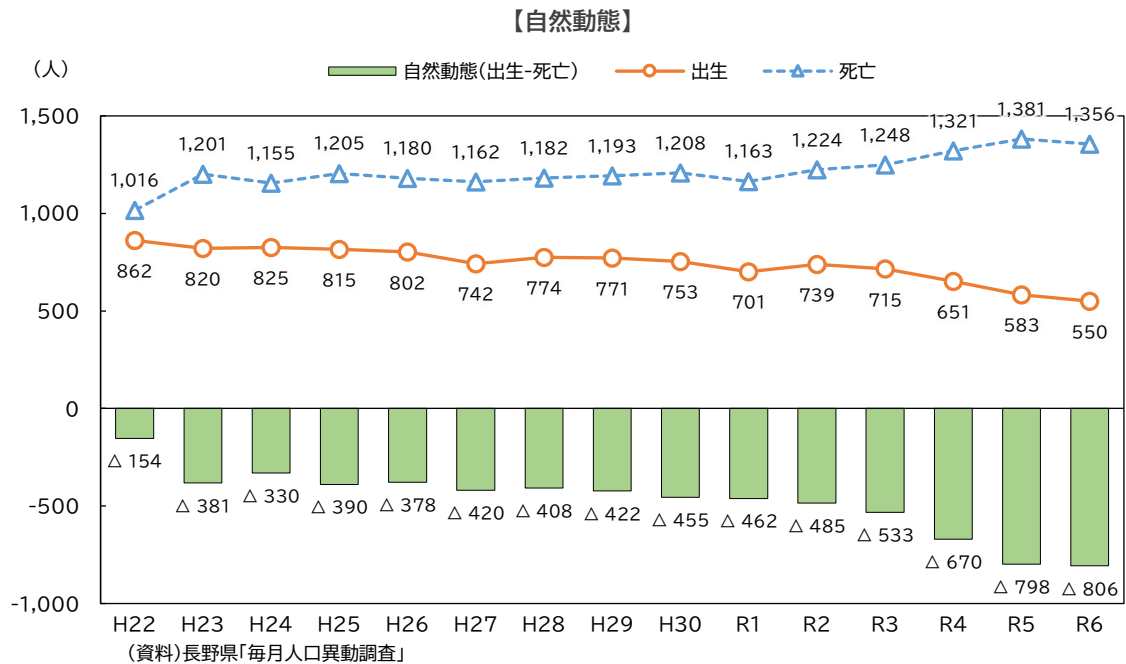
本市の年齢構成を全国と比較すると、長野県全体の傾向と同様に20代の人口が男女ともに少なくなっています。これは、高校卒業後の進学・就職において、東京などの都市部に若者が流出していることが影響していると考えられます。



(工)人口動態

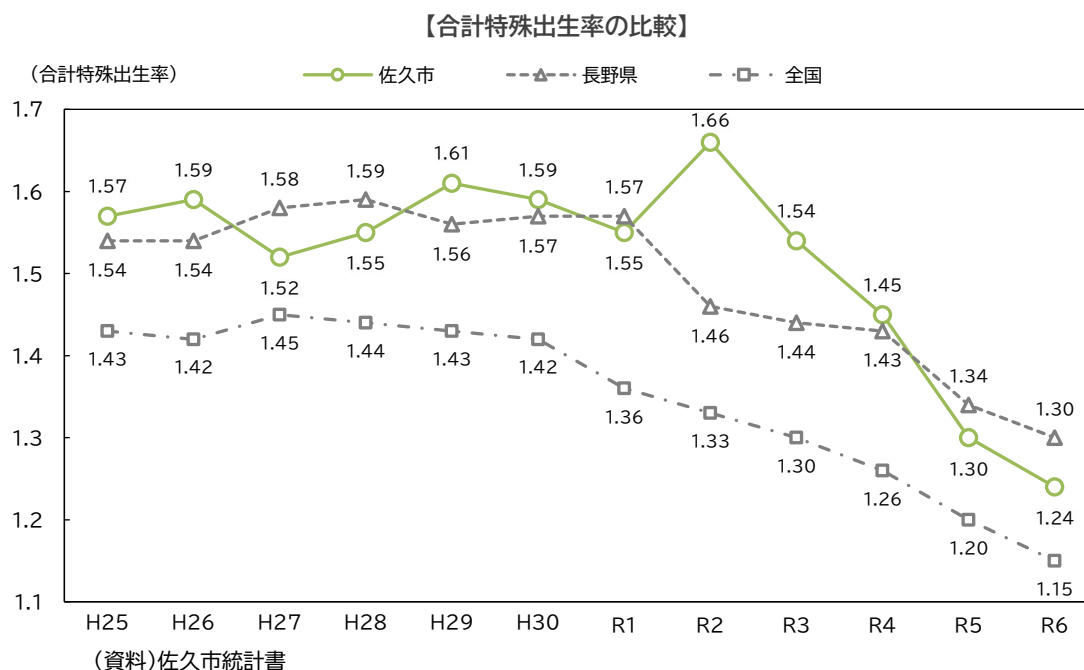
人口動態を見ると、自然動態では、平成14年(2002年)から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、減少幅は徐々に広がっています。

また、社会動態では、平成23年(2011年)以降、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が続いています。



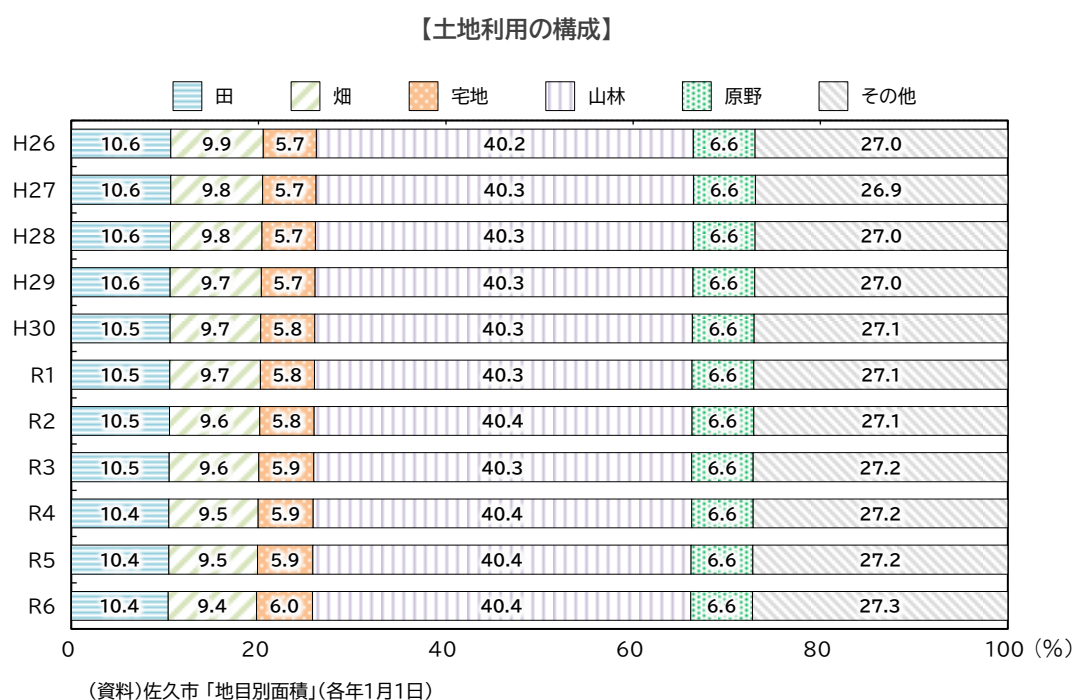
(オ)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、令和3年(2021年)までおおむね横ばいでしたが、令和4年(2022年)以降、減少傾向にあります。全国の水準を上回っているものの、長期的に人口を維持できるとされる人口置換水準 2.07 を下回っています。



イ 土地利用

地目別面積で見ると、市域面積の約 40%が山林、約 20%が農地、約 6%が宅地となっており、自然的土地利用が多くを占めています。それぞれの推移を見ると、農地が減少傾向にあり、宅地面積が増加傾向にあります。



ウ 産業

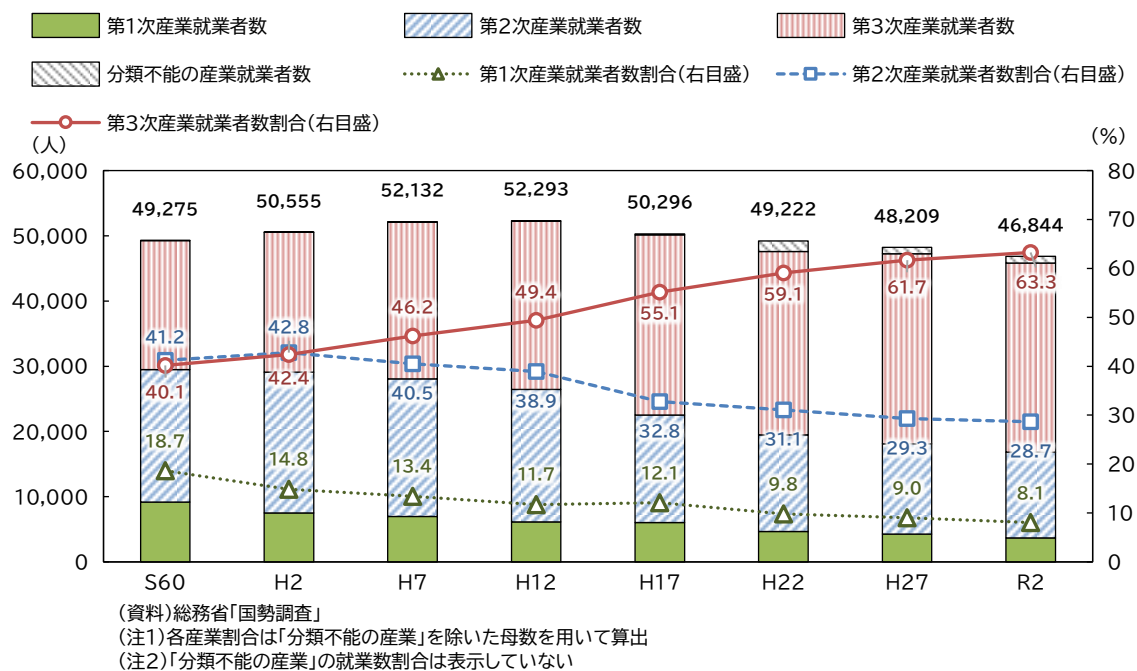
(ア)就業人口の状況

産業別就業人口を見ると、第3次産業が最も多く、第1次産業が少なくなっています。

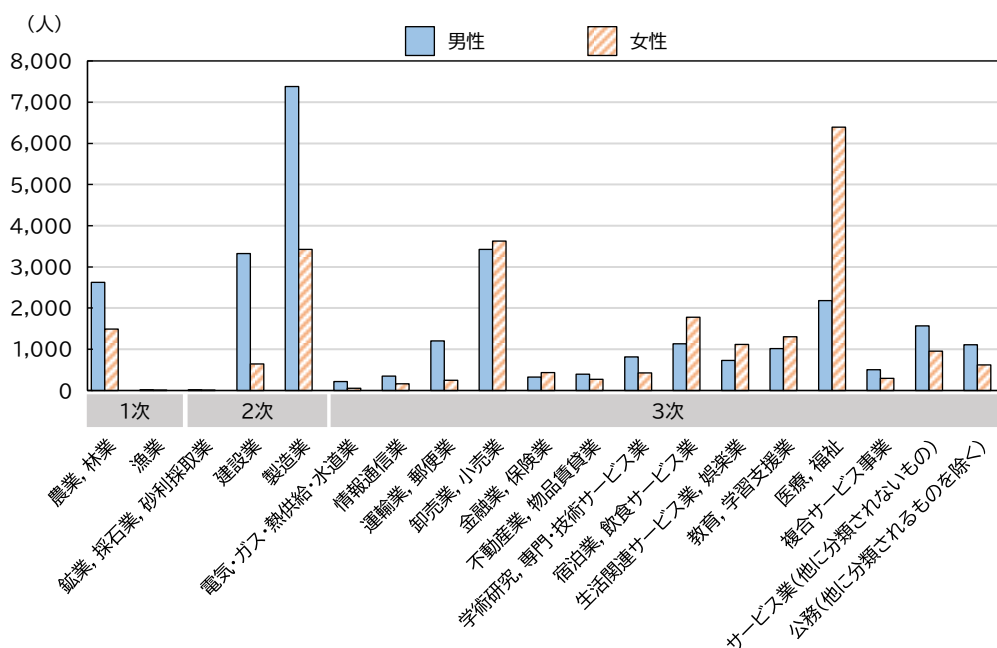
市在住者の産業分類別の就業者数を男女別に見ると、産業により男女比に違いがあり、男性は製造業で、女性は医療・福祉で、それぞれ就業者数が多い傾向にあります。

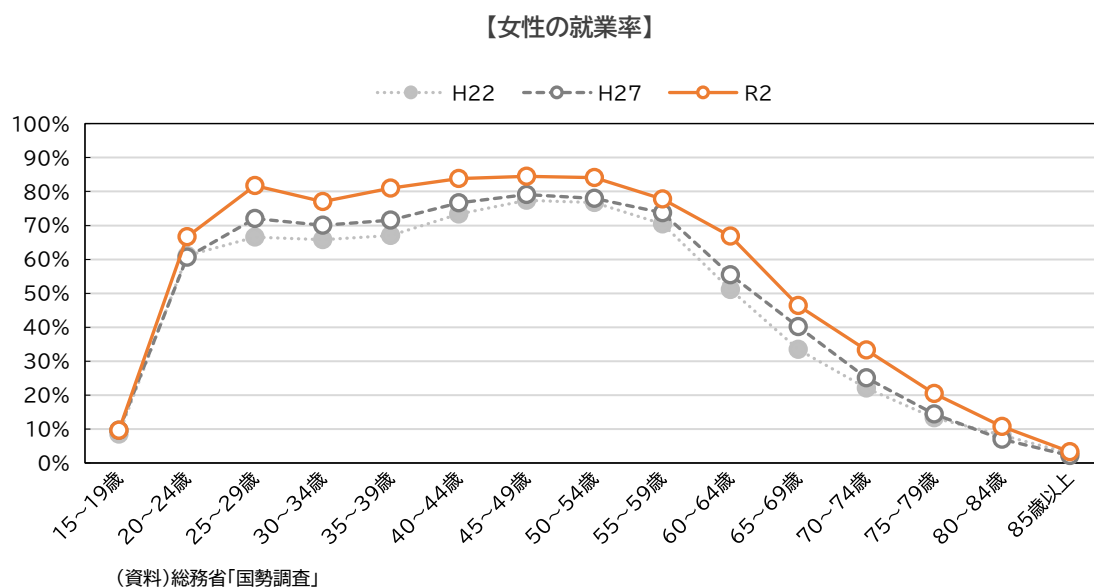
また、本市の女性の就業率を年齢別に見ると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下するM字カーブの傾向があるものの、全世代にわたり上昇傾向にあり、女性の社会進出が進んでいることが背景にあると考えられます。

【産業別就業者数の推移】



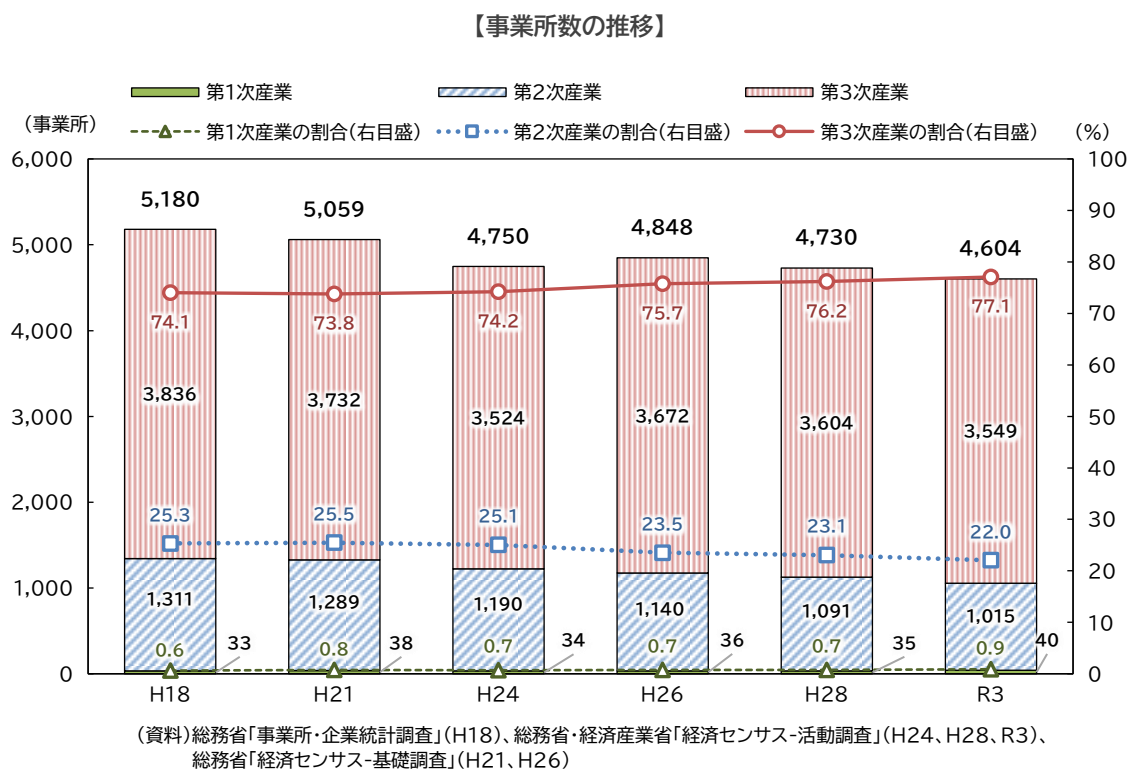
【産業別・男女別就業者数】





(イ)事業所の状況

本市の事業所数は全体として減少傾向にあり、産業別の構成比では、第2次産業が減少する一方、第3次産業が増加傾向にあります。

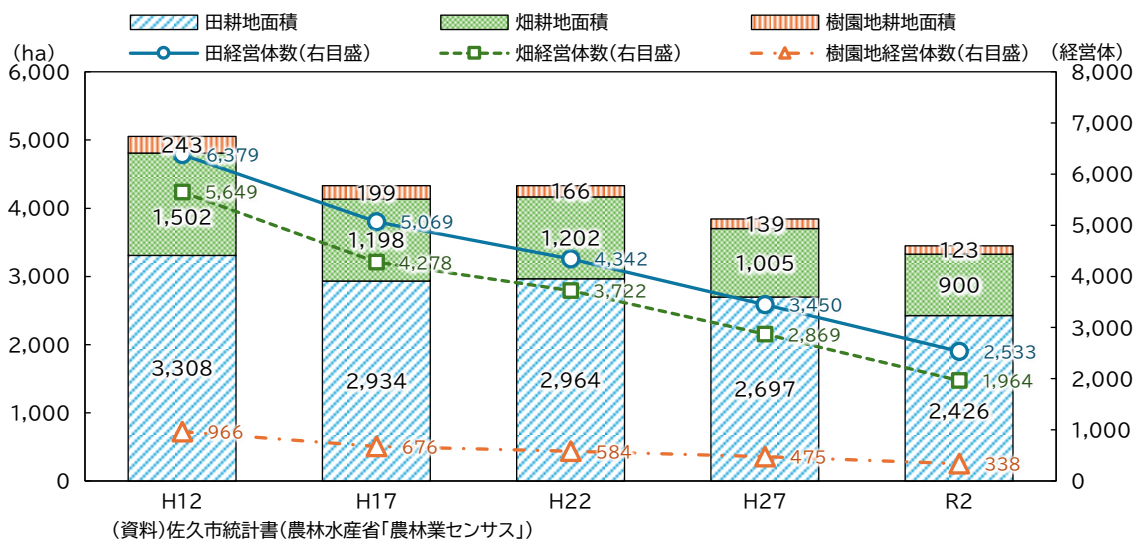


(ウ)各産業の状況

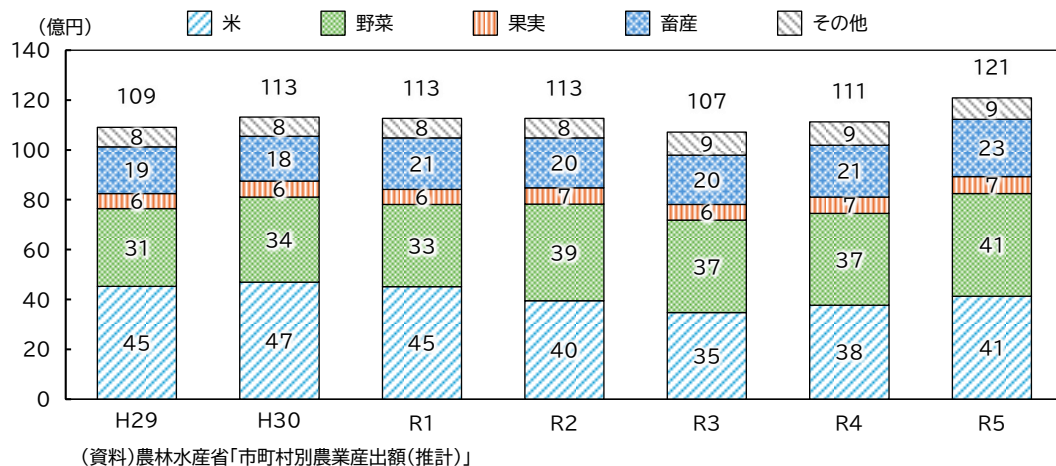
a 農業

経営体数と経営耕地面積は年々減少傾向にあります。農業産出額はおおむね横ばいから微増傾向で推移しており、生産性の向上がうかがえます。

【経営体数と経営耕地面積の推移】



【農業産出額の推移】

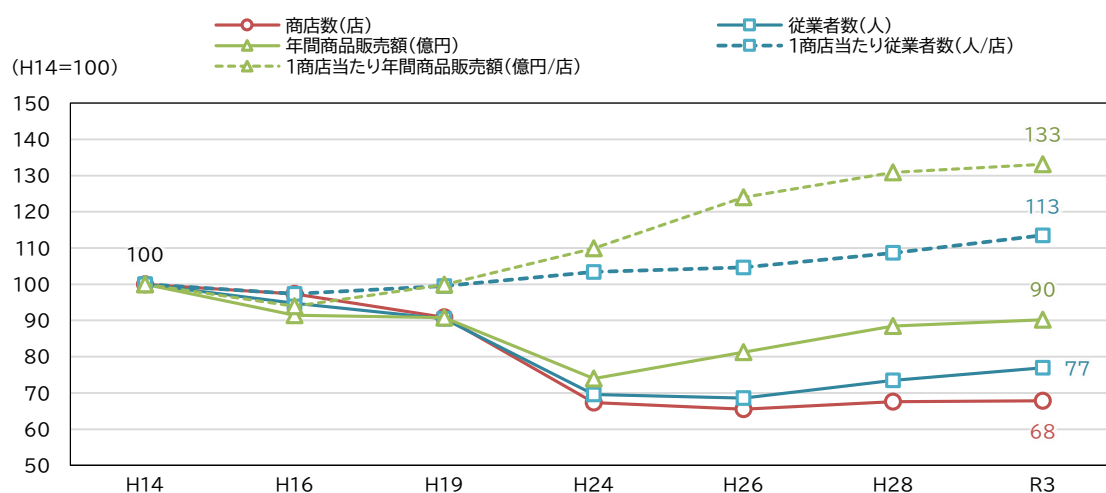


b 商業

卸売業・小売業を合わせた商店数、従業者数、年間商品販売額は、平成24年(2012年)以降増加傾向にあります。

商業吸引力係数は、県内で最も高い水準にあり、他市町村からの消費も呼び込む力を有した商業環境にあるといえます。

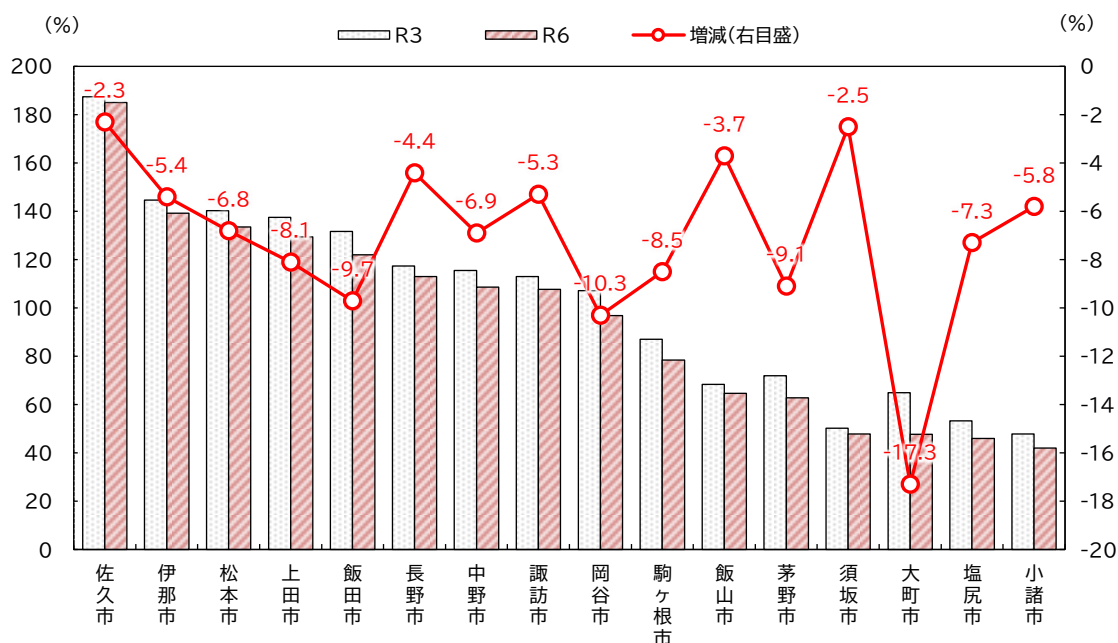
【商店数、従業者数、年間商品販売額の推移】



	H14	H16	H19	H24	H26	H28	R3
商店数(店)	1,416	1,378	1,287	953	928	957	960
従業者数(人)	9,029	8,554	8,164	6,282	6,192	6,630	6,947
年間商品販売額(億円)	2,196	2,008	1,994	1,625	1,785	1,943	1,981
1商店当たり従業者数(人/店)	6.4	6.2	6.3	6.6	6.7	6.9	7.2
1商店当たり年間商品販売額(億円/店)	1.6	1.5	1.5	1.7	1.9	2.0	2.1

(資料)商業統計調査、経済センサス-活動調査

【商業吸引力係数】

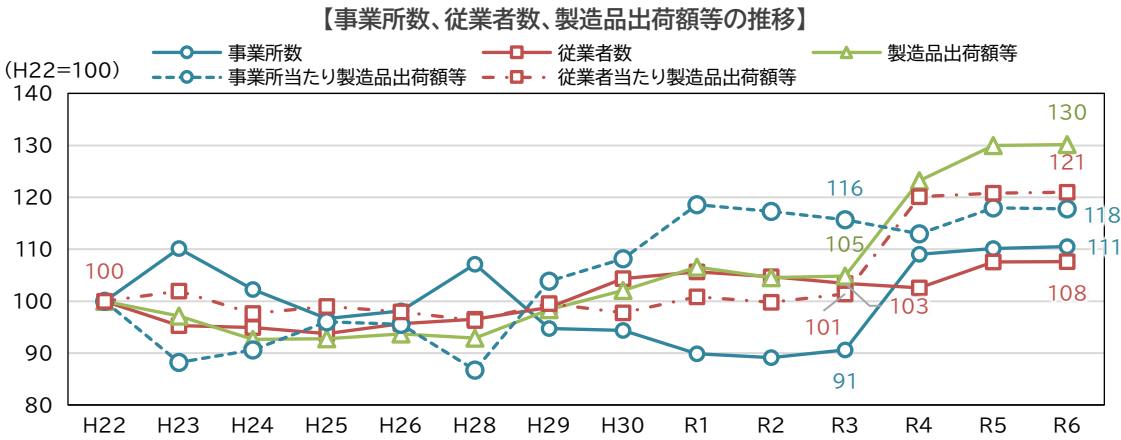


(資料)長野県「商圈調査」

(注)吸引力係数とは、(吸引人口(地元滞留人口+流入人口)÷居住人口)×100 によって算出される。居住人口に対する吸引人口の百分比であり、数値が大きいほど地元滞留率及び他市町村からの流入人口の割合が高いことを示す。

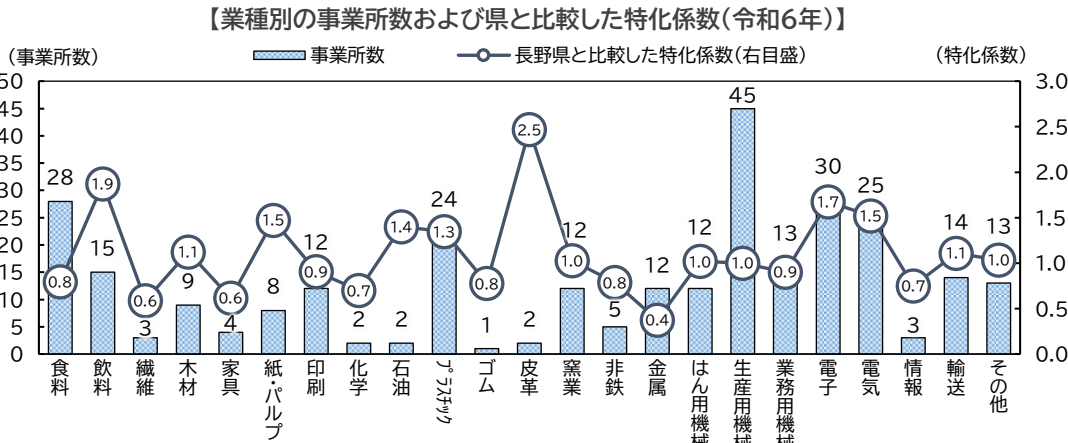
c 工業

長期的に見て、製造品出荷額等は増加傾向にあると見られます。業種別では、生産用機械器具製造業、電子部品製造業、食料品製造業などが中心となっています。

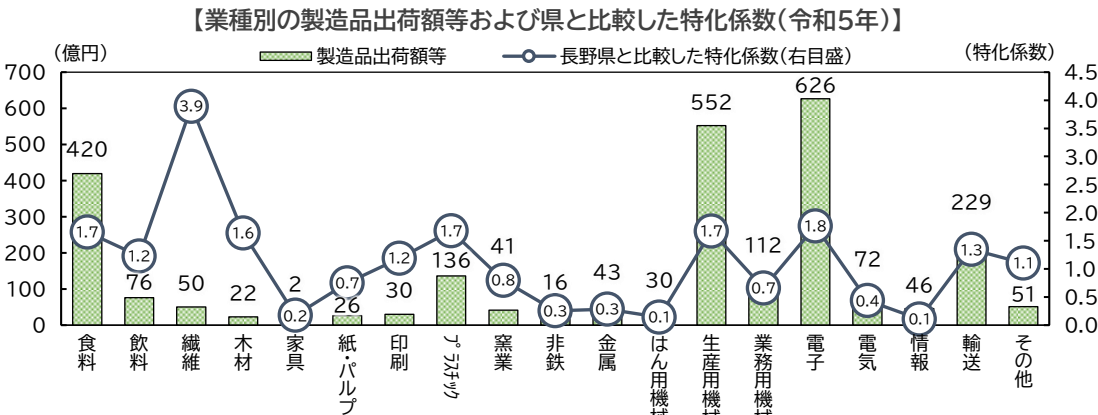


	H22	H23	H24	H25	H26	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業所数(事業所)	266	293	272	257	261	285	252	251	239	237	241	290	293	294
従業者数(人)	8,631	8,223	8,190	8,091	8,257	8,330	8,529	9,008	9,120	9,038	8,926	8,853	9,284	9,288
製造品出荷額等(億円)	2,082	2,022	1,929	1,931	1,951	1,934	2,048	2,124	2,218	2,175	2,182	2,564	2,705	2,710
事業所当たり製造品出荷額等(億円/事業所)	7.8	6.9	7.1	7.5	7.5	6.8	8.1	8.5	9.3	9.2	9.1	8.8	9.2	9.2
従業者当たり製造品出荷額等(万円/人)	2,412	2,459	2,355	2,387	2,362	2,321	2,401	2,358	2,432	2,407	2,445	2,896	2,914	2,918

(資料)工業統計調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査(製造業事業所調査)
(注)工業統計調査は令和2年で終了、令和4年から経済構造実態調査の一部として実施。これに伴い過去の数値と単純比較できない。



(資料)2024年経済構造実態調査(製造業事業所調査)
(注)X産業の特化係数=佐久市におけるX産業の構成比/県全体におけるX産業の構成比



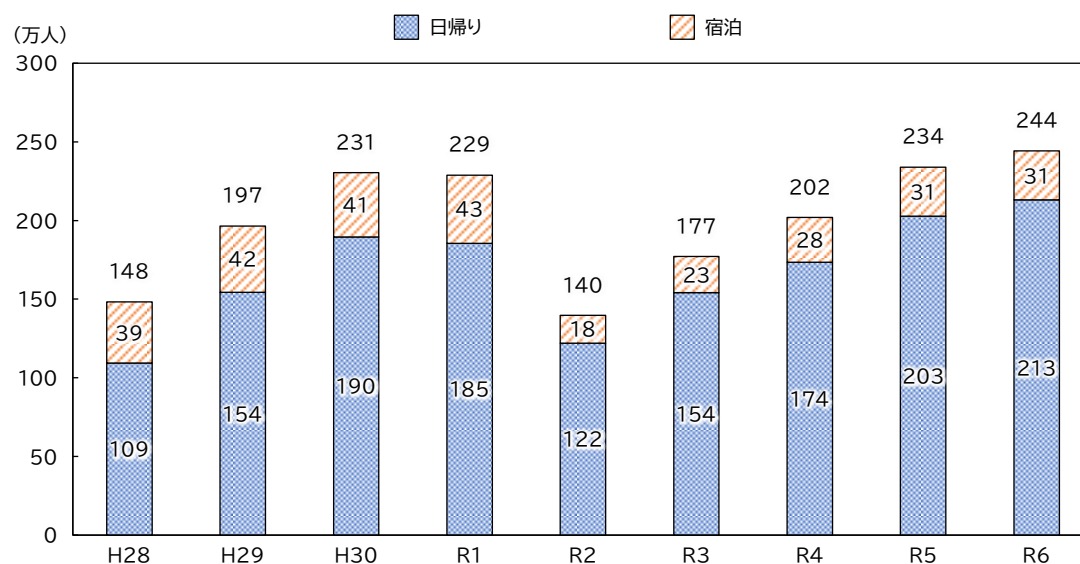
(資料)2024年経済構造実態調査(製造業事業所調査)
(注1)X産業の特化係数=佐久市におけるX産業の構成比/県全体におけるX産業の構成比
(注2)秘匿のためデータが公表されていない「化学」「石油」「ゴム」「皮革」は表示していない

d 観光

本市の観光客数は、日帰り客数が大きな割合を占めています。令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込みましたが、その後回復し、令和6年(2024年)にはコロナ禍前の令和元年(2019年)を上回る水準まで増加しています。

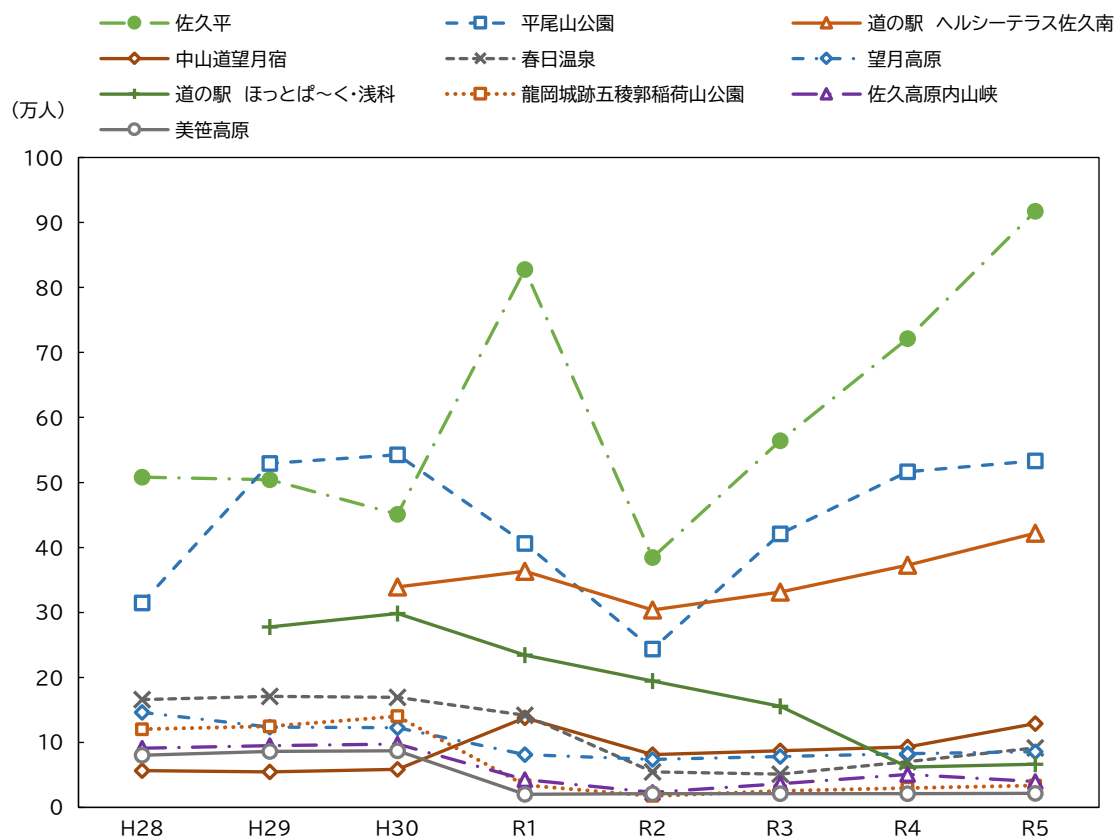
また、観光地別に見ると、「佐久平」の観光客数が近年増加傾向にあります。

【観光客数の推移】



(資料)長野県「観光地利用者統計調査」

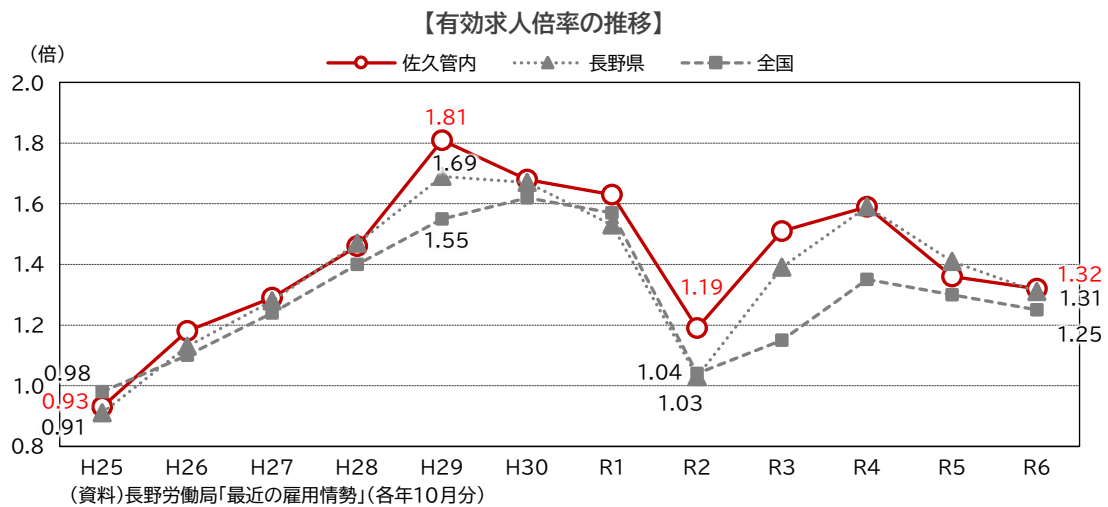
【観光地ごとの観光客数の推移】



(資料)長野県「観光地利用者統計調査」

e 雇用の状況

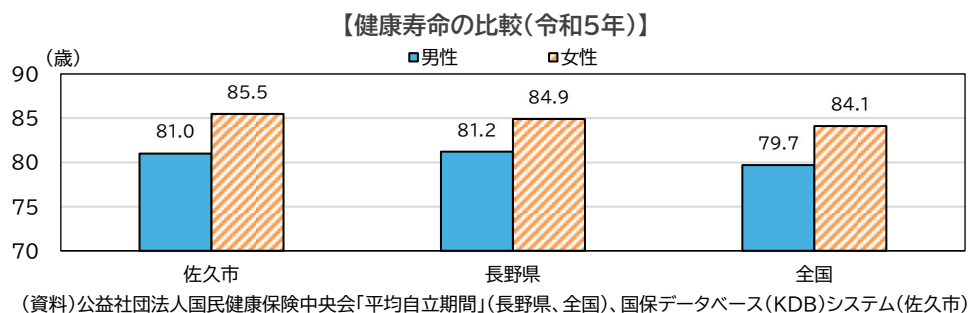
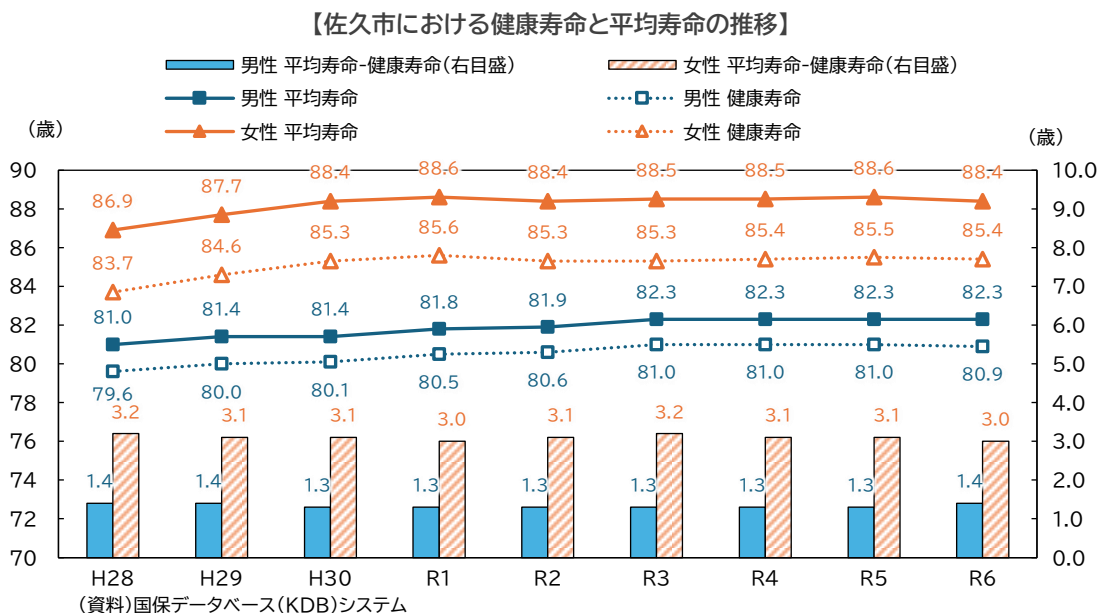
ハローワーク佐久管内の有効求人倍率は、近年の人手不足を反映し、求人数が求職者数を上回る水準で推移しています。



工 健康

平成28年(2016年)と令和6年(2024年)の健康寿命を比較すると、男性は1.3年、女性は1.7年延びています。同期間での平均寿命の伸び幅は、男性は1.3年、女性は1.5年であり、女性については健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回っています。

また、令和5年(2023年)の本市の健康寿命は、男性・女性ともに全国平均を上回っています。



オ 財政状況

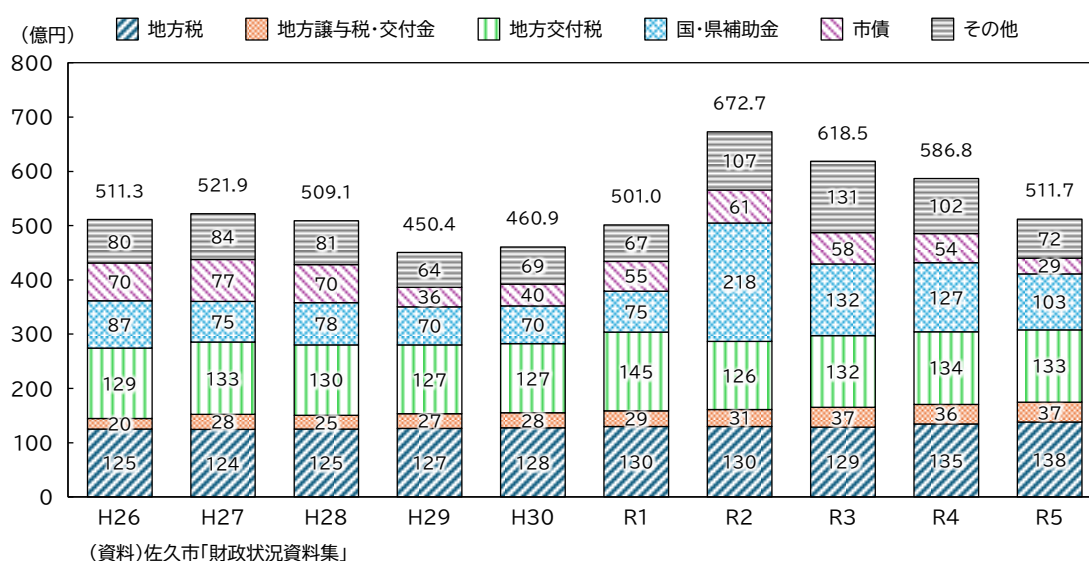
(ア)財政状況

本市の普通会計歳入歳出決算額は、令和2年度(2020年度)に「国・県補助金」により大きく増加しましたが、令和5年度(2023年度)は令和元年度(2019年度)以前とおおむね同程度の水準となっています。

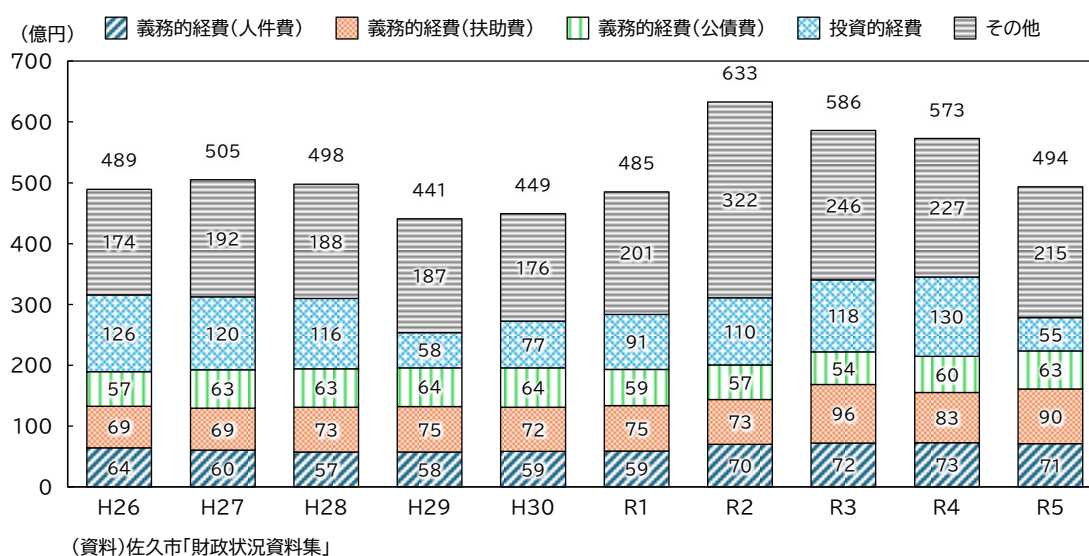
歳入では、市税の割合が近年約20～27%程度で推移していますが、長期的には人口減少に伴う税収の減少が懸念されます。

また、歳出では、社会保障関係経費の伸びにより扶助費の割合が増加しています。

【歳入の推移】

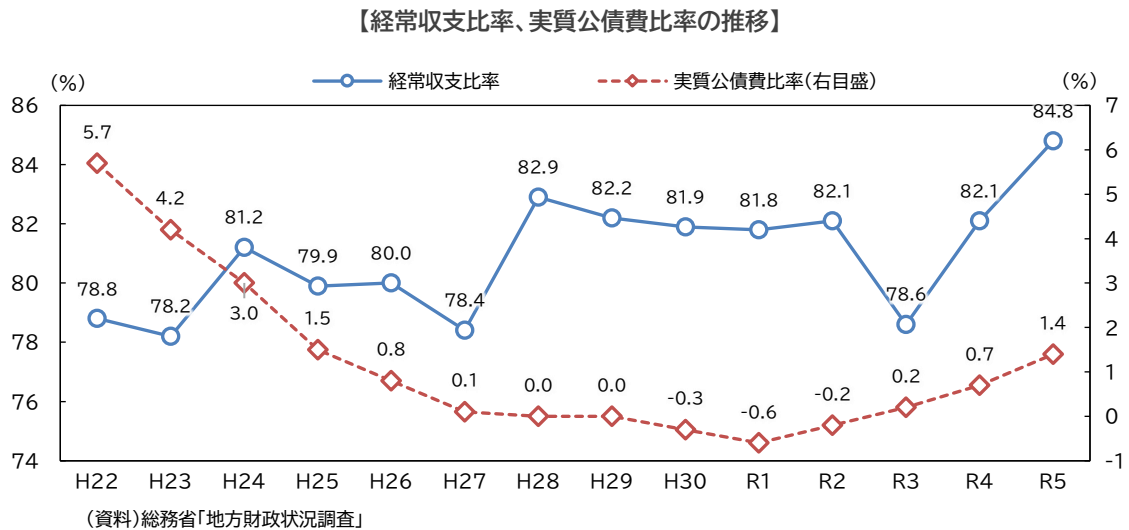


【歳出の推移】



(イ)その他財政指標の推移

財政の健全性を表す経常収支比率⁷と実質公債費比率⁸は、近年増加傾向にあるものの、いずれも県内 19 市の中で最も低水準となっており、本市の財政構造に弾力性があるといえます。



⁷ 経常収支比率：地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合

⁸ 実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標

(2)時代の潮流

ア 人口減少・構造変化の深刻化

日本の人口は減少局面にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計（令和5年(2023年)推計）によると、令和38年(2056年)には総人口が1億人を下回り、さらに令和52年(2070年)には現在の約7割まで減少すると予想されています。特に生産年齢人口（15～64歳）の減少は著しく、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる「2040年問題」を見据え、労働力不足の常態化や社会保障制度の持続可能性が懸念されています。

こうした人口構造の急激な変化は、医療・介護の需給バランスの悪化、道路・水道などの社会インフラの維持管理、地域コミュニティの存続など、市民生活の根幹に関わる課題を顕在化させることが予測されます。

今後は、人口減少を前提としつつも、多様な人材が活躍できる環境整備や、限られた資源で質の高いサービスを持続するための社会構造への転換が強く求められています。

イ デジタル技術がもたらす変革(DX・AX)

IoT⁹やビッグデータ¹⁰に加え、近年急速に普及したAIを始めとするデジタル技術は飛躍的な進化を遂げ、社会生活や産業構造、行政サービスなど社会のあらゆる分野に影響を及ぼしています。

コロナ禍を経て、非接触・非対面を前提とした生活様式や、時間や場所にとらわれない働き方が浸透する中、AIなどのデジタル技術がもたらす変革（DX・AX）は、個人の生活の質（QOL）の向上につながる可能性を秘めています。

こうした潮流は、行政サービスの高度化や産業の競争力強化に寄与するだけでなく、人口減少に伴う労働力不足が深刻化する中、地域社会や行財政経営を持続させるための不可欠な要素となっています。

一方で、急速に進む技術革新は、情報格差（デジタルデバイド）やセキュリティリスクといった課題も顕在化させています。

こうした変化を的確に捉え、デジタル化やAI活用の推進によって地域の強みを最大限に引き出し、地域の魅力向上や効果的な発信につなげていく必要があります。また、誰もがデジタルの恩恵を享受できる「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会」の構築が求められています。

⁹ IoT：Internet of Things の略で、様々なモノがインターネットにつながり、相互に通信することで、データの収集や遠隔での管理・制御などを行うことができる技術

¹⁰ ビッグデータ：従来のシステムでは管理や解析が難しい、日々生成・収集される膨大な量の、様々な種類・形のデータ(情報)で、データを解析、分析及び評価した結果得られた情報

ウ 自然災害の激甚化・頻発化と安心・安全を求める意識の高まり

気候変動の進行は「気候危機」とも呼ばれる深刻な状況にあり、線状降水帯による集中豪雨や猛暑日が各地で頻発するなど、自然災害のリスクは年々高まっています。加えて、東日本大震災や能登半島地震を始め大規模地震も相次いで発生しており、災害の脅威は一層深刻さを増しています。本市においても、令和元年東日本台風の経験から防災意識が変容し、ハード・ソフト両面の備えに対する重要性が再認識されています。

また、社会のデジタル化や AI の普及に伴い、サイバー犯罪や災害時のフェイクニュース拡散といった新たな脅威も顕在化し、安心・安全へのニーズは多様化しています。

こうした状況を背景に、ハード・ソフト両面での防災・減災対策に加え、デジタル技術を活用した迅速な災害情報の共有や、地域のレジリエンス¹¹強化を進めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められています。あわせて、森林、農地、河川といった地域資源の価値を再認識し、環境負荷の軽減や再生可能エネルギーへの転換など、GX¹²の視点を持って、持続可能な社会への転換を図っていく必要があります。

エ 経済情勢の変化

国境を越えたサプライチェーン¹³の構築やインバウンド需要の高まりなど、日本と世界のつながりが深まり、経済のグローバル化が急速に進む中、近年は地政学的リスク¹⁴の高まりやサプライチェーンの再編、脱炭素化（GX）の加速など、構造的な変化に直面しています。

他方、国内では人口減少と高齢化、これに伴う生産年齢人口の減少が進行し、構造的な人手不足や消費動向の変化が地域経済へ影響を及ぼしています。加えて、AI を始めとしたデジタル技術の急速な進展により、産業構造の転換が求められるとともに、物価高騰やエネルギーコストの上昇が企業や家計に負担を与えています。

こうした環境下で、地域経済の持続性を確保するためには、AI やデジタルなどの新技術の活用による産業の高度化・省力化、地域資源を生かした新たな価値の創出に加え、人的資本経営の視点を取り入れ、女性や若者を始め多様な人材が活躍できる環境の整備を進めていく必要があります。

¹¹ 地域レジリエンス：自然災害や感染症、人口減少などの様々な危機や環境変化に対し、致命的な機能不全に陥ることなく、柔軟に対応して速やかに回復し、持続していく地域の能力

¹² GX（グリーントランスフォーメーション）：産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、社会経済システム全体の変革を行うこと

¹³ サプライチェーン：商品が生産されてから消費されるまでの一連の経済活動（調達・生産・販売・消費など）

¹⁴ 地政学的リスク：特定の地域における政治的、軍事的、社会的な緊張の高まりが、世界情勢や経済に悪影響を及ぼすリスクのこと

オ 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が進む中で、人々の価値観は「物質的な豊かさ」から、生きがいや充足感を重視する「心の豊かさ」へとシフトしており、身体的・精神的・社会的に満たされた状態である「ウェルビーイング（Well-being）」を追求する傾向が強まっています。

働き方においては、女性や高齢者の就労拡大、男性の家事・育児参画など、性別や年齢にとられない意識変容が進んでいます。加えて、テレワークの普及により場所を選ばない働き方が広がったことで、豊かな自然環境や特色ある教育環境を求め、地方への移住や二地域居住を实践するなど、自分らしいライフスタイルを選択する動きが加速しています。

また、人生の歩み方も、学びから仕事、老後へと進む単線型の生き方から、ライフステージに応じて学び直しや多様な活動に取り組む複線型の生き方へと変化しています。

さらに、障がいの有無や性別、国籍などにかかわらず、多様な個性を認め合い、誰もが社会の一員として尊重され、包摂される「ソーシャル・インクルージョン¹⁵」の実現が求められています。

多様化する一人ひとりの生き方に寄り添い、誰も孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる社会の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

¹⁵ ソーシャル・インクルージョン：性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、全ての人の多様な個性を尊重し、認め合う考え方。孤独や孤立、排除を防ぎ、誰もが地域社会の一員として役割を持ちながら、自分らしく安心して暮らせる「支え合いの社会」を目指す上で重要な概念

(3)まちづくりに対する市民ニーズ

ア アンケート

(ア)市民アンケート

計画の策定に当たり、まちづくりに対する市民ニーズを把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

【実施概要】

実施期間:令和7年(2025年)6月5日～6月30日

調査対象:市内に住所を有する 16 歳以上の男女 3,000 人

調査方法:郵送による無記名アンケート(回答は郵送または WEB)

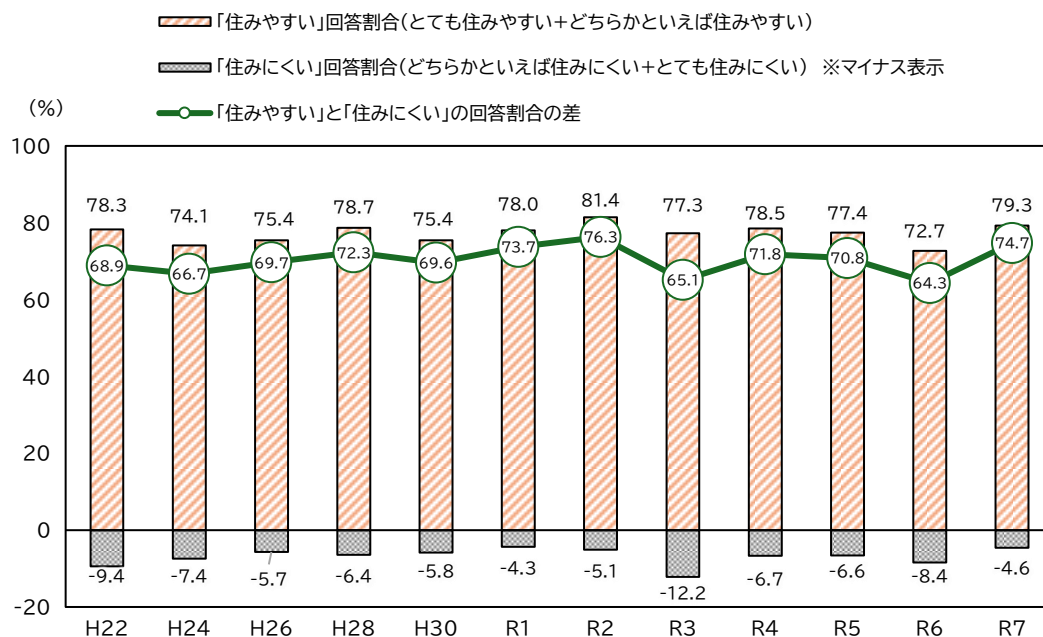
有効回答:1,405 人(回答率:46.8%)

a 佐久市の住みやすさ

「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合は合わせて 79.3%に達しました。

また、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を合わせた回答割合との差は 74.7 ポイントあり、平成 22 年(2010 年)以降で 2 番目に高い水準となっています。

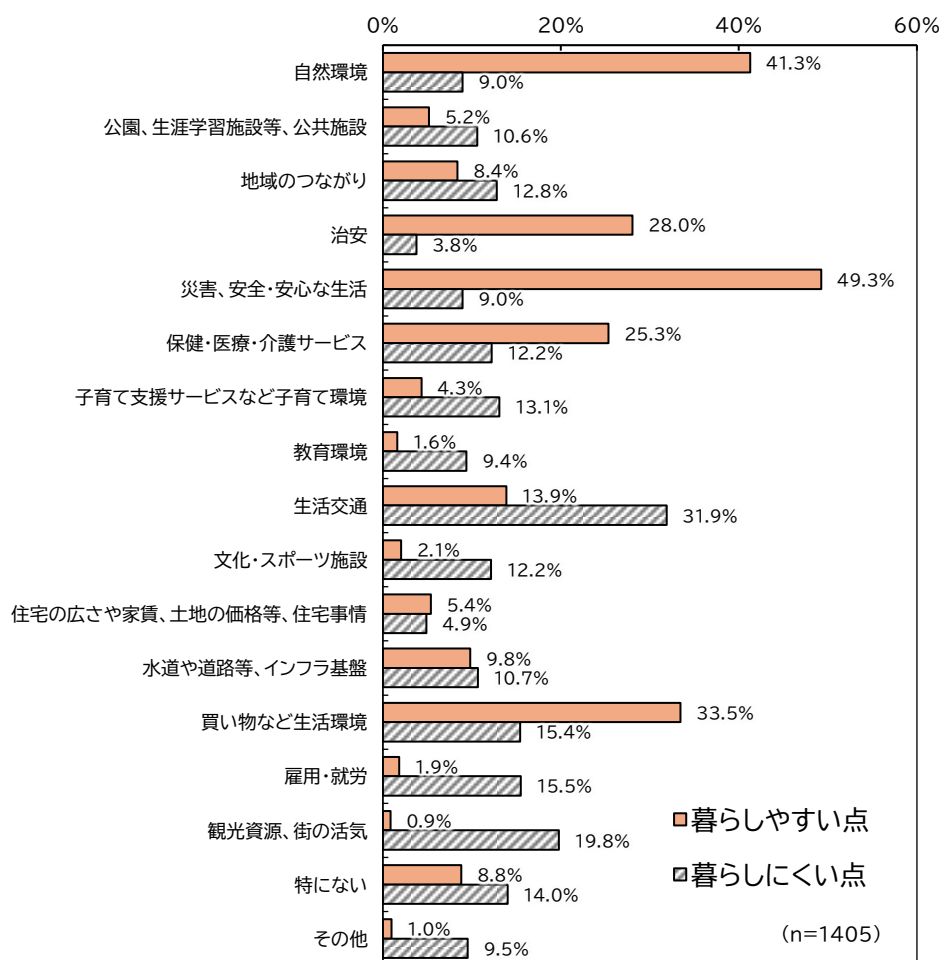
このことから、多くの市民が現在の生活環境を肯定的に捉えていることがうかがえます。



b 佐久市の「暮らしやすい点」「良くなってほしい点や課題を感じている点」

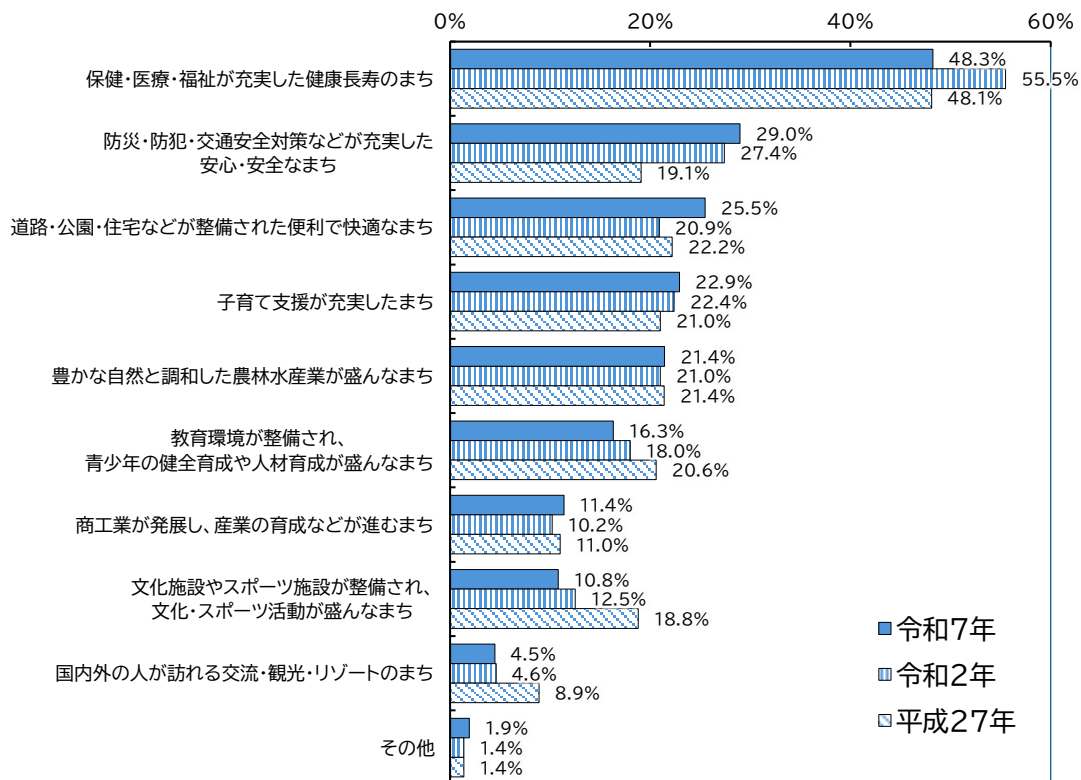
「暮らしやすい」回答割合が優勢な項目として、「災害、安心・安全な生活」、「自然環境」、「買い物など生活環境」が上位に挙がっており、安全で利便性の高い生活基盤が評価されています。

一方で「良くなってほしい、課題を感じている」回答割合が優勢な項目としては、「生活交通」、「観光資源、街の活気」、「雇用・就労」が上位に挙がっており、改善を求める声が多く寄せられています。



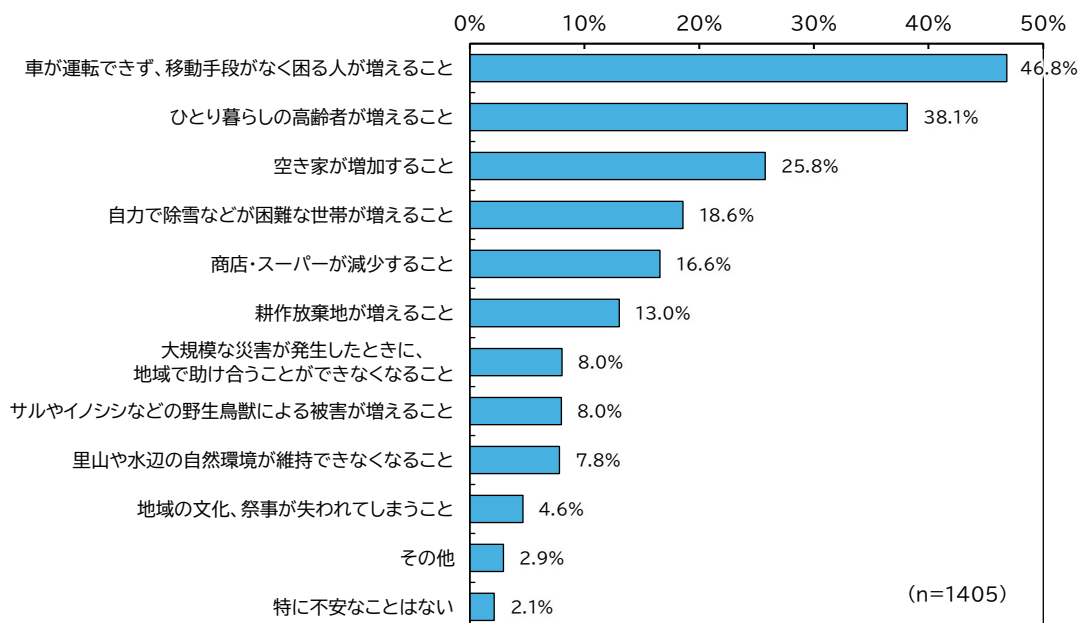
c 将来の佐久市になってほしい姿

本市の強みであり、これまで重点的に推進してきた「保健・医療・福祉が充実した健康長寿のまち」が最も高くなっています。次いで「防災・防犯・交通安全対策などが充実した安心・安全なまち」が高く、「安心・安全」な暮らしを望む声が多い結果となっています。



d 佐久市で暮らしていく上での不安

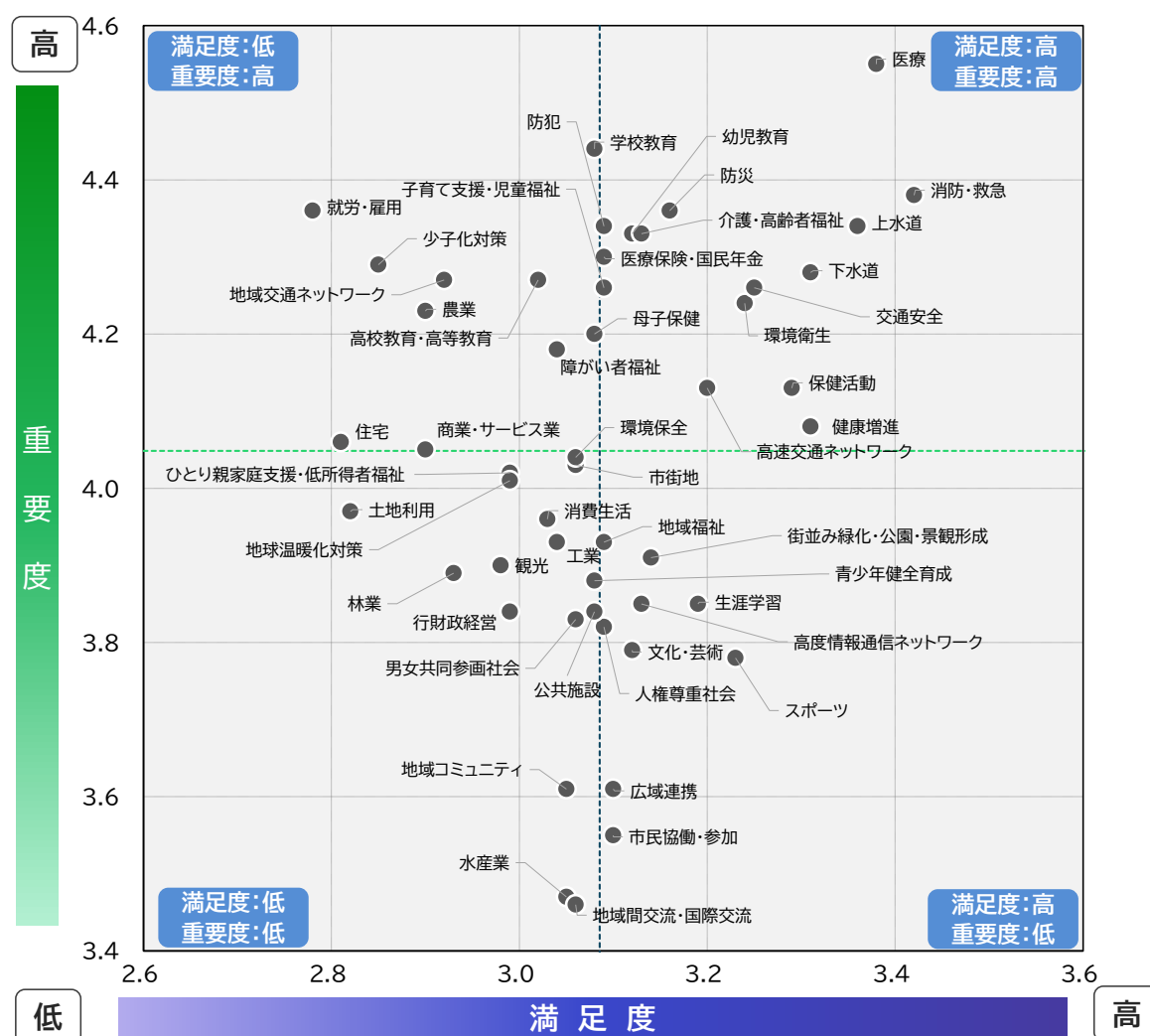
「車が運転できず、移動手段がなく困る人が増えること」が46.8%、「ひとり暮らしの高齢者が増えること」が38.1%と並んで高くなっており、高齢化の進行に伴う不安を掲げる方が多いことが特徴として挙げられます。



e 各施策の満足度・重要度(指数)

50 項目の施策について評価を分析した結果、「医療」「健康増進」「保健活動」などの健康関連や、「消防・救急」「上下水道」「交通安全」などの生活安全に関する施策は、満足度・重要度ともに高く、引き続き高い水準での維持が求められています。

一方で、「就労・雇用」「少子化対策」「地域交通ネットワーク」は、多くの市民が重要視しているものの満足度が低いため、優先的に取り組むべき施策といえます。



得点は以下の方法で算出しました。

- ①それぞれの回答数に、以下の点数を乗じ、その合計値を算出します。
- 満足:5点/やや満足:4点/どちらでもない:3点/やや不満:2点/不満:1点
- 重要:5点/やや重要:4点/どちらでもない:3点/あまり重要ではない:2点/重要ではない:1点
- ②その合計値を「無回答」を除く回答数で除します。

(イ)中学生アンケート

将来を担う若い世代の意見を把握するため、市内の中学校7校の全生徒を対象とした中学生アンケートを実施しました。

【実施概要】

実施期間: 令和7年(2025年)6月20日～7月11日

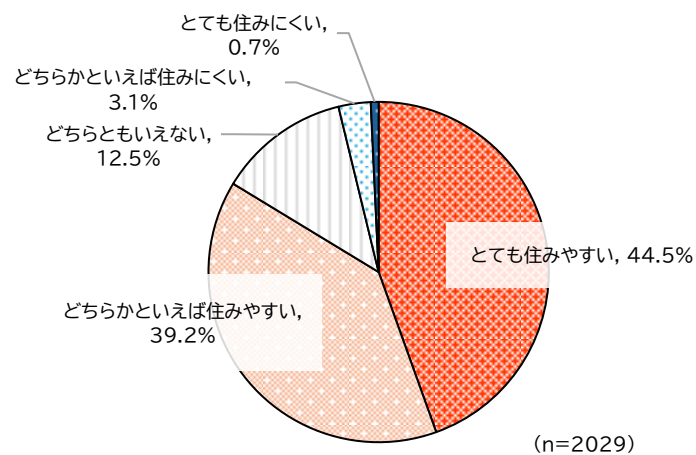
調査対象: 市立中学校7校の生徒 2,482人

調査方法: 市内中学校にてWEBアンケートの二次元コード付き資料を配布(回答はWEB)

有効回答: 2,029人(回答率: 81.7%)

a 佐久市の住みやすさ

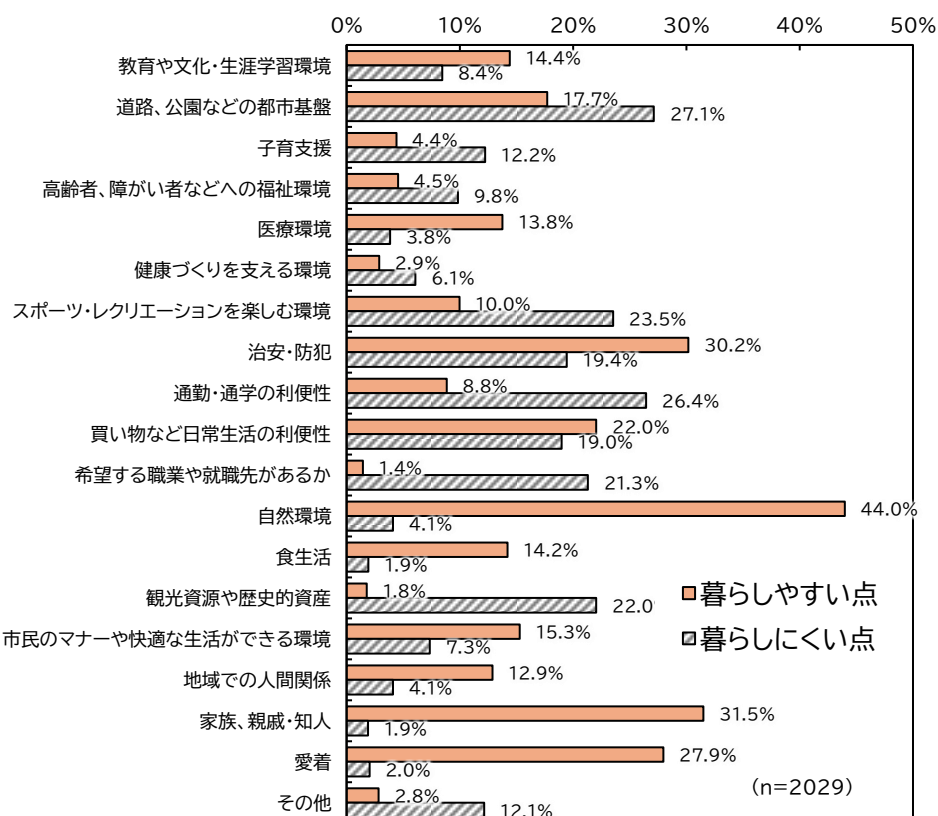
「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合は合わせて83.7%に達し、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を合わせた回答割合3.8%を大きく上回っています。多くの中学生が、現在の佐久市での生活に満足していることがうかがえます。



b 佐久市の「暮らしやすい点」と「暮らしにくい点」

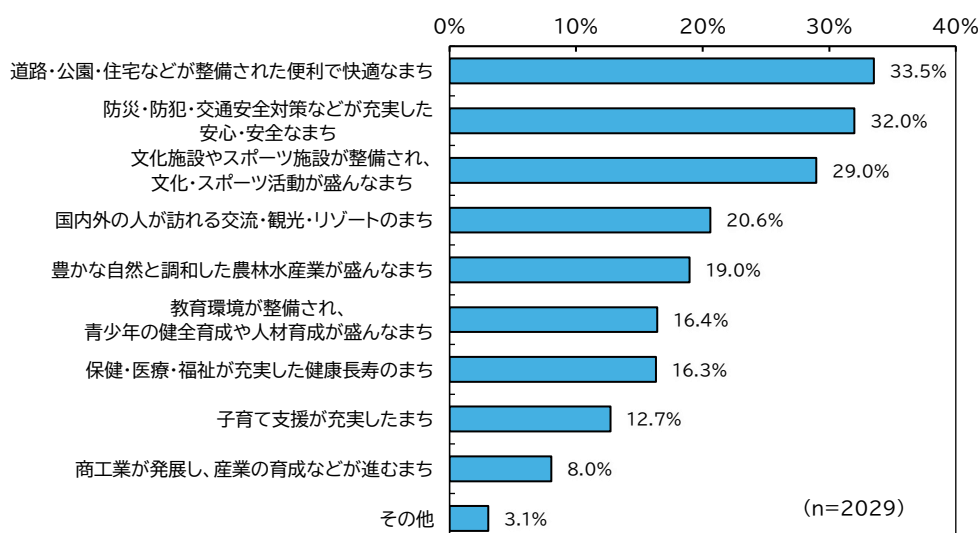
「暮らしやすい」回答割合が優勢な項目として、「自然環境」、「家族・親戚・知人」、「愛着」が上位に挙がっており、豊かな自然と人とのつながりが中学生の生活満足度を支えています。

一方で「暮らしにくい」回答割合が優勢な項目として、「観光資源や歴史的資産」、「希望する職業や就職先があるか」、「通勤・通学の利便性」が上位に挙げられており、将来の進路や移動手段、まちの魅力に対して課題を感じている様子がうかがえます。



c 将来の佐久市になってほしい姿

「道路・公園・住宅などが整備された便利で快適なまち」が33.5%で最も高く、次いで「防災・防犯・交通安全対策などが充実した安心・安全なまち」が32.0%となり、都市機能の利便性と生活の安心・安全が求められています。



(ウ)高校生アンケート

将来を担う若い世代の意見を把握するため、市内の高等学校5校の全生徒を対象とした高校生アンケートを実施しました。

【実施概要】

実施期間:令和7年(2025年)6月19日~7月31日

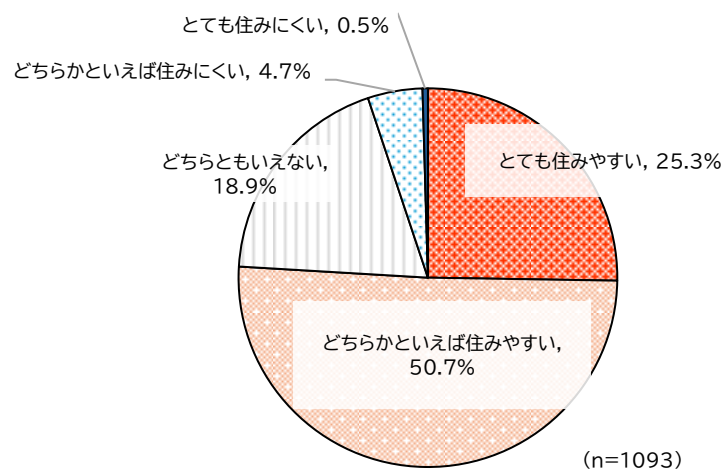
調査対象:市内の高等学校5校の生徒 2,686人

調査方法:市内高等学校にてWEBアンケートの二次元コード付き資料を配布(回答はWEB)

有効回答:1,093人(回答率:40.7%)

a 佐久市の住みやすさ(過ごしやすさ)

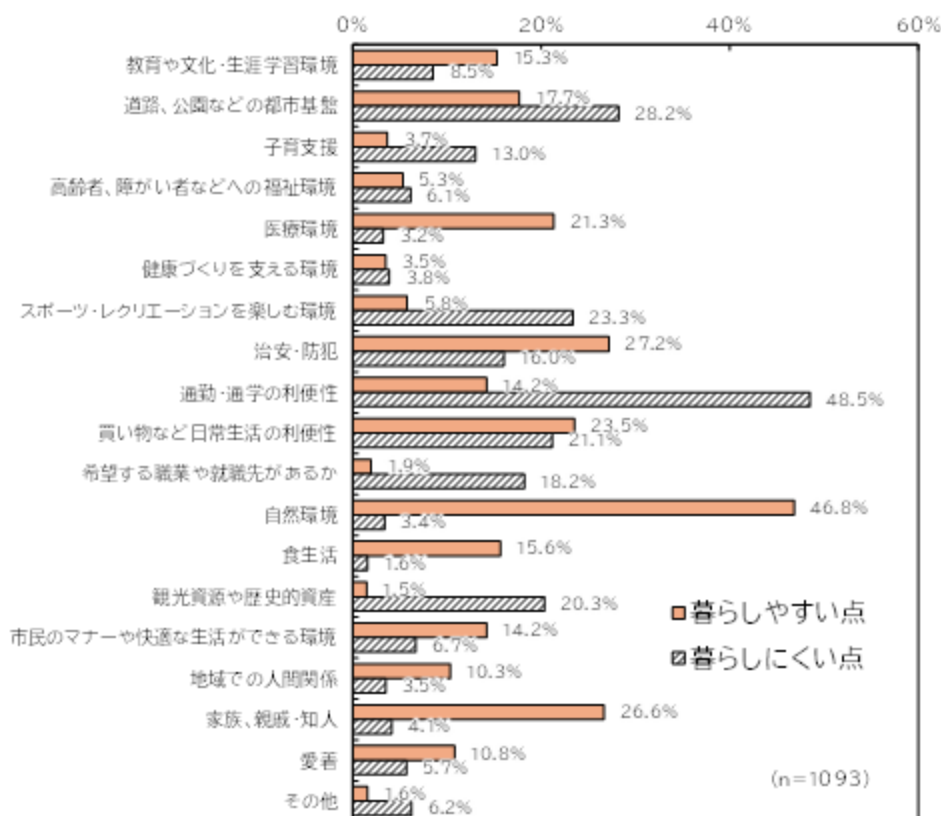
「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した割合は合わせて76.0%に達し、高校生においても「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を合わせた回答割合5.2%を大きく上回る高い評価となっています。



b 佐久市の「暮らしやすい点」と「暮らしにくい点」

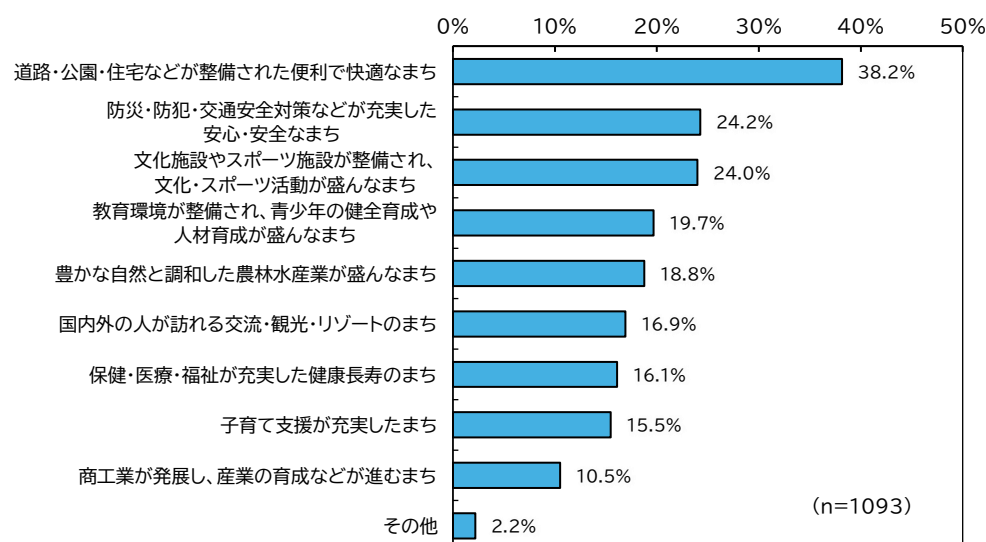
「暮らしやすい」回答割合が優勢な項目としては、中学生と同様に「自然環境」、「家族、親戚・知人」が上位ですが、高校生ではこれらに加え「医療環境」も評価されています。

一方で「暮らしにくい」回答割合が優勢な項目として、通学範囲が広がることもあり「通勤・通学の利便性」が課題として挙げられています。また、「観光資源や歴史的資産」、「スポーツ・レクリエーションを楽しむ環境」の充実を求める声も多くなっています。



c 将来の佐久市になってほしい姿

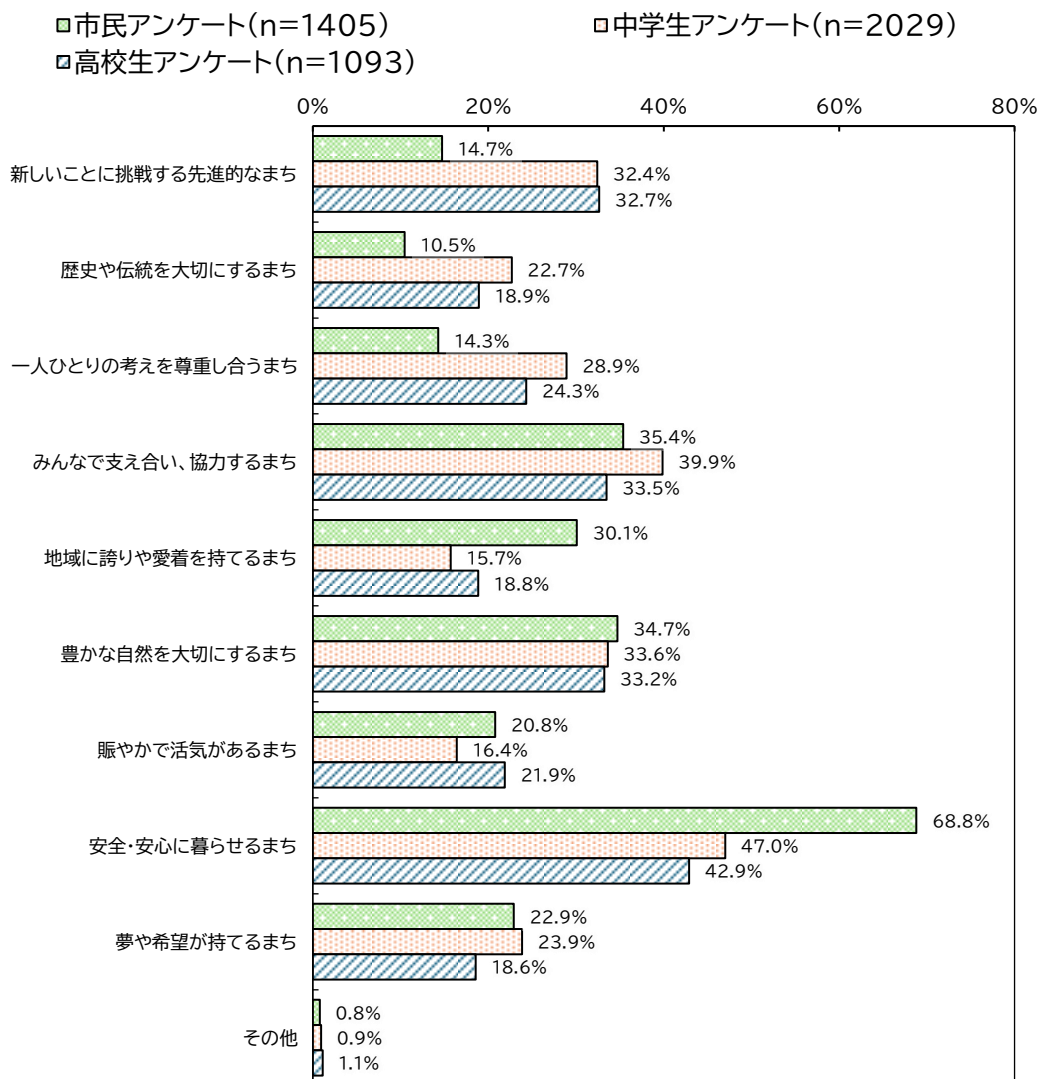
「道路・公園・住宅などが整備された便利で快適なまち」が38.2%で最も高く、次いで「防災・防犯・交通安全対策などが充実した安心・安全なまち」が24.2%となり、若者が定住・回帰するためには、生活の利便性向上が重要になってくることが示唆されています。



(工)市民、中学生、高校生アンケート結果の比較

まちづくりを進めていく上で大切にしていけるべきこととして、市民アンケートでは、「安心・安全に暮らせるまち」が1位、「みんなが支え合い、協力するまち」が2位となり、安定した生活基盤を求める傾向が強く表れています。また、中学生・高校生においても、「安心・安全に暮らせるまち」は最も回答割合が高くなっています。

一方で、市民アンケートと比較して、中学生・高校生は「新しいことに挑戦する先進的なまち」や「一人ひとりの考えを尊重し合うまち」を選ぶ割合が高い傾向にあり、若者はまちに対して「挑戦」や「先進性」に加え、多様な価値観が尊重される社会を期待している様子がうかがえます。



イ 市民ワークショップ

計画の策定に当たり、まちづくりに対する多くの皆さんからの意向を把握するため、佐久市に在住・在勤・在学されている高校生以上の方を対象に、佐久市の未来に向けて語り合い、アイデアを出し合うワークショップを開催しました。

各回の全体テーマおよび開催日時等

	第 1 回	第 2 回	第 3 回
各回の全体テーマ	さらに子育てしやすい まちにしたい！	デジタルを活用してさら に便利なまちにしたい！	さらに魅力ある、暮らし たくなるまちにしたい！
日時	令和7年(2025 年) 9 月 21 日 10:00~12:00	令和7年(2025 年) 10 月 26 日 10:00~12:00	令和7年(2025 年) 10 月 26 日 14:00~16:00
会場	佐久市役所 8 階 大会議室	浅間会館会議室1・2	浅間会館会議室1・2

※複数回への参加可能



【第1回】さらに子育てしやすいまちにしたい！ **主な意見**

分 野	意見の概要
教育・文化	● 宇宙分野など特化した学科の設置や、企業と連携した探究学習 ● コミュニティスクールの活用や、こどもの居場所づくり ● 教員の業務改善による負担軽減
都市基盤	● さくっとワゴンのネット予約、習い事の送迎支援、ライドシェアの解禁 ● 遊びの場や公民館を活用した自習スペースなど、こどもが安心して過ごせる場所づくり ● 空き家の有効活用による地域づくり
経済・産業	● 育休や時短勤務、フレックスタイム制などの普及 ● こどもが地元企業を知る職業体験の機会拡充
保健・福祉	● 出産・育児中の多世代交流や、実家が遠くサポートを受けづらい人へのケア ● お母さんの困りごとを話し合える仕組みづくり ● SNS などを活用した、必要な人への確実な情報発信
自然・生活環境、 防災・安全	● 安全に安心して遊べる公園の整備・充実 ● 家庭内での平時からの話し合いや、避難所のバリアフリー化 ● 多世代が集まる「防災運動会」など、楽しみながら防災を学ぶ機会の創出
協働・交流	● 世代を超えた交流の場や、お互いを知り合う機会の創出 ● 市民の声が市政に届き、一人ひとりが当事者意識を持てるまちへ ● 若者が市外へ出て戻って来たいと思えるまちへ

【第2回】デジタルを活用してさらに便利なまちにしたい！ **主な意見**

分 野	意見の概要
教育・文化	● 不登校児童などへのオンライン授業の日常化 ● 誰も取りこぼさない個別最適な学び ● 保育 ICT サービスを母子手帳とともに周知するなど、保育園におけるデジタル活用の促進
都市基盤	● デマンド予約の LINE 活用や、ライドシェアの活用 ● AI を用いた空撮データによる空き家、田畑などの判定
経済・産業	● スマート農業や DX による農地バンクの仕組みづくり ● 廃校を利用したデータセンターの開発合宿やワーケーションの誘致
保健・福祉	● 電子母子手帳や個人ごとのデータによる情報配信 ● AI による手続きの簡素化や困っている人の見える化 ● デジタルを使用せず、地域のつながりでカバーできることも大切
自然・生活環境、 防災・安全	● 地形デジタルツインを防災面で活用 ● スピーカー付ドローンによる鳥獣(サル)対策 ● ドローン配送による孤立集落支援

分 野	意見の概要
協働・交流	● デジタル活用による自治会・区役員の負担軽減 ● 市ホームページを AI やチャットボットを活用し、利便性向上 ● アプリなど関係人口とつながれるツールの活用

【第 3 回】さらに魅力ある、暮らしたくなるまちにしたい！
主な意見

分 野	意見の概要
教育・文化	● 地域格差がなく、多様な学びを実現するまちへ ● 習い事や塾への体験助成クーポンなど、こどもたちのやりたい気持ちを応援する取組 ● 地域の人から学生へ文化・芸術を伝える機会の増加
都市基盤	● 買い物できる場所など、中心部と周辺部の環境の差の解消 ● こどもたちが積極的に外に出たくなるような公園・広場・施設の充実 ● 学生、シニアが自由に移動できる交通手段の確保
経済・産業	● IT 企業の誘致や開発合宿、福祉業界の処遇改善 ● 佐久鯉、フナのブランド力向上や、遊休地を活用したイベント(泥んこ運動会など) ● 観光イベント(バルーン、マラソンなど)における連携強化と民間団体への支援
保健・福祉	● 女性やこどもの貧困にもっと光をあてる ● 男性の家庭進出にもっと本気の取組を推進
自然・生活環境、 防災・安全	● 避難所の環境改善(畳、Wi-Fi など)と災害に対する意識改革 ● 通学路沿いの空き家対策や、移住者のニーズに合わせた空き家バンクの基準緩和 ● 川遊びなどのアナログな体験の充実
協働・交流	● 区役員業務のアウトソース、事務局機能を担うところがあるとよい ● LINE 公式アカウントの使い勝手向上 ● 一方的な決定ではなく納得して進めるプロセスや、行政にすぐ声が届く仕組みづくり

ウ 各種団体等インタビュー

計画の策定に当たり、幅広い見地から意見や課題、ニーズなどを把握するため、各種団体等インタビューを実施しました。

(ア)小諸養護学校高等部生徒

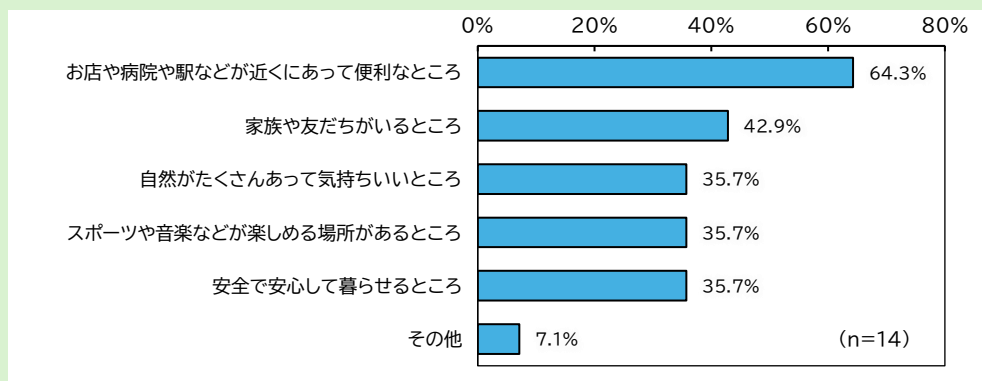
【実施概要】

日時:令和7年(2025年)9月1日、2日

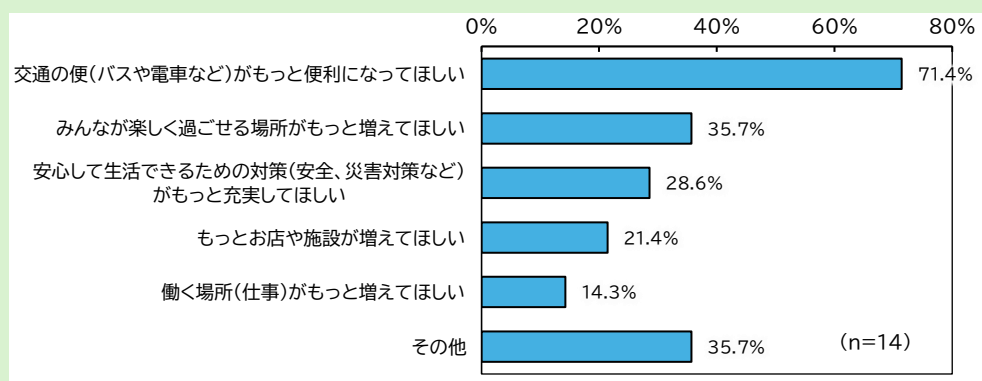
出席者:小諸養護学校高等部 14名 ※授業内でアンケートを実施

【主な意見等】

- 住みやすさ(過ごしやすさ)について、全員が「住みやすい・過ごしやすい」と回答しました。
- 佐久市の「好きな点・便利な点」については、「お店や病院や駅などが近くにある便利なところ」(64.3%)が最も多く挙げられ、商業環境や医療サービスの利用環境などの暮らしやすさを評価する声が多い結果となりました。次いで「家族や友だちがいるところ」(42.9%)が多く挙げられました。



- 佐久市の「改善してほしい点」については、「交通の便(バスや電車など)がもっと便利になってほしい」(71.4%)が突出して多く、交通の利便性向上を望む声が多く挙げられました。次いで「みんなが楽しく過ごせる場所がもっと増えてほしい」(35.7%)が続き、誰もが楽しく過ごせる場が十分にあることを望む声も多く挙げられました。



- 10年後の佐久市へ期待する自由意見としては、商業環境に関する意見(「県内にはない魅力ある商業施設や場所があるとよい」「趣味のニーズに応えるお店がほしい」など)、交通分野に関する意見(「バス本数の増設」「シニア層や障がいを持っている方が安心して運転できるようにしてほしい」など)、就労に関する意見(「働く場所を増やしてほしい」)、子育てに関する意見(「子育てを頑張る人の支えになることを充実してほしい」)のほか、「学校に行けない人たちも行きやすい環境を作してほしい」、「学校以外にも自分の気持ちを聞いてほしい」といった意見も出されました。

(イ)Cosmosta+(コスモスタプラス)¹⁶

【実施概要】

日時:令和8年(2026年)2月13日

出席者:Cosmosta+参加者 5名

テーマ:女性活躍

【主な意見等】

- 男性の育休取得に対する意識は変わりつつあるが、まだまだ十分とはいえない。人手不足で企業も余裕がないため、男性が取得しやすくなる支援が必要。男性の時短勤務も広がると良い。
- フルタイム勤務だとこどもの放課後の預け先が課題になることも。児童館以外の民間サービスも利用しやすくなると、キャリアプランを描きやすくなる。
- 資格があっても育児のためにフルタイム勤務が難しい人もいる。隙間時間でも働ける仕事が増えると、社会とのつながりを感じることができる。
- 隙間時間の就労の受け入れに前向きな企業の「見える化」や、企業と主婦が互いに意識をすり合わせられる場が必要。
- Cosmosta+で、こどもの通園中に在宅で仕事ができるようになった。Cosmosta+卒業後の就職支援として、賛同企業を増やすなど、PRをもっとしてほしい。
- 自治会の会合について、全員が参加できる時間帯の調整は困難。WEBを活用していつでも意見を出せる仕組みづくりを。オンライン開催などの工夫も必要。
- PTA活動の負担軽減のため、学校間のつながり強化や、地域への一部アウトソーシングも。

(ウ)佐久産業支援センター(SOIC)コーディネーター

【実施概要】

日時:令和8年(2026年)2月17日

出席者:コーディネーター 5名

テーマ:稼ぐ力、強い経済

【主な意見等】

- 社員の働きやすさやエンゲージメントを重視した「しあわせ経営」の重要性が増している。佐久市でも取り組む企業が増えているが、足元の課題で手一杯な企業も多い。中長期的な課題へ目を向ける企業をいかに増やしていけるかが大切。
- 地域の競争力を高めるためには、産業として強い分野や精力的に取り組む企業を後押しする戦略的な仕組みも重要。
- 「快適健康都市」に向け「医療×製造業」もカギ。雇用を奪わない、健康医療分野の研究開発部門の企業立地が促進できれば、佐久市の強みが具体化するのでは。充実した医療環境を生かしたメリットを生み出し発信すること、イノベーションマインドを持った人材の確保・育成が求められる。
- DXはシステムの導入が目的ではなく、「何のために取り組むのか」経営者層の考えや方針が重要。推進したくても上層部と折り合いがつかないこともあるため、経営者の方々の意識改革も必要。
- 軽井沢も近く、1時間圏内に様々なコンテンツがある。観光ハブとしてのポテンシャルがあるが、宿泊施設と飲食店の充実が重要。
- 異なる産業分野を掛け合わせる戦略の視点が必要。庁内に分野横断的に対応するプロジェクトチームや部署があるとよい。

¹⁶ Cosmosta+: 子育てや介護などの理由で就労機会を失った方や、非正規雇用からのキャリアアップが難しかった方に向け、多様な働き方の実現を支援するプロジェクト

(エ)佐久市へ移住された方

【実施概要】

日時:令和8年(2026 年)2月17日

出席者:移住者 5 名

テーマ:移住・関係人口

【主な意見等】

- 東京からの便が良く、先輩移住者などの知り合いから情報を得られたことが大きい。
- きっかけは教育移住。他地域と迷ったが、最後は商業環境や病院などの暮らしやすさが決め手。
- 大学の合宿など、学生の頃の影響は大きい。ターゲットとして学生も重要ではないか。
- せっかくの長野県なのに戸建て物件が少ない。空き家はあっても流通件数が少ない。
- 就職のハードルが高いため、市内大手企業がリードして移住希望者の受け入れ先となるとよい。
- どんな仕事か分からないと選択肢に入らないため、募集情報の発信方法にも工夫が必要。
- 首都圏と比べた場合の給与水準や、移住後にキャリアプランを積めるかどうかがネック。
- 荒廃農地も活用し農業を取り入れ、資本的な生活と心の豊かさのバランスが取れた暮らしの実現。
- 日照時間が長いという卓越性を生かした施策として、各家庭への太陽光パネルと蓄電池の設置で日本トップレベルを目指せると、新たな関心層の掘り起こしにつながるのでは。
- 公立小や公立保育園にも独自のすばらしい取組があるため、魅力をもっと発信すべき。
- 最近佐久平に一極集中している印象。他のエリアの魅力も広がるとよい。
- 移住者同士でつながりが自然と生まれていくため、市主導ではなく、佐久市への移住者自身が中心となって魅力発信を行う施策を検討した方がよい。今いる人を上手く活用してほしい。

(オ)佐久市市民活動サポートセンター

【実施概要】

日時:令和8年(2026 年)2月18日

出席者:佐久市市民活動サポートセンタースタッフ 2 名

テーマ:市民協働のまちづくり

【主な意見等】

- 市民活動の総合相談窓口として、活動資金や活動組織の立ち上げなど様々な困りごとへの対応を担っている。行政的には「協働のまちづくりの推進拠点」として、様々な活動主体を「支える、つなぐ、広める」役割を担っている。
- 市民活動団体は、家庭や仕事がある中、地域をより良くするために時間とお金を捻出して活動している。
- 法人格の団体は少ないが、公民館活動含め、草の根の市民活動は多い。これは佐久市の地域性といえるのではないか。
- 地域課題解決に取り組む市民団体が活動しやすい環境整備を行うなど、市民活動の活性化に向けてできることはたくさんある。
- 庁内連携を強力に推進してほしい。無駄を省き効率化にもつながる。部署を超えた「コーディネート機能」があると良い。庁内で部署横断的に調整、連携する行動を期待したい。
- 重要なプロジェクトの進行中は、庁内の人事異動を特に慎重に検討してほしい。庁外の関係者も関わるプロジェクトだと、外部の人間も振り回されて円滑な進捗に影響が出てしまう。信頼関係を失うことにもつながりかねない。
- これからは行政だけで全ての課題をカバーするのは困難。民間の力を生かす視点が必要。そのためには、多様な主体の合意形成や協力を生み出す力が不可欠であり、行政職員のファシリテーション技術は今後さらに重要となる。
- 情報発信について、行政職員自身の SNS 発信スキルを高めるより、情報発信が得意な人や団体へ頼める関係性を多く作る方が大切。

(4)佐久市の主要課題

本市の現状、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、今後のまちづくりを進めるに当たっての主要な課題を次のように整理します。

ア 人口減少社会への適応

日本の総人口が減少局面にある中、本市においては、北陸新幹線佐久平駅周辺の活発な民間開発などに伴う転入超過（社会増）が、人口減少の進行を緩和してきました。しかし、出生数が死亡数を下回る自然減は拡大の一途をたどっています。特に、進学や就職を機に首都圏へ転出した若者、中でも若い女性が戻りにくい状況は、次世代を担う層の減少に直結し、将来の人口減少をさらに加速させる深刻な懸念材料となっています。

また、妊娠・出産という女性特有のライフイベントに対し、「こどもを産み育てたい」という希望がありながらも、仕事との両立の壁といった社会的な障壁によってそれが叶えられない状況は、少子化を進行させる要因となるだけでなく、女性の活躍を阻む大きな課題です。

今後、社会増のペースが落ち着く局面を見据えると、ハード面の整備に加え、こうした社会的障壁を取り除くことで女性が希望するライフプランを描いて活躍できる環境を整えるとともに、教育や医療といった本質的な「暮らしの質」を高め、本市独自の「卓越性」により選ばれ続ける都市ブランドを確立する必要があります。

あわせて、定住人口の確保にとどまらず、本市に愛着を持ち継続的に関わる「関係人口」を新たな活力として取り込み、都市からの新しい視点と本市の持つ活力が混ざり合い、連携・協働の流れをつくることが求められています。

イ 深刻化する人手不足の克服

生産年齢人口の急激な減少に伴い、建設、物流、医療・介護、サービス業などあらゆる分野で人手不足が常態化しており、地域社会の存続そのものを揺るがす喫緊の課題となっています。市内企業においては、需要がありながらも人手不足で受注できない機会損失や、後継者不在による黒字廃業のリスクが高まっており、豊富な労働力を前提として成り立ってきた従来の業務構造からの脱却は必要不可欠です。

この深刻な人手不足という壁を突破するためには、DX・AXの推進による省人化や生産性の向上に加え、女性、高齢者、外国人材など多様な人材が活躍できる環境整備を加速させなければなりません。限られた人数でも高い収益を上げられる高付加価値な産業構造への転換を強力に推し進めるとともに、一度市外へ出た若者、特に若い女性が「戻って働きたい」と思える魅力ある雇用の創出が求められています。

さらに、異業種間の連携や地域資源の新たな組み合わせによるイノベーションを促進し、「健康長寿」を始めとする本市独自のブランド力に磨きをかけることで、他地域との差別化と「稼ぐ力」の強化を図る必要があります。

ウ 次代を担うこどもたちの学びの充実

社会が急激に変化し、将来の予測が困難な時代において、次代を担うこどもたちには、豊かな体験を通じて自ら課題を見つけ解決する「主体性」や、急速に進展する AI などのデジタル技術やグローバル化に対応する能力など、新たな資質・能力が求められており、これからの社会を見据え、特徴ある公教育¹⁷を始めとする学びを一層充実させていく必要があります。

また、こうした学びや体験を通じて、こどもたちが地域の歴史や文化、豊かな自然に触れ、郷土への愛着と誇りを育む環境づくりが不可欠です。

家庭、地域社会、学校を始めとする様々な主体が緊密に連携し、誰一人取り残すことなく、全てのこどもたちが幸福を実感し、夢や希望を持てる環境を整備することが求められています。

エ 多様な個性の尊重とウェルビーイングの追求

高齢化率が30%を超える本格的な超高齢社会において、生涯をより豊かに過ごすため、心身ともに健康で幸せを実感できる「ウェルビーイング」の実現が重要となっています。本市の強みである医療・介護体制を堅持し、健康寿命の延伸を図るとともに、意欲ある高齢者が豊富な経験を生かして地域や就労の場で活躍できる環境づくりが必要です。

また、人口減少による労働力不足が深刻化する中、性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、全ての人がその能力を最大限に発揮できる包摂的な社会（ソーシャル・インクルージョン）への転換が急務となっています。特に、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）¹⁸の解消に向けた意識改革や、若者や女性が自己実現を果たし、やりがいを持って活躍できる環境づくりは、地域経済の活性化においても重要な鍵となります。

健康を基盤に、若者、女性、高齢者を始めとする多様な人材の参画を進め、誰もが居場所と活躍の場を持ち、互いに支え合いながら自分らしく暮らせるまちづくりを進める必要があります。

オ 自然との共生と強靱な都市基盤の整備

地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害の激甚化・頻発化のリスクがさらに高まることが予測されており、気候危機への対応は喫緊の課題となっています。本市の豊かな自然環境を次世代へ継承するためには、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化の推進など、環境負荷の低減に向けた取組を加速させ、自然と共生する持続可能なグリーン社会への転換（GX）を進める必要があります。

一方、高まる災害リスクに対しては、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を強化し、被災しても迅速に回復できる地域全体の「レジリエンス」を高めることが重要です。

さらに、人口減少や高齢化の進行を見据え、都市機能の集約とネットワーク化を進めるとともに、高齢者などの移動手段を確保し、災害に強く、誰もが快適に移動できる持続可能な都市基盤を再構築することが求められています。

¹⁷ 特徴ある公教育：学びの自走者育成事業に代表される探究的な学びの充実や、多様性を包摂する「えらチャレ」推進事業などにより、誰一人取り残さずに、自らの可能性を拓くことを目指す佐久市独自の教育。

¹⁸ アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）：過去の経験や環境から形成された、自分では気づかない「思い込み」や「決めつけ」のこと。

カ 時代に即した行財政経営への変革

多様化・複雑化する市民ニーズや急速な社会経済情勢の変化に対応するため、行財政経営においても前例踏襲を排し、データに基づく政策立案（E B P M）や、状況に応じて柔軟に軌道修正を図るOODAループの考え方を取り入れた変革が必要です。将来にわたり質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術の活用による業務効率化や公共施設の適正配置を進めつつ、限られた財源を有効に活用した健全な行財政経営が求められています。

一方、行政だけでは解決できない地域課題に対しては、分かりやすい情報発信により市民の市政への関心を高めるとともに、市民、地域コミュニティ、民間企業を始めとする多様な主体と連携する協働のまちづくりを推進し、誰もが主体的に関われる持続可能な地域社会を確立する必要があります。

第三次佐久市総合計画

第2部 基本構想

1 基本理念

基本理念は、第三次佐久市総合計画に基づくまちづくりを進めるための基本的な考え方であり、全ての政策分野に共通するまちづくりの基本的な姿勢となるものです。

本計画では、次の3点をまちづくりの基本理念とします。

変化に挑戦し、多様な人材が活躍する「未来を拓くまちづくり」

AIを始めとするデジタル技術がもたらす変革（DX・AX）や脱炭素化（GX）、グローバル化といった、急速に変化する時代の潮流を好機と捉え、その変化へと果敢に挑戦します。

性別、年齢、国籍、障がいの有無、個性などにかかわらず、誰もが持てる能力を最大限に発揮できる環境を整えることや、特徴ある公教育の推進などにより、産業や地域経済に新たな活力を創出して深刻化する人手不足などの社会課題を克服し、市民一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓くことができるまちの実現を目指します。

新たな卓越性を探究し、磨きをかける「魅力あふれるまちづくり」

全国トップクラスの日照時間や熱帯夜が観測されていない冷涼で快適な気候、活断層が確認されていない地盤特性といった地勢的卓越性や、充実した医療環境や高速交通網といった人為的卓越性など、既存の卓越性の価値を最大限に高めることで暮らしやすさに磨きをかけます。さらに、女性活躍の推進や、地球温暖化といった気候の変動下において優位性となる標高の高さを生かした価値の創出など、地域に新たな活力と可能性をもたらす「新たな卓越性」を探究します。

これら「佐久市ならではの」の価値を高めることで、市内外の人々から「暮らしたい・暮らし続けたい」「関わりたい」と選ばれ続ける、誇りと愛着に満ちた魅力あふれるまちの実現を目指します。

みんなで支え合い、幸せを実感できる「安心・安全なまちづくり」

健康づくりや子育て支援、防災・減災対策の充実を図り、市民の普遍的な願いである「安心・安全」をまちづくりの基盤に据えるとともに、人と人とのつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、一人ひとりの権利や個性、多様性を尊重し、全ての市民が心身ともに健康で、幸せを実感できるまちの実現を目指します。

2 将来都市像

(1)佐久市が目指す将来都市像

将来都市像は、今後 10 年間の長期的な展望に立ったまちづくりの指針とするものです。

第二次佐久市総合計画で掲げた「快適健康都市」というブランドを堅持し、本市の強みである「暮らしやすさ」を未来へとつないでいきます。

さらに、AI などのデジタル技術がもたらす変革（DX・AX）や脱炭素化（GX）、グローバル化といった、急速に変化する時代の潮流を好機と捉えて変化に果敢に挑み、地域の「稼ぐ力」を高めるとともに、女性を始めとする多様な人材が活躍する場を創出します。

これらを通じて、経済の活力と暮らしの豊かさが好循環を生み出し、誰もが輝き続ける持続可能なまちを目指し、次のとおり将来都市像を定めます。

未来へつなぐ 快適健康都市 佐久 ～変化に挑み 輝き続けるまちへ～

快適健康都市

これまで培われてきた豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、関係機関・団体、行政が一体となって支える市民の健康づくりといった佐久市の強みを磨き上げることで、佐久市に住む全ての人が「暮らしやすい」、「暮らして良かった」と実感し、心身ともに健やかに暮らせるまちを表しています。

(2)土地利用構想

本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な土地利用を図るため、次の 6 点を第三次佐久市総合計画における土地利用の基本方針とします。

- ア 地域社会を支え市の発展に資する戦略的な土地利用
- イ 地域の特徴を生かした機能集約とネットワーク化
- ウ 「快適健康都市」の卓越性を生かした住環境の整備
- エ 都市的土地利用と自然的・農業的土地利用の調和
- オ 安心・安全を支える災害に強いまちづくり
- カ 地域経済を支える産業基盤の形成

(3)将来展望人口

本市の人口は、昭和45年(1970年)以降、増加傾向で推移してきましたが、平成22年(2010年)をピークとして減少に転じ、令和2年(2020年)国勢調査では98,199人となり、平成27年(2015年)の99,368人と比べ1.2%減少しました。

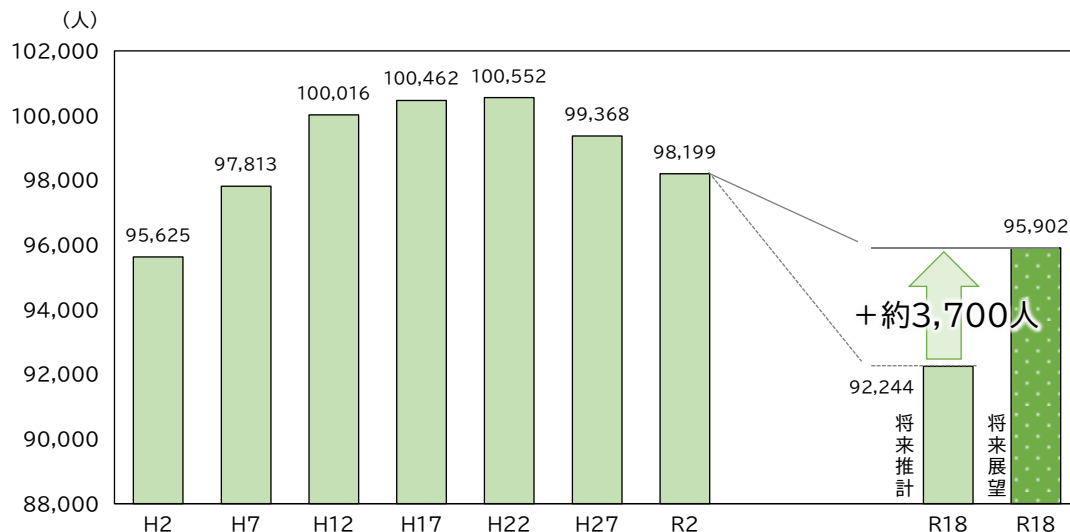
仮に人口減少がこのまま推移した場合、計画期間の終期である令和18年(2036年)には、92,244人まで減少すると推計されています。

これに対し、将来の人口減少に立ち向かうため、出生数を増やす「自然増」や、転入数を増やす「社会増」に取り組むとともに、地域と継続的に関わる関係人口の創出・拡大により地域の活力を維持することで、令和18年(2036年)の人口を95,902人と見込み、将来推計より約3,700人の人口減少を抑止することとして、人口の将来展望を96,000人と定めます。

令和18年(2036年)における人口の将来展望

96,000人

【人口の推移(国勢調査)と将来推計・展望】



(資料)総務省「国勢調査」、佐久市「人口ビジョン」を踏まえて作成

本計画に総合戦略を包含し、これらを一体的に推進することで、将来展望人口(96,000人)の実現を図ります。あわせて、人口減少による地域経済の縮小という悪循環を断ち切るため、将来を見据え時機を失することのないよう、常に人口動態を把握しつつ、人口減少に適応した適時の施策を推進することを、第三次佐久市総合計画における基本的な姿勢とします。

3 施策大綱

将来都市像の実現に向けて、次の7つの政策分野ごとにまちづくりの方向性を定めます。

将来都市像

未来へつなぐ 快適健康都市 佐久

～変化に挑み 輝き続けるまちへ～

- 
- (1) 教育・文化分野
豊かな体験から学び、生きる力を育むまちづくり
 - (2) 都市基盤分野
地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり
 - (3) 経済・産業分野
誰もが輝き、活力と魅力ある産業を育むまちづくり
 - (4) 保健・福祉分野
誰もが健やかで心豊かに暮らし続けられるまちづくり
 - (5) 自然環境・生活環境分野
豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり
 - (6) 防災・安全分野
暮らしを守り支え合う安心と安全のまちづくり
 - (7) 協働・交流分野
ひとと地域の未来を拓く協働と交流のまちづくり

(1)【教育・文化分野】豊かな体験から学び、生きる力を育むまちづくり

■ 政策の方向性

- ア デジタル技術や人工知能(AI)が社会のあらゆる場面に浸透しつつある現代において、将来を担う子どもたちが夢や希望を持って自らの可能性を拓くことができるよう、豊かな体験を通じて主体的に学び、ともに生きる力を育むまちづくりを目指します。
- イ 人生 100 年時代において、様々な体験を通じ、自らが感じた疑問や興味について学びを重ね、互いを尊重し支え合うことにより、地域への愛着を持ち、一人ひとりの個性を生かしながら、社会との関わりの中で自己実現を図ることができるまちづくりを目指します。

■ 主要施策

- ア 将来を担うひとづくり
学校教育、高校教育・高等教育、青少年健全育成
- イ 主体的な学びと文化の熟成
文化・芸術、生涯学習、スポーツ
- ウ 尊重され支え合う社会の形成
人権尊重社会、男女共同参画社会

(2)【都市基盤分野】地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり

■ 政策の方向性

- ア 自然や歴史、文化と調和した秩序ある土地利用を進めるとともに、人口減少社会においても、活気ある市街地の形成を図ることで、将来にわたり地域の特徴を生かしたまちづくりを目指します。
- イ 空き家対策や住宅の耐震化、公共施設の計画的なマネジメントを進めることで、良好な暮らしを支えるまちづくりを目指します。
- ウ 都市機能の適切な誘導や、通勤、通学、通院などの地域生活の課題に対応した持続可能な地域交通ネットワークの構築を図るとともに、高速交通網を生かした広域的な交流を拡大することで、強靱でつながりあるまちづくりを目指します。

■ 主要施策

- ア 地域の特徴を生かした強靱なまちづくり
土地利用、市街地、公共施設、住宅
- イ 地域をつなぐ交通ネットワークの形成
高速交通ネットワーク、地域交通ネットワーク

(3)【経済・産業分野】 誰もが輝き、活力と魅力ある産業を育むまちづくり

■ 政策の方向性

- ア 深刻な人手不足を克服するため、スマート技術の導入や産学官連携により、地域の農林水産業、商工業、観光の高付加価値化と稼ぐ力の創出を図るとともに、本市の優位性を生かした企業立地や新たな産業の創出を促進することで、強靱で活力ある地域経済を持続的に発展させ、多様な人・モノが活発に行き交う魅力あるまちづくりを目指します。
- イ 関係機関と連携した地域産業全体におけるジェンダーギャップ解消などの意識改革やウェルビーイングの向上を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境を整備するとともに、多様な働き方を支援することで、女性を始め、誰もが能力を最大限に発揮し、働きやすいまちづくりを目指します。

■ 主要施策

- ア 豊かな自然を生かした農林水産業の振興
農業、林業、水産業
- イ 力強いものづくり産業の振興
工業
- ウ 活力と魅力ある商業・観光の振興
商業・サービス業、観光
- エ 自分らしい働き方の実現と地域を支える人材の確保
就労・雇用

(4)【保健・福祉分野】 誰もが健やかで心豊かに暮らし続けられるまちづくり

■ 政策の方向性

- ア 充実した医療体制や保健予防活動など、これまでの取組により培われた健康長寿のブランドにさらなる磨きをかけ、未来に引き継ぐことで、将来にわたり、市民が健やかで心豊かに暮らせるまちづくりを目指します。
- イ 病気や障がい、介護、生活困窮などの様々な困難に対し、関係機関と連携した包括的な相談支援体制の強化を図ることで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
- ウ 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のないサポート体制を構築するとともに、こども・子育て支援のさらなる充実と、その支援を担う人材の確保・養成を図り、地域全体で子育てとこどもの成長を支えるまちづくりを目指します。

■ 主要施策

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進、保健予防、医療、医療保険・国民年金

イ 地域共生社会の実現

地域福祉、介護・高齢者福祉、障がい者福祉、ひとり親家庭支援・低所得者福祉

ウ 切れ目のない妊娠・出産・子育て環境の整備

母子保健、子育て支援・児童福祉

(5)【自然環境・生活環境分野】豊かな環境と快適な暮らしが調和する循環型のまちづくり

■ 政策の方向性

ア 美しい景観、水と緑にあふれる豊かな自然環境は、暮らしに潤いと安らぎを与えるだけでなく、市民の健康を守り、都市と自然が調和した快適な生活環境を創出するかけがえのない地域の資源であることから、その恩恵を未来へつなぐ環境にやさしいまちづくりを目指します。

イ 気候変動による自然災害の激甚化・頻発化への対応は喫緊の課題であることから、持続可能なグリーン社会の実現に向け、地産地消による再生可能エネルギーの利用や省エネルギー行動を促進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって廃棄物の減量と再資源化を推進することで、脱炭素(ゼロカーボン)を基調とした循環型のまちづくりを目指します。

■ 主要施策

ア 良好な地球環境の保全

地球温暖化対策

イ 豊かな自然環境との共生

環境保全、地域緑化・公園・景観形成

ウ 快適な生活環境の創出

環境衛生、上下水道

(6)【防災・安全分野】暮らしを守り支え合う安心と安全のまちづくり

■ 政策の方向性

- ア 激甚化・頻発化する災害に対し、「自助・共助・公助・近助」の連携や関係機関との協働による総合的な防災・減災体制を構築するとともに、デジタル技術を活用し、市民の命と財産を守り抜く強靱なまちづくりを目指します。
- イ こどもから高齢者まで全世代の防犯・交通安全などに対する意識高揚を図り、地域や関係機関と一体となって、交通事故や多様化・巧妙化する犯罪、消費者トラブルから市民を守り、誰もが安心・安全に暮らすことができるまちづくりを目指します。

■ 主要施策

- ア 市民の暮らしを守る体制の強化
防災、消防・救急、交通安全、防犯、消費生活

(7)【協働・交流分野】ひとと地域の未来を拓く協働と交流のまちづくり

■ 政策の方向性

- ア 多様化する市民ニーズや地域課題に対して、市民協働や民間活力、デジタル技術を積極的に活用し、市民と行政がともに考え、お互いの力を合わせて政策を進めるとともに、アンコンジャス・バイアスを排した意識改革と多様な主体の参画を通じて、誰もが自分らしく活躍する、ひとの未来を拓くまちづくりを目指します。
- イ 厳しい財政状況下においても、時代の変化を的確に捉えた「選択と集中」やソフト重視の施策展開を通じて、社会の変化に柔軟に適応し、豊かな暮らしと将来の発展につながる計画的かつ持続可能な行財政経営を実現するまちづくりを目指します。
- ウ 高速交通網の結節点としての優位性といった地域の特徴を生かして魅力を磨き、「選ばれ続けるまち」や、国籍や背景の違いを問わずに多様な個性が響き合う国際性豊かなまちの実現を目指すとともに、広域連携によりそれぞれの地域が有する特徴を戦略的に発信して地域外から人を呼び込み、誇りと愛着に満ちた地域の未来を拓くまちづくりを目指します。

■ 主要施策

- ア 市民の未来を拓く地域社会の実現
市民協働・参加、地域コミュニティ、行財政経営、高度情報通信ネットワーク
- イ 地域の未来を拓く交流と連携の推進
関係人口・定住人口・交流、広域連携

第三次佐久市総合計画

第3部 前期基本計画

1 施策体系

将来都市像	政策分野	主要施策	重点プロジェクト	施策
未来へつなぐ 変化に挑み 輝き続けるまちへ 快適健康都市 佐久	(1)教育・文化分野 豊かな体験から学び、 生きる力を育む まちづくり	将来を担うひとづくり 主体的な学びと文化の 熟成 尊重され支え合う社会の 形成	持続可能で、ともに支え合う安心・安全なまちづくり【まち】 希望をかなえ、健やかに次世代を育むまちづくり【ひと（自然動態）】 多様な人が集い、活力の循環を生むまちづくり【ひと（社会動態）】 稼ぐ力を高め、新たな挑戦を支えるまちづくり【ごう】	学校教育 高校教育・高等教育 青少年健全育成 文化・芸術 生涯学習 スポーツ 人権尊重社会 男女共同参画社会
	(2)都市基盤分野 地域の特徴を生かした 強靱でつながりある まちづくり	地域の特徴を生かした 強靱なまちづくり 地域をつなぐ交通ネット ワークの形成		土地利用 市街地 公共施設 住宅 高速交通ネットワーク 地域交通ネットワーク
	(3)経済・産業分野 誰もが輝き、活力と 魅力ある産業を育む まちづくり	豊かな自然を生かした 農林水産業の振興 力強いものづくり産業の 振興 活力と魅力ある商業 ・観光の振興 自分らしい働き方の実現と 地域を支える人材の確保		農業 林業 水産業 工業 商業・サービス業 観光 就労・雇用
	(4)保健・福祉分野 誰もが健やかで心豊か に暮らし続けられる まちづくり	生涯にわたる健康づくり の推進 地域共生社会の実現 切れ目のない妊娠・出産・ 子育て環境の整備		健康増進 保健予防 医療 医療保険・国民年金 地域福祉 介護・高齢者福祉 障がい者福祉 ひとり親家庭支援・低所得者福祉 母子保健 子育て支援・児童福祉
	(5)自然環境・生活環境分野 豊かな環境と快適な 暮らしが調和する 循環型のまちづくり	良好な地球環境の保全 豊かな自然環境との共生 快適な生活環境の創出		地球温暖化対策 環境保全 地域緑化・公園・景観形成 環境衛生 上下水道
	(6)防災・安全分野 暮らしを守り支え合う安 心と安全のまちづくり	市民の暮らしを守る体制 の強化		防災 消防・救急 交通安全 防犯 消費生活
	(7)協働・交流分野 ひとと地域の未来を 拓く協働と交流の まちづくり	市民の未来を拓く地域 社会の実現 地域の未来を拓く交流と 連携の推進		市民協働・参加 地域コミュニティ 行財政経営 高度情報通信ネットワーク 関係人口・定住人口・交流 広域連携

2 重点プロジェクト(総合戦略)

本市では、これまで第1期・第2期の総合戦略、デジタル田園都市国家構想総合戦略を定め、各施策を着実に実行してきました。これまで得られた成果や地方創生の意識が途切れることのないよう、「まち」「ひと(自然動態)」「ひと(社会動態)」「しごと」の4つの分野を維持しつつ、国の「地域未来戦略」や県の総合戦略を勘案した本市の総合戦略を、総合計画において重点的・横断的に取り組む4つの「重点プロジェクト」として位置付けます。

(1)4つの重点プロジェクトの概要

プロジェクトⅠ 持続可能で、ともに支え合う安心・安全なまちづくり【まち】

【コンセプト】

多様な主体との協働やデジタル技術の活用を原動力に、本市ならではの魅力と「暮らしやすさ」に磨きをかけ、誰もが安心・安全にウェルビーイングを実感できる持続可能なまちを創出します。

【具体的な戦略】

- ア 市民が本市の卓越性である「暮らしやすさ」を実感し、誰もがウェルビーイングを実現しながら、生きがいを持って豊かに安心して暮らし続けるため、その基盤となる安心・安全な生活環境の確保と、持続可能なまちづくりを推進します。
- イ これまでの取組により、築いてきた本市の「暮らしやすさ」にさらに磨きをかけるため、公共交通の維持・充実、災害に強いまちづくり、「快適健康都市」の礎となる保健予防活動の推進や地域医療体制の構築などを官民協働で進めます。あわせて、住民・企業・大学・団体などの多様な主体が連携し、地域課題の解決や価値向上に主体的に関わる市民活動や協働の好事例を市内全域へ普遍化し、展開します。
- ウ 行政情報の分かりやすい公開・共有を進め、双方向型の開かれた市政を推進します。特に激甚化・頻発化する自然災害に対しては、デジタル技術を活用した伝達手段の多重化により情報を迅速かつ正確に発信し、市民の安心・安全を最優先に守る体制の強化を図ります。さらに、AIやデジタル技術を活用した行政サービスの変革、市民の利便性向上、庁内業務の効率化(DX・AX)を進めるとともに、公共交通、インフラ管理、防災対策などにも新技術を導入し、効率的で持続可能な都市経営を進めます。
- エ 市街地や中心拠点では、地域の特徴を生かしながら、まちの活力を生み出す都市機能の適正な誘導と整備を進めるとともに、中山間地域においても、地域の特徴を生かした活力の創出と地域課題の解決、医療体制の確保などに取り組み、誰もが安心して暮らせる生活環境の維持・向上を図ります。また、中込地域に開業される映画館など、新たな地域の魅力となる民間の取組との連携や、人口の社会増の受け皿となっている佐久平駅周辺地区において、持続発展に資する新たな土地利用を図ります。

オ 晴天率の高さや標高の高さなどの地域特性により、市内には JAXA の 2 基の大型パラボラアンテナが建設されています。この他にも、コスモタワーやうすだスタードーム、星形の城郭である龍岡城五稜郭など、宇宙や星と関連が深い貴重な地域資源を多数有することから、これら地域特性や地域資源を生かした魅力あるまちづくりを推進します。

プロジェクトⅡ 希望をかなえ、健やかに次世代を育むまちづくり【ひと(自然動態)】

【コンセプト】

子育てに伴う各段階に応じた切れ目のない支援や教育環境を充実することなどにより、誰もが安心して次世代を育み、こどもたちが健やかに成長できる魅力的なまちを創出します。

【具体的な戦略】

- ア 人口減少を正面から受け止めつつ、多様な価値観を尊重しながら、希望する人が安心してこどもを生み、育てることができる社会を目指します。そのため、物価高騰に伴う経済的負担の増大など、若い世代が抱える不安の解消を図るとともに、少子化の要因や子育て世代のニーズを的確に捉え、妊娠期から出産・育児期まで各段階に応じた切れ目のない支援を推進します。
- イ 社会の意識変容を促し、特に若者や女性から「選ばれる地域」としての魅力向上を図ります。あわせて、こども・子育て支援拠点施設を核とした伴走型支援体制を構築し、多様なニーズに応じたサービスの強化を進めます。こうした取組を通じて、地域全体でこどもの成長を支え、子育て世代の流入にもつながるまちづくりを推進します。
- ウ こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、孤立させない支援体制と、質の高い医療・教育環境を一体的に充実させ、誰もが安心して次世代を育み、こどもたちが健やかに成長できる環境を整えます。より豊かで魅力ある教育環境を創造することで、本市で子育てを希望する新たな人の流れにつながることも視野に入れ、探究的な学びを通じた「学びの自走者¹⁹」の育成や、「えらチャレ²⁰」などの本市ならではの特徴ある公教育を始めとする学びの充実を図ります。
- エ グローバル化や AI などのデジタル技術が浸透する社会に対応し、豊かな体験を通じて自ら課題を見つけ解決する主体性を持った、未来を担うこどもたちの育成を進めるとともに、多様な教育課題に対しても、誰一人取り残されることなく適切に対応します。

¹⁹ 学びの自走者：自走する学び方を身に付けたこども

²⁰ えらチャレ：多様なこどもたちが自分の興味関心や学び方に応じて学びの場や居場所を選んで利用できるよう、学校内外の教育支援センターを拡充する事業

プロジェクトⅢ 多様な人が集い、活力の循環を生むまちづくり【ひと(社会動態)】**【コンセプト】**

健康長寿や暮らしやすさなどの本市ならではの強みや豊かな地域資源を磨き上げて戦略的に発信し、市民の愛着や誇りを育むとともに、移住促進や多様な交流・滞在機会の創出を通じて、内外の人材が交差し活力が循環するまちを実現します。

【具体的な戦略】

- ア 本市の卓越性である「暮らしやすさ」が評価され、近年、転入者が転出者を上回る社会増の傾向が続いていることから、デジタル技術を活用した情報発信などにより、移住先・滞在先としての関心をより一層高める取組を推進します。あわせて、若者や女性を始めとする市民の地域への愛着や誇りを育み、住み続けたい、将来戻りたいと思える意識の醸成を図ります。さらに、お試し移住や住まいに関する支援など、移住検討者のニーズに応じた施策を充実させ、都市部との共生関係を深めながら、二地域居住やテレワーク環境の普及、関係人口の創出を通じた、多様な人材の交差・循環や移住者と既存の地域住民との交流の推進などにより、外からの新しい視点と地域の内なる活力が混ざり合い、活気があり、選ばれる地域づくりを進めます。
- イ 先人たちのたゆまぬ努力と、現在まで続く活動の積み重ねにより、本市は「地域医療の先進エリア」や「健康長寿のまち」として国内外において高く評価されています。この強みを生かし、保健・医療分野における視察の受け入れなどを行うことで、これら本市ならではの特徴を分かりやすく戦略的に発信し、ブランド価値を高め、さらなる人の流れを呼び込むとともに、市民自身が地域の価値を再認識し、シビックプライドを向上させる取組を推進します。
- ウ 豊かな自然や、日本に二つしかない五稜郭といった歴史、文化など、既存の地域資源の磨き上げや新たな地域資源の発掘を進めます。あわせて、本市にゆかりのあるアニメや漫画など、今後の成長に資する大きな可能性を秘めたコンテンツの活用を図ります。また、日照時間の長さや昼夜の寒暖差といった恵まれた自然環境から、上質な果物、乳製品、卵などが生産され、ケーキ作りが盛んであることなどから、日本三大ケーキのまちと呼ばれています。これら本市ならではの地域の強みや特徴を生かした取組の充実を図るとともに、市町村合併を背景とした交流都市の多さを生かした「都市間交流」による戦略的な関係人口の創出を図り、来訪・滞在の機会を広げます。
- エ 公共施設の計画的なマネジメントによる有効活用、既存市街地の賑わい創出、歴史的資産や自然環境を生かしたネットワークづくりを進めることで、市内外から多様な人が訪れ、滞在し、交流する機会の創出を強力に推進します。インバウンドを始めとする観光客に対しては、山岳高原観光のゲートウェイとしての機能強化を図り、広域的な観光交流の拡大を図ります。

プロジェクトⅣ 稼ぐ力を高め、新たな挑戦を支えるまちづくり【しごと】

【コンセプト】

健康長寿や気候特性などの地域資源を生かした産業の高付加価値化と産学官連携によるイノベーションを推進し、若者の定着や女性の活躍を始め、多様な人材が挑戦できる環境を整え、地域経済の「稼ぐ力」を持続的に高めるまちを実現します。

【具体的な戦略】

- ア 強い地域経済の構築に向け、地域経済を将来にわたり維持・発展させていくため、誰もが安心して働き、所得を得られる雇用環境の整備や、地域産業を担う人材育成など、地元企業の発展や事業拡大を支える環境づくりを進めます。さらに、健康長寿を始めとした本市の強みを最大限に生かした産業の創出と育成を推進するとともに、市内企業や地域産業の魅力を若い世代に伝えることで、若年層の流出抑制や、進学・就職を機に市外へ転出した人材の還流を促します。あわせて、就労マッチング、インターンシップの受け入れのほか、アニメや漫画などのコンテンツ産業やケーキ作りが盛んであるといった魅力ある地域産業などの充実により、若者が地域に関心を持ち、本市に根付きながら活躍できる仕組みの構築を進めます。
- イ アンコンシャス・バイアスを排した意識改革や男性の家庭・育児への参加といった働き方の見直しを図るなど、女性活躍推進の取組により、女性の経済的自立、多様な働き方の実現、社会進出、活躍を支援します。さらに、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を広げるとともに、創業に挑戦する人材の支援や、多様な人々が交流し、新たな価値を生み出す機会の創出を進めます。
- ウ 佐久産業支援センターを核とした産学官連携による市内企業の経営基盤の強化や人材育成の支援に加え、既存産業に新技術や外部の知見を掛け合わせた新結合（イノベーション）を促し、新たな事業展開や起業への挑戦を支えることで、限られた人員や経営資源でも稼ぐ力を持った高付加価値な産業構造への転換につなげます。
- エ 晴天率の高さや標高の高さによる冷涼な気候、昼夜の寒暖差といった気候特性を生かし、高品質な農産物の生産やブランド化、有機農業の推進などによる、農業の高付加価値化を図ります。あわせて、農林水産業におけるスマート技術やGXの積極的な導入促進により、新規就農者を含む多様な担い手の確保・育成、生産性の向上と脱炭素・環境負荷低減を一体的に推進します。
- オ 健康長寿のブランドにさらなる磨きをかけるため、ヘルスケア関連産業などの強みを生かした新たなビジネスの創出を促進するとともに、佐久大学などとの連携により、医療・福祉を始めとした人材の育成支援にも取り組み、地域の産業を支える基盤の構築を図ります。

(2)重点プロジェクト(総合戦略)の進捗管理

4つの重点プロジェクトは、7つの政策分野に位置付けられた施策を横断的に推進する取組であることから、各重点プロジェクトに関連する施策に設定されたKPIの内、目標を達成したKPIの割合により、各重点プロジェクトの進捗を評価します。

評価に当たっては、関連施策ごとのKPIの達成状況を整理した上で、各重点プロジェクトとしての進捗状況や課題、今後の方針を総合的に把握します。

また、各重点プロジェクトに取り組むことで達成を目指す、重点プロジェクト全体の重要達成指標として、「①合計特殊出生率」と「②社会増減数」を設定します。

重点プロジェクトの重要達成指標	
① 合計特殊出生率	② 社会増減数
1.64(令和13年目標)	450人／年間を維持



各重点プロジェクトの達成指標			
【評価手法】 各重点プロジェクトに関連付けられた施策のKPIの内、目標を達成したKPIの割合で評価			
プロジェクトⅠ 【まち】	プロジェクトⅡ 【ひと(自然動態)】	プロジェクトⅢ 【ひと(社会動態)】	プロジェクトⅣ 【しごと】
68/68	36/36	47/47	26/26

※計画期間中、それぞれ100%達成を維持

(3)前期基本計画の各施策と重点プロジェクト(総合戦略)の関連表

重点プロジェクト（総合戦略）と「第三次佐久市総合計画前期基本計画」各施策との関連性は以下のとおりです。

将来都市像	第三次佐久市総合計画前期基本計画の施策体系			重点プロジェクト(総合戦略)			
	政策分野	主要施策	施策	プロジェクトⅠ 〔まち〕	プロジェクトⅡ 〔ひと・自然動向〕	プロジェクトⅢ 〔ひと・社会動向〕	プロジェクトⅣ 〔しごと〕
未来へつなぐ 変化に挑み 輝き続けるまちへ 快適健康都市 佐久	(1)教育・文化分野 豊かな体験から学び、 生きる力を育む まちづくり	将来を担うひとづくり	学校教育		○		
			高校教育・高等教育		○	○	
			青少年健全育成	○	○	○	○
		主体的な学びと文化の 熟成	文化・芸術	○		○	
			生涯学習	○	○	○	
			スポーツ	○		○	
		尊重され支え合う社会の 形成	人権尊重社会		○	○	
			男女共同参画社会		○	○	○
	(2)都市基盤分野 地域の特徴を生かした 強靱でつながりある まちづくり	地域の特徴を生かした 強靱なまちづくり	土地利用	○			
			市街地	○			
			公共施設	○		○	
		地域をつなぐ交通 ネットワークの形成	住宅	○	○	○	
			高速交通ネットワーク	○		○	
	(3)経済・産業分野 誰もが輝き、活力と 魅力ある産業を育む まちづくり	豊かな自然を生かした 農林水産業の振興	地域交通ネットワーク	○		○	
			農業	○			○
			林業				○
			水産業	○		○	○
		力強いものづくり産業の 振興	工業				○
			商業・サービス業			○	○
		活力と魅力ある商業・ 観光の振興	観光			○	○
			自分らしい働き方の実現と 地域を支える人材の確保				○
	(4)保健・福祉分野 誰もが健やかで心豊かに 暮らし続けられる まちづくり	生涯にわたる健康づくりの 推進	就業・雇用				○
			健康増進		○		
			保健予防	○	○		
			医療	○	○		
		地域共生社会の実現	医療保険・国民年金	○			
			地域福祉	○	○	○	
			介護・高齢者福祉	○			○
			障がい者福祉	○			
	(5)自然環境・生活環境分野 豊かな環境と快適な暮らしが 調和する循環型のまちづくり	良好な地球環境の保全	ひとり親家庭支援・低所得者福祉		○	○	○
			母子保健		○		
			子育て支援・児童福祉	○	○	○	
			切れ目のない妊娠・出産・子育て環境の整備		○		
		豊かな自然環境との共生	地球温暖化対策	○			
			環境保全	○	○		
			地域緑化・公園・景観形成	○		○	
	(6)防災・安全分野 暮らしを守り支え合う安心と安全の まちづくり	市民の暮らしを守る体制の強化	環境衛生	○			
			上下水道	○			
			防災	○			
			消防・救急	○		○	
			交通安全	○			
	(7)協働・交流分野 ひとと地域の未来を拓く協働と交流の まちづくり	市民の未来を拓く地域社会の実現	防犯	○	○	○	
			消費生活	○			
			市民協働・参加	○	○	○	
			地域コミュニティ	○	○	○	
		地域の未来を拓く交流と連携の推進	行財政経営	○			○
			高度情報通信ネットワーク	○	○	○	○
			関係人口・定住人口・交流 広域連携	○		○	

3 施策

教育・文化分野

第1章 豊かな体験から学び、 生きる力を育むまちづくり

第1節 将来を担うひとづくり

- 1 学校教育
- 2 高校教育・高等教育
- 3 青少年健全育成

第2節 主体的な学びと文化の熟成

- 1 文化・芸術
- 2 生涯学習
- 3 スポーツ

第3節 尊重され支え合う社会の形成

- 1 人権尊重社会
- 2 男女共同参画社会

1 学校教育



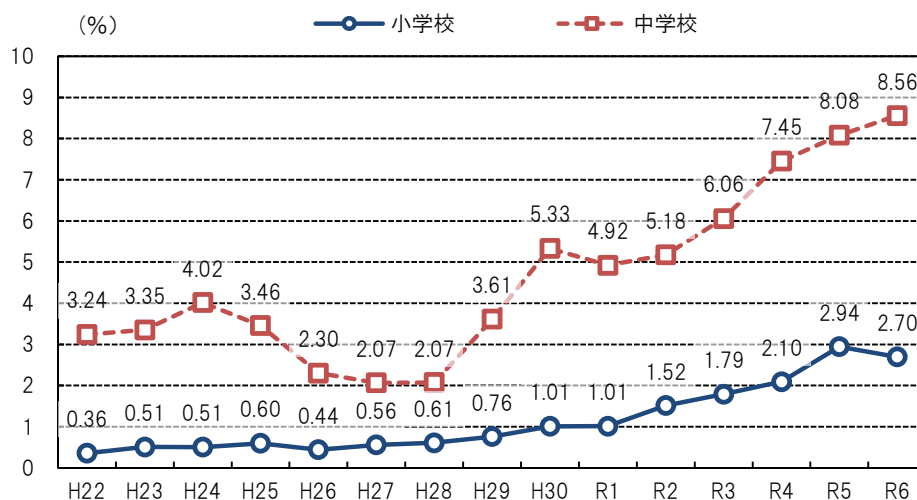
一人ひとりの個性に応じ能力を伸ばすことのできる学習環境の整備を図ることで、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、社会を生き抜く力を持った人材の育成を目指します。

体験から生まれる感性を重視した教育の推進や、家庭・地域社会・学校の緊密な連携を図ることで、主体的に学び、ともに生きる豊かな心を持った人材の育成を目指します。

● 現状と課題

- ア 変化が著しく、予測困難な未来社会を生き抜くためには、こどもたちが生涯にわたって主体的に学び続け、他者と協働しながら、課題を解決し、自らの人生を舵取りしていく資質・能力を育成していく必要があります。
- イ こどもたちがよりよい社会を創り出していけるよう、社会とのつながりを大切にし、学校が地域などとより積極的に連携する必要があります。
- ウ AI技術の発展やグローバル化など社会が急激に変化する中、こどもたちが情報化やグローバル化の進展に適応し、次代を担う力を身に付ける必要があります。
- エ 開発に伴う人口流入や少子化による人口減少など、各学校の児童生徒数の変動に留意し、適正な学校配置や教育環境について検討を進める必要があります。
- オ 増加傾向にある不登校児童生徒や特別な支援が必要なこども、家庭環境などが要因となり十分に学ぶ機会が保障されていないこどもたちが、誰一人取り残されることがないように一人ひとりのニーズに応じた多様な学びを保障する必要があります。
- カ こどもたちが生涯にわたって、心身の健康を保持し、自らの安全を確保しながら、自立して生きるための教育を一層推進する必要があります。
- キ 食生活を取り巻く社会環境が変化する中、安心・安全な学校給食を提供する必要があります。
- ク 給食施設・設備の計画的な維持管理を進めるとともに、人材が不足している調理業務において安定した学校給食を提供するため、民間活力の導入について検討する必要があります。
- ケ 今後、多くの小中学校で更新時期が重複することを見据え、長寿命化を軸とした計画的な改修・修繕を推進し、施設の耐用年数を戦略的に延伸する必要があります。

【小中学校不登校者在籍率の推移】



(資料)佐久市

(注)公立の児童、生徒数から求めたもの

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
学校に行くのが楽しいと思う小中学生の割合	小学生 82.5% 中学生 83.6% (令和 6 年度)	小学生 85.0% 中学生 85.0%
チャレンジ教室を安心できる場所と感じている小中学生の割合	未実施	70.0%
1 か月当たりの学習支援ソフトを利用した教員・児童・生徒数の割合	66.2% (令和 7 年度)	70.0%

● 主な取組

(1)小中学校の教育の充実

- ア こどもたちの一人ひとりの興味・関心を育み、多様な個性を大切にしながら、「コスモスプラン」を継承するとともに、探究的な学びを通して問題解決能力の育成を推進します。
- イ こどもたちが主体的に地域社会に参画するための力を育めるよう、家庭、地域、企業などとの協働による体験を中心とした特色ある教育活動を推進します。
- ウ 情報化の進展に対応した ICT 環境の整備や活用に取り組むとともに、こどもたちの情報モラルを含む情報活用能力の育成を推進します。
- エ 学校における外国語活動・外国語教育を通じて、児童生徒が英語によるコミュニケーションが図れるよう、英語力の向上を推進します。
- オ 児童生徒数の変動を踏まえ、通学区域の見直しや教育施設の適正配置を検討します。

(2)多様なこどもの学習機会の保障

- ア 不登校児童生徒の学びを保障するため、多様な学びの場や居場所などを確保するとともに、不登校児童生徒やその保護者に対して多様なアプローチによる重層的な支援を推進します。
- イ いじめを防止するため、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応を推進します。
- ウ 一人ひとりの個性や特性、背景などに応じた適切な支援や指導の充実を図り、多様性を包摂する教育を推進します。

(3)こどもの健康と安全対策の推進

- ア 生涯にわたり健康な生活を送るため、学校体育などを通じてこどもたちが運動の楽しさや喜びを実感できる環境づくりを進めるとともに、自らの健康を適切に管理・改善していく能力を育む教育を推進します。
- イ こどもたちが自分の命を守れるよう、交通安全教育や防災教育の充実を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携し、地域ぐるみで見守る体制づくりを推進します。

(4)学校給食の充実

- ア 児童生徒の心身の健全育成、望ましい食習慣の形成に資するため、食生活を取り巻く社会環境の変化を考慮しながら、栄養バランスの充実はもとより、食物アレルギーへの対応、地産地消、行事食の実施など、安心・安全で魅力ある学校給食の提供を推進します。
- イ 給食施設・設備の計画的な改修や更新、調理業務への民間活力導入の検討により、学校給食の安定的で効率的な運営に努めます。

(5)学校教育施設の充実

- ア 学校施設の状況や時代のニーズに応じ、修繕や長寿命化改修など適切な対応を図ります。

● 関連する主な計画

佐久市教育振興基本計画

2 高校教育・高等教育

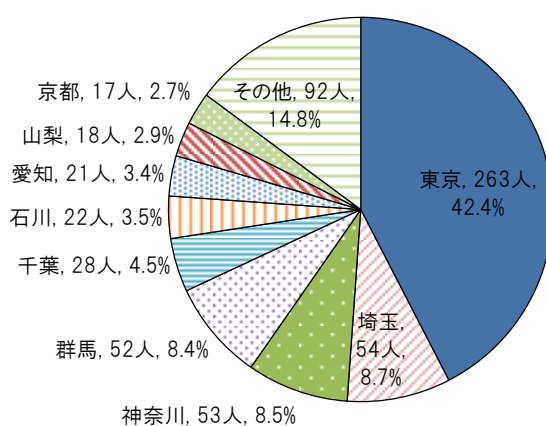


高校教育・高等教育機関との連携を一層深め、高校教育・高等教育を受ける機会や教育機関と地域とが関わり合う機会の充実を図ることで、地域との関係深化による郷土愛の醸成を図るとともに、社会を支え、発展させる人材の育成を目指します。

● 現状と課題

- ア 高校教育・高等教育機関との連携を一層深め、地域に根差したキャリア教育や交流を推進し、小中学校や地域との連携事業など新たな取組に挑戦できる環境を整える必要があります。
- イ こどもたちや地域住民が魅力を感じる特色ある高校づくりが図られるよう、高校再編動向を注視し、地元自治体として協力する必要があります。
- ウ 国や民間企業などによる奨学金制度・授業料免除制度の充実などにより、本市の奨学金制度の利用者が減少傾向にあることから、利用者のニーズを把握しながら、制度の改善を検討する必要があります。
- エ 進学に伴い流出する若年人口の誘引を図るため、地域の特徴に適合し、既存の市内高等教育機関と一線を画した高等教育機関の誘致の可能性を模索するなど、多様な専門教育が受けられる環境を整備する必要があります。
- オ 地域の特徴である医療・福祉を始めとした地域産業を担う人材を安定的に供給・確保するため、各種高等教育機関と連携し人材の育成を推進する必要があります。

【市内高校卒業者の県外進学先の内訳(令和6年度)】



(資料)長野県「学校基本調査(県単独調査)」

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
佐久大学の入学者数	112人 (令和8年度)	150人
佐久大学の卒業生の市内企業への就職者数	26人 (令和6年度)	30人

● 主な取組

(1) 高校教育の充実

- ア 小中学校、大学との交流・連携や地域との関わりが必要な活動や体験学習などを支援します。
- イ 県立高校の再編に向けた動向を注視し、高校教育を受けられる機会の拡充を促進します。

(2) 高等教育の充実

- ア 唯一無二の高等教育機関の一層の充実による人の誘致や既存の市内高等教育機関と一線を画した高等教育機関の誘致の可能性の模索など、多様な専門教育を受けられる機会の拡充を図ります。
- イ 小中学校、高校との交流・連携や地域との関わりが必要な活動や体験学習などを支援します。

(3) 将来を担う人材の育成

- ア 経済的な理由により進学が困難な学生を支援するとともに、地域を支える人材の市内定住と市内企業への就業を促進するため、市貸与型奨学金の償還免除制度の充実を図ります。
- イ 各種高等教育機関との連携により、医療・福祉を始めとする地域産業の持続的発展のため、地域に必要な人材の安定的な育成と供給に努めます。

3 青少年健全育成

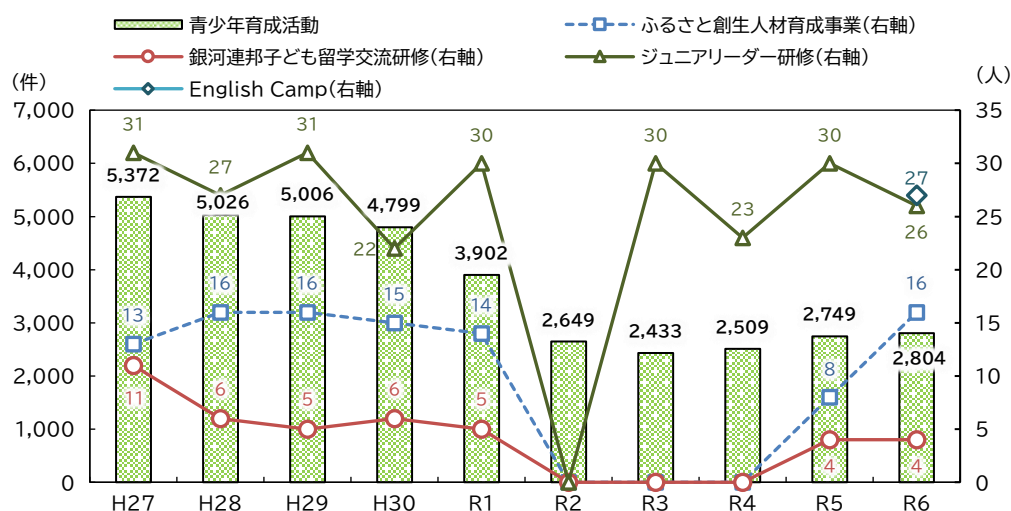


学校教育だけでは得られない社会とのつながりや経験が、青少年の健全な成長に大きな役割を果たすことを踏まえ、家庭・地域・学校・行政の連携による、地域社会が一体となった育成環境の醸成と、多様な体験や対話を通じて、夢や希望をもってともに可能性を拓くことができる人材の育成を目指します。

● 現状と課題

- ア 青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、家庭・地域・学校・関係団体がそれぞれの強みを生かして連携し、地域が一体となった青少年健全育成のための体制づくりと環境づくりを進める必要があります。
- イ 青少年がSNSやインターネットに起因するトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、自らリスクを回避する能力を養うとともに、情報を正しく活用できる情報リテラシーの向上を支援する必要があります。
- ウ 飲酒、喫煙、薬物乱用、有害図書類の閲覧など青少年の健全な成長に有害な環境を排除するため、地域や店舗と連携した啓発・浄化活動を推進する必要があります。
- エ 時代の変遷とともに社会との接触機会が減少していることから、各種体験や多世代・多文化との交流などにより、青少年の多面的・主体的な成長を促進し、社会性や人間性の醸成に寄与する機会を提供していく必要があります。

【青少年育成活動などの推移】



(資料)佐久市

(注1)参加者数0人の箇所は、新型コロナウイルスの影響により中止となったもの

(注2)English Camp in SAKUは、令和6年度からの新規事業

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
地区育成会活動の延べ件数	2,804 件 (令和6年度)	3,300 件

● 主な取組

(1)地域ぐるみの青少年育成

- ア 青少年の健全育成や、非行・犯罪の起こりづらい環境づくりのため、地域が一体となって街頭補導活動、青少年に有害な地域環境の実態調査、青少年健全育成協力店の登録活動などを推進します。
- イ SNS やインターネットの適切な利用、闇バイトや薬物販売といった違法・有害情報への対応などの啓発を図るとともに、青少年の育成に関わる社会全体で、情報リテラシーの向上を図ります。
- ウ 地域や店舗と連携し、多くの青少年が参加するイベントなどにおいて、飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための啓発活動の強化を図ります。

(2)将来を担う青少年育成

- ア 社会性や豊かな人間性を育むため、国内外の姉妹都市・友好都市との交流や自然活動体験など、学校の中だけでは得ることができない社会学習や多世代交流、仲間づくりの機会の提供を推進します。
- イ 青少年が自分らしく過ごすことができ、社会とのつながりともなる、家でも、学校でも、職場でもない「第3の居場所」の確保を官民協働で進めます。
- ウ 自治会などが主体として行う、地域の特徴を生かした育成会活動を支援するとともに、模範となる育成会活動の紹介や各種イベントの情報提供を図ります。
- エ 育成活動による学びをより多くの青少年に伝達し、効果が広範に及ぶよう、発表の機会や広報の充実を図ります。

(3)交流・学習拠点施設の充実

- ア 各地域の公民館において、こどもたちが学習室の利用のみにとどまらず、多世代がともに過ごす場を通じて、安心な居場所を確保し、地域全体の活性化と連帯感の醸成に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市教育振興基本計画／佐久市こども計画

1 文化・芸術



市民の主体的な文化芸術活動を支援することで、新たな文化の創造や熟成を目指します。

文化施設や指定文化財の適切な維持管理を行うとともに、地域の多様な自然・歴史・伝統・文化・先人の業績を保存・継承することで、郷土への関心や理解を深め、誇りと愛着を育むことを目指します。

● 現状と課題

- ア 多様な表現活動を通じた自己実現が、豊かな人生を送る活力源となるよう、市民の文化・芸術活動を促進する必要があります。
- イ 伝統芸能の継承を含む幅広い文化芸術活動の存続に向け、新たな担い手の育成や若い世代の参加を促進する必要があります。
- ウ 次代を担うこどもたちの豊かな感性を育むため、幼少期より文化・芸術に身近に触れる機会を提供する必要があります。
- エ 文化施設の特徴や利用状況などを総合的に検討し、計画的な改修や維持、修繕による施設の適正管理を図るとともに、各文化施設の特色を生かした効果的な施設運営を図る必要があります。
- オ 収蔵美術資料の適切な保管と次世代へと継承を図るため、美術品や歴史資料などのデジタル化を進め、広く公開・活用するとともに、不足している収蔵庫の確保や、竣工より40年以上が経過し老朽化している美術館の在り方について検討する必要があります。
- カ 郷土の歴史に対する理解を深めることを通じ、地域への誇りと愛着を醸成し、シビックプライドの向上を図る必要があります。
- キ 文化財の滅失や散逸を防ぐため、文化財保護の担い手の確保に取り組む必要があります。

【文化施設の利用者数の推移】

単位:人

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	対H25比
生涯学習センター	157,929	148,917	129,571	125,912	124,259	113,459	107,316	56,659	51,991	47,689	52,985	0.34
佐久市子ども未来館	95,713	97,293	102,279	100,174	91,001	101,733	70,880	32,051	62,515	84,880	113,571	1.19
旧中込学校資料館	7,959	-	4,777	6,160	7,573	7,065	6,420	2,566	4,057	5,399	5,957	0.75
うすだスタードーム	3,674	2,830	2,959	3,270	3,018	3,746	2,682	1,330	1,377	2,022	2,265	0.62
臼田文化センター	557	772	1,063	1,000	556	819	689	476	895	725	957	1.72
鎌倉彫記念館	1,091	576	884	533	1,023	1,415	916	718	1,863	1,831	1,691	1.55
コスモホール	63,242	60,950	61,812	70,840	58,698	52,240	25,540	243	10,842	26,572	42,373	0.67
交流文化館浅科	23,744	32,455	32,368	28,601	30,199	30,980	26,961	7,221	9,287	6,211	16,833	0.71
五郎兵衛記念館	2,208	2,923	2,819	3,472	3,098	2,663	2,621	435	855	799	944	0.43
天来記念館	2,741	2,880	3,014	2,980	1,951	2,341	2,909	511	500	748	825	0.30
望月歴史民俗資料館	3,470	4,269	5,124	6,454	6,129	6,929	5,213	2,405	2,265	2,800	2,629	0.76
川村吾蔵記念館	4,021	4,518	4,243	3,543	3,550	4,328	2,984	3,390	2,275	1,219	2,029	0.50
近代美術館	13,019	11,652	15,038	15,698	16,366	13,129	11,096	5,690	9,789	5,975	6,694	0.51

(資料)佐久市

(注)施設によって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館した期間がある。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
芸術文化活動事業補助金利用団体が、今後事業を継続・拡大できると回答した割合	41.0% (令和7年度)	70.0%
文化施設の延べ来場者数	275,141 人 (令和7年度)	337,900 人
近代美術館の延べ観覧者数	8,782 人 (令和6年度)	11,000 人

● 主な取組

(1)市民の文化・芸術活動の促進

- ア 市民の文化・芸術活動を促進するため、魅力ある多様な文化・芸術に触れる機会の提供とさらなる充実を推進します。
- イ 市民や団体の自主的な文化・芸術活動を支援し、活動の発展と新たな担い手や若い世代の参加を図ります。
- ウ 次代の文化・芸術活動を担うこどもたちの感性を育むため、学校や各種団体と連携し、優れた文化・芸術に親しむ機会の提供と充実を図ります。
- エ 中学校部活動の地域展開に際し、こどもの健全育成と文化・芸術活動の維持のため、指導者の発掘を推進するとともに、学校・地域・競技団体などが一体となった体制の構築を推進します。

(2)文化施設の充実と有効活用

- ア 各施設の老朽化に応じた対策として、市内に分散して保管している埋蔵文化財出土遺物を集約するなど、効率的な運用と適切な維持管理を図ります。
- イ 各文化施設の特色を生かした企画展や施設間連携による共同企画事業を進めるとともに、教育や観光などの他分野と連携した魅力の創出による、効果的な施設運営に努めます。
- ウ 本市のみならず、佐久地域にゆかりのある芸術家の調査を進めるとともに、展覧会の開催を推進します。
- エ 龍岡城五稜郭の計画的な整備と適切な保存・管理に努めるとともに、地域と連携し、ガイダンス施設を活用した情報発信と歴史的価値の共有を図ります。
- オ 美術品、歴史資料や古文書などの収集・調査研究・適正な保管を行うとともに、ウェブ上で収蔵作品が見られるデジタルミュージアムの有効な活用を図ります。
- カ 新たな美術資料の適正な保管場所を確保するとともに、安心・安全に美術に親しめるよう、老朽化する美術館の再構築を検討します。

(3)「佐久の先人」の功績の継承

- ア 「佐久の先人」の功績を広く周知することにより、郷土への誇りと愛着を醸成し、功績の次代への継承に努めます。

(4)文化財の保護・継承と活用

- ア 文化財の保護・調査に努めるとともに、考古遺物3次元モデルを活用することで、より多くの市民が文化財に触れる機会を作り、佐久市固有の文化や歴史への愛着の醸成に努めます。
- イ 史跡香坂山遺跡の保存活用計画を策定するとともに、地権者や地域住民と連携しながら、保存・活用を推進します。
- ウ 文化財の保護のため、保存会などと連携し、文化財の現状の把握や支援を行うことで、保存・継承を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市教育振興基本計画／史跡龍岡城跡整備基本計画／史跡香坂山遺跡保存活用計画（仮）

2 生涯学習

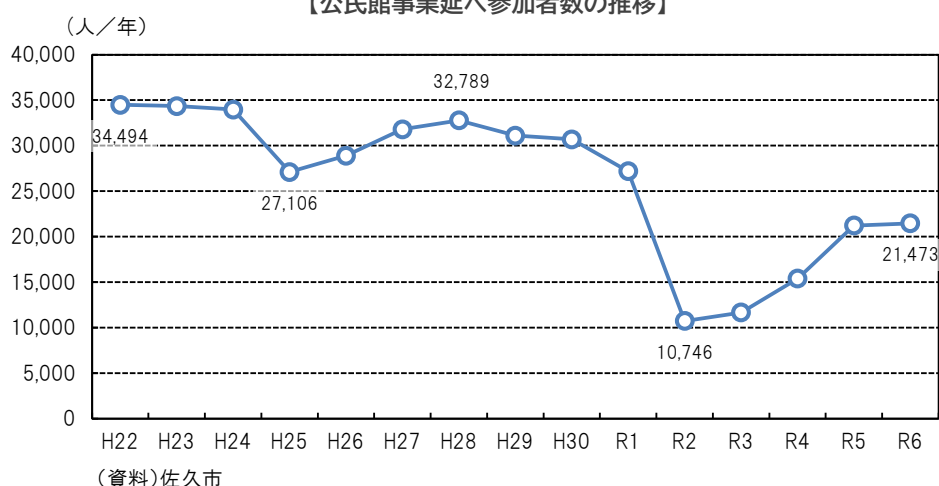


市民の学習意欲を高め、それを具現化できる多様な学習環境を整えることで、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、支え合い、一人ひとりの個性を生かしながら自己実現を図ることができる社会の実現を目指します。

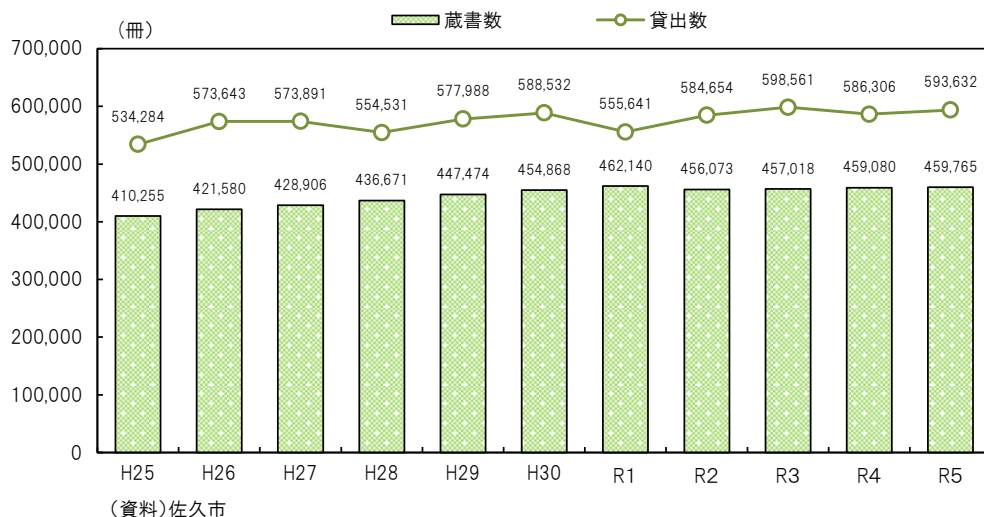
● 現状と課題

- ア ウェルビーイングを実現し、生涯をより豊かに過ごすため、こどもから高齢者まで、誰もが主体的に学ぼうとする学習意欲の増進を図る必要があります。
- イ デジタル化・グローバル化の急速な進行と各種講座や公民館活動の参加者に固定化や高齢化の傾向が見られることなどから、学びに対する多様なニーズを把握し、幅広い年代や様々な立場の市民が参加できる工夫を図る必要があります。
- ウ 各区における公民館活動は、主体性・協働性のある学びの原点となるものの、近年、地域活力の減退に伴い縮小傾向にあることから、その活動を一層支援する必要があります。
- エ 多様な学びを実現する場であるとともに、地域コミュニティ拠点や若者の居場所などの機能を果たす公民館や生涯学習センター、市民創錬センターなどの生涯学習施設の計画的な整備や適切な管理・運営をする必要があります。
- オ 図書館サービスの充実を図るため、市民の自主的な学びを支える多様な資料の収集・提供や、講座、読み聞かせなどの学びの機会の充実を図るとともに、中央図書館建替再整備基本構想を基に誰もが利用しやすい図書館の再整備を進める必要があります。

【公民館事業延べ参加者数の推移】



【図書館の蔵書数と貸出数】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
公民館学級・講座の実施回数	世代間交流学級 41 回 市民ふれあい学級 224 回 親子ふれあい学級 50 回 人権同和教育講座 8 回 (令和 6 年度)	世代間交流学級 41 回 市民ふれあい学級 224 回 親子ふれあい学級 50 回 人権同和教育講座 8 回
公民館施設の延べ利用者数	197,742 人 (令和 6 年度)	198,100 人
図書館の延べ利用者数	128,568 人 (令和 6 年度)	139,207 人

● 主な取組

(1)生涯学習活動の充実

- ア 市民の多様な学習ニーズに応えるため、各種講座や公民館活動について、豊富な内容、柔軟な時間設定、多様な参加手法などを勘案して実施するとともに、その学びの成果が地域社会へ還元する仕組みづくりを推進します。
- イ 市民が生涯学習をより身近に感じられるよう、様々なツールを効果的に組み合わせて講座や活動の情報を発信することで、ニーズに合った学びの機会の拡大に努めます。
- ウ Web 予約サービスやSNSなどのデジタル技術の活用により、学習しやすい環境づくりを推進します。
- エ 市民の生涯学習の活性化のため、公民館学習グループや、区公民館の活動支援を図ることで、こどもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる基盤づくりを促進します。
- オ 市民の学習活動を支援し、学びの成果が適切に地域に還元されるよう、生涯学習に関し指導的役割を担う人材の確保・育成を進めます。

(2)生涯学習環境の整備

- ア 市民の学びの場である生涯学習施設について、計画的な改修や長寿命化により、利便性の向上や多世代が交流できる空間への転換を図るとともに、市民一人ひとりの多様な学びと活動を支える環境整備に努めます。

(3)図書館サービスの充実

- ア 快適な滞在空間を整え、誰もが心地よく過ごせる居場所としての機能を果たすとともに、その基幹施設となる中央図書館の再整備を進めます。
- イ 新たな知識に出会う場として、利用者ニーズに応じた多様な図書館資料の収集を進めるとともに、レファレンスサービス²¹・レフェラルサービス²²の充実や、地域の課題解決に向けた活動の支援によるシビックプライドの醸成を図ります。
- ウ 誰もが利用しやすい図書館づくりを進めるとともに、図書が持つ魅力に多くの市民が触れ合える講座や展示などによる多様な学習・交流の機会の提供に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市教育振興基本計画

²¹ レファレンスサービス：利用者の目的に応じて、必要な情報や資料を探すお手伝いをするサービス

²² レフェラルサービス：利用者の求める質問に対して、図書館にない情報や人を紹介するサービス

3 スポーツ



市民一人ひとりがライフスタイルに応じて生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを推進することで、スポーツによるふれあいや交流を深め、心身ともに健康で活力ある豊かな生活ができる社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 地域全体でスポーツをする機会を確保・維持するため、基盤となる佐久市スポーツ協会を始めとする関係団体の育成・支援を行いながら、連携を一層深化させていく必要があります。
- イ ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりに合わせた運動習慣の定着支援や、体力・年齢に応じた多様なプログラムの提供により、主体的・継続的にスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。
- ウ スポーツ大会やスポーツイベントを通じてスポーツに触れる機会を提供することで、スポーツへの関心を喚起し、競技力の底上げを図る必要があります。
- エ エストニア共和国を始めとする国内外の姉妹都市・友好都市との相互理解や友情を次世代へ継承するとともに、関係性を一層深化させるため、継続的なスポーツ交流を推進する必要があります。
- オ スポーツ施設の長寿命化や集約化・多機能化を計画的に進めるとともに、デジタル技術を活用した予約システムの利便性向上など、適正かつ効率的な維持管理・運営を行う必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
体育施設の延べ利用者数	706,796 人 (令和 6 年度)	830,000 人
スポーツ合宿受入人数	2,183 人 (令和 6 年度)	3,500 人
成人のスポーツ実施率(週 1 日以上)	53.8% (令和 6 年度)	70.0%

● 主な取組

(1)生涯スポーツの振興

- ア 佐久市スポーツ協会や各種競技団体などを支援するとともに、連携・協力により、誰もが気軽に参加でき、無理なく継続できる魅力ある大会・教室などの開催や身近にスポーツに親しむ機会の創出を推進します。

- イ こどもたちがスポーツに親しみ、健やかに成長する場となるスポーツ少年団の運営を支援し、誰もが身近な場所で、多様な種目に親しめる持続可能な活動基盤の整備を推進します。
- ウ 中学校部活動の地域展開に際し、こどもの健全育成と生涯にわたるスポーツ環境の維持のため、指導者の発掘を推進するとともに、学校・地域・競技団体などが一体となった新たなスポーツ推進体制の構築を推進します。
- エ 医療機関などと連携し、スポーツが心身にもたらす有効性やスポーツによる怪我や熱中症など、安全にスポーツを楽しむための知識の普及啓発を図るとともに、市民の日常的な運動習慣の定着を図ります。

(2)競技スポーツの振興

- ア トップアスリートやプロスポーツチームによるスポーツ教室の開催や試合の観戦、県域を越えた大会の誘致などにより、市民のスポーツへの興味関心や競技力の向上を図ります。
- イ 未来のトップアスリートを輩出するため、ジュニア期の基礎体力・運動能力の向上を支援するとともに、各競技団体や学校、専門機関などと連携し、こどもたちが高い目標に挑戦できる環境づくりを推進します。
- ウ 国際大会や全国大会などに挑戦する競技者を継続して支援するとともに、その優れた成果や挑戦の過程を広く市民に発信し、挑戦し続ける意欲を育む環境づくりを推進します。

(3)スポーツの持つ多面的機能の活用

- ア 自然環境や交通の利便性、充実した施設を生かしたスポーツイベントを戦略的に開催し、市内外の参加者の増加による交流人口・関係人口の創出を図ります。
- イ スポーツ合宿や各種大会の誘致の促進と国内外の姉妹都市・友好都市などとのスポーツ交流により、観光・文化分野なども含めた交流人口・関係人口の創出と地域経済の活性化を図ります。

(4)体育施設の充実

- ア デジタル技術などを活用した効率的で利便性の高い施設の管理運営に努めるとともに、施設や設備の改修を計画的に進めます。
- イ スポーツ活動の機会を創出するため、公立小中学校の体育館やグラウンドなどの市民スポーツ団体への開放を図ります。

● 関連する主な計画

佐久市教育振興基本計画

第3節 尊重され支え合う社会の形成

1 人権尊重社会

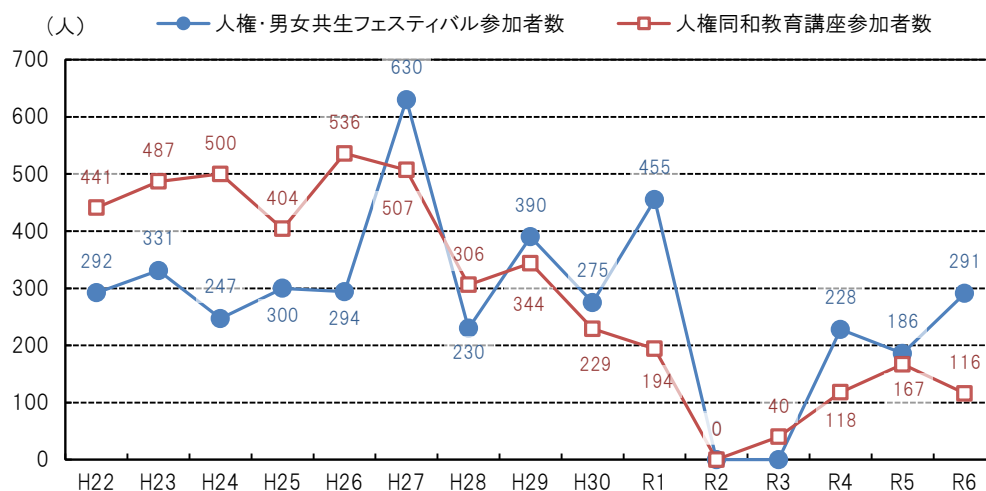


市民が社会的差別を行ったり、あるいは受けたりすることがないように、人権意識の高揚を図ることで、部落差別を始め、こども・障がい者・女性・高齢者・外国人・性的マイノリティ・犯罪被害者やその家族などに対するあらゆる偏見や差別の撤廃を目指します。

● 現状と課題

- ア 部落差別を始め、こども・障がい者・女性・高齢者・外国人・性的マイノリティ・犯罪被害者やその家族などに対する様々な差別は、依然として存在していることから、一層の人権教育・啓発の充実により、あらゆる差別のない明るいまちづくりを進めていく必要があります。
- イ 人権が尊重されるまちづくりを進めるため、幼児期から、こどもを始めとした全ての人が一人の人間として尊重されることの重要性や、人間の尊厳、生命の大切さについての理解を深めていく必要があります。
- ウ 人権の重要性を単に知識として習得するだけでなく、今も差別が身近に存在していることを認識し、日常のあらゆる場において人権に配慮した態度や行動が取れるよう、人権意識の高揚を図る必要があります。
- エ 多様化・複雑化する人権課題に対応するため、人権侵害問題に対する相談体制の充実や、人権相談窓口の周知、関係相談機関との連携による救済・擁護体制の充実を図る必要があります。
- オ 犯罪被害者やその家族が、事件による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解やインターネット上の誹謗中傷などの二次被害に苦しむことがないように、市民の理解促進と関係機関と連携した支援体制の充実を図る必要があります。

【人権・男女共生フェスティバル、人権同和教育講座参加者の推移】



(資料) 佐久市

(注1) 人権・男女共生フェスティバルは令和2年～3年新型コロナにより中止。

(注2) 人権同和教育講座は令和2年新型コロナにより中止、令和3年は会場開催に加え、資料配布を272人に実施。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
人権に関する研修会・講座などの延べ参加者数	6,973 人 (令和6年度)	7,000 人
隣保館活動の延べ参加者数	3,539 人 (令和6年度)	3,600 人

● 主な取組

(1)人権教育・啓発の推進

- ア あらゆる差別を解消し、一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合うまちづくりを進めるため、佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例に基づき、人権施策を推進します。
- イ 人権問題に対する正しい知識や理解を深めるため、デジタル技術も活用しながら、家庭、地域、職場や関係機関と連携し、ライフステージに応じた人権教育を推進します。
- ウ 人権教育・啓発の実践的で効果的な指導方法について学習する機会を提供し、地域や職場などにおいて人権教育・啓発を担う人材の養成を図ります。
- エ 人権課題の解決のための各種事業や相談業務を行うなど地域に密着した人権教育・啓発活動と、住民交流の拠点として隣保館の活動の充実を図ります。
- オ 誰もが性別、年齢、障がいの有無や国籍などを理由に自立や社会参画が妨げられることのないよう、こどもの権利を始め、全ての市民の人権の尊重や多様性を認め合う意識の醸成を推進します。
- カ SNSやインターネット上の誹謗中傷、性的マイノリティに関連した差別など、多様化する新たな人権侵害への理解を促進するため、研修会の開催や啓発活動を推進します。

(2)人権擁護の確立と推進

- ア 人権擁護委員や関係機関との連携を図り、様々な人権課題に対応できる相談体制の充実と人権相談窓口に関する情報提供に努めます。
- イ 人権相談所などの関係機関と連携し、適切な救済・擁護体制の充実に努めます。
- ウ 犯罪被害者やその家族への支援を推進するため、市民への啓発活動を行うとともに、関係機関と連携し、被害者やその家族が地域で孤立することなく、平穏な生活を取り戻せるよう相談・支援体制の充実に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画／佐久市男女共同参画プラン

2 男女共同参画社会



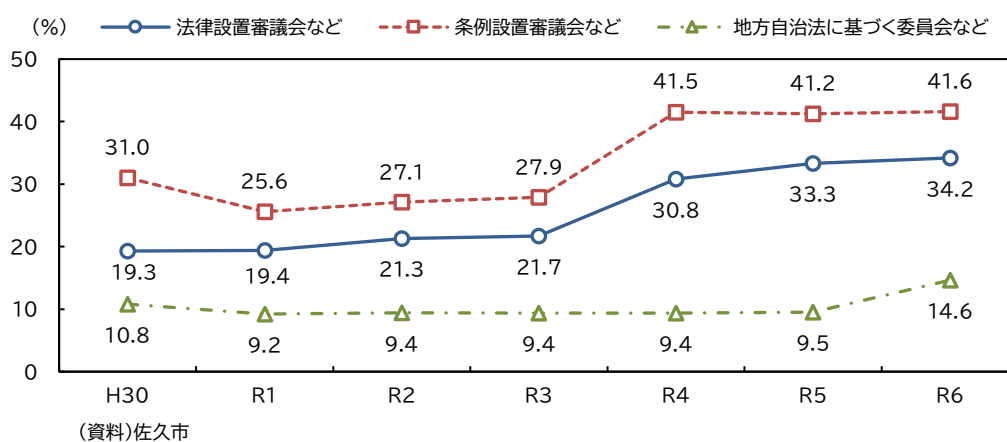
男女が、自らの意思に基づき社会のあらゆる分野の活動に参画できる機会が確保され、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した社会生活、家庭生活を送ることのできる社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 性別によって制約されることなく、社会のあらゆる場面でその個性と能力を十分に発揮していくためには、固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進する必要があります。
- イ 様々な組織運営において男女を問わず参画できるよう、能力に応じた性差のない登用を行うとともに、あらゆる分野にチャレンジする女性に対する支援策の強化や、積極的に男女共同参画を推進している企業などの取組事例の普及など、啓発を図る必要があります。
- ウ 男女がともに仕事と育児や介護などを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進める必要があります。
- エ 男女がともにその個性と能力を十分に発揮するため、男女の身体的性差の理解促進を図るとともに、安心して相談できる体制づくりを推進する必要があります。
- オ ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、人権侵害行為の根絶に向けた取組を進めるとともに、貧困や孤立など、多様で複雑な困難な問題を抱える女性に対し、その人権を尊重し、個々の実情に応じた包括的かつ切れ目のない支援を推進していく必要があります。

【各種審議会・委員会における女性登用率の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
審議会などにおける女性委員の登用率	40.5% (令和7年度)	50.0%
「男女共同参画社会」という用語の周知度	33.8% (令和7年度)	50.0%

● 主な取組

(1)男女共同参画の意識づくり

- ア 男女が対等の立場で互いの人権を尊重し、その能力を最大限に生かすことができるよう、家庭・地域・職場など、あらゆる場面において、男女共同参画に関する意識改革を推進します。
- イ 固定的性別役割分担意識によらないキャリアプランの形成を促すため、幼稚園・保育園・学校などと連携し、幼児期から男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

(2)男女がともに活躍できる環境づくり

- ア 行政や地域活動などにおいて、方針決定過程への女性の参画を促進します。
- イ 男女共同参画の推進に向け、市民団体の活動に対し支援を行うとともに、佐久平女性大学を通じて、様々な分野で活躍する女性の支援を推進します。
- ウ 意欲ある女性が自己実現を図れるよう、様々な分野で個性と能力を発揮できる地域社会の実現を推進します。
- エ 男女問わず育児・介護休業を取得しやすい職場づくりの促進やワーク・ライフ・バランスの重要性について、企業などへ周知し、浸透を図ります。
- オ 柔軟な働き方の普及促進に向けた啓発に取り組むとともに、出産・育児などでいったん離職した者の再就職などの支援を進めます。

(3)安心・安全な暮らしの実現

- ア 全ての人が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることができるよう、男女の身体的性差の理解促進を図るとともに、ライフステージに応じた心身の健康づくりの推進と相談体制の充実を図ります。
- イ あらゆる暴力の予防と早期発見、根絶を目指すとともに、多様化・複雑化する女性が抱える困難な問題に対応するため、女性相談支援員による相談支援の充実や包括的かつ切れ目のない支援を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市男女共同参画プラン／佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画

都市基盤分野

第2章 地域の特徴を生かした強靱で つながりあるまちづくり

第1節 地域の特徴を生かした強靱なまちづくり

- 1 土地利用
- 2 市街地
- 3 公共施設
- 4 住宅

第2節 地域をつなぐ交通ネットワークの形成

- 1 高速交通ネットワーク
- 2 地域交通ネットワーク

1 土地利用



自然や歴史、文化との調和を図りながら、優良農地や森林の保全と都市的土地利用との両立を図り、自然災害への対応を見据えた、本市の持続的発展に資する安心・安全で秩序ある土地利用を目指します。

地域の特徴を生かした拠点形成と機能集約を図るとともに、拠点と集落、さらには地域間のネットワーク化により、各拠点を核としたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。

● 現状と課題

- ア 人口減少・少子高齢化の進行、激甚化・頻発化する自然災害などの社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたり活力ある地域であり続けるため、佐久平駅周辺や高速道路のインターチェンジ周辺などの一団の土地については、本市の持続的発展に資する土地利用を推進する必要があります。
- イ 市域全体の土地利用については、農地・山林・水面といった自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図り、秩序ある土地利用を推進する必要があります。
- ウ 地域の活力を維持し、将来にわたり安心・安全な暮らしを営めるよう、地域の特徴を生かした拠点形成を図るとともに、拠点と集落、地域間とのネットワーク化を図る必要があります。
- エ 森林は、水源のかん養、温室効果ガス吸収による温暖化の緩和、生物多様性の保全、災害の防止など多様な機能を有しており、継続的な整備により効果が発現されますが、担い手不足や採算性の低下により森林整備が進まないため、関係機関や事業者と連携し、AI解析などの最新技術を導入した効果的かつ効率的な整備を促進する必要があります。
- オ インターチェンジ周辺や幹線道路沿線の開発需要が高まっていることから、開発需要とのバランスを図りながら、優良農地の保全に努める必要があります。
- カ 航測法による国土調査を推進し、国土の保全や土地取引の円滑化のほか、今後発生が懸念される自然災害からの復旧・復興の迅速化を図る必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
都市計画区域内人口の割合	98.69% (令和7年度)	98.71%

● 主な取組

(1) 秩序ある土地利用の推進

- ア 第三次国土利用計画（佐久市計画）や各種土地利用に関する各種計画に基づき秩序ある土地利用を推進します。
- イ 開発需要の高まる佐久平駅周辺地区においては、無秩序な開発を抑制し、将来にわたり佐久地域を牽引する持続的発展に資する土地利用を図ります。

(2) 機能の集約とネットワーク化

- ア それぞれの地域拠点の強みや個性を生かし、その特徴を磨き上げる、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりにつながる土地利用を推進します。

(3) 土地需要の量的調整と土地利用の適切な誘導質的向上

- ア インターチェンジ周辺は、産業振興のための土地利用を図るなど、市域全体の活性化に寄与する適切な土地利用の誘導を推進します。
- イ 工業用地や商業・業務系用地は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和や適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を推進します。
- ウ 農業振興地域においては、無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全に努めます。
- エ 先端技術の導入による森林情報の精度向上と、整備対象地の計画的な拡大により、持続可能な森林経営管理を推進します。
- オ 荒廃農地の発生防止と再生利用を促進します。

(4) 国土調査の推進

- ア 関係機関と連携し、航測法による国土調査を推進し、国土の保全などに努めます。

● 関連する主な計画

佐久市都市計画マスタープラン／佐久市立地適正化計画

2 市街地



佐久平駅周辺の拠点機能を高めるとともに、既存市街地の賑わい創出、都市機能の適正な誘導を図り、各地域の特徴を生かした誰もが暮らしやすく活気ある市街地の形成を目指します。

● 現状と課題

- ア 良好な市街地の形成を図るため、都市計画法に基づく地区計画の策定などにより、地域の特徴を生かした魅力あるまちづくりを推進する必要があります。
- イ 少子高齢化の進行や人の流れの変化に伴い、市街地の「スポンジ化」²³が懸念されることから、居住機能や都市機能の適切な配置、誘導を図る必要があります。
- ウ 佐久平駅周辺は、開業から30年が経過し、移動環境など現代のニーズへの対応が求められていることから、既存の豊かな歩行者空間が「通過点」にとどまっている現状を改善し、滞在や交流を生む場として有効に活用していく必要があります。
- エ 無電柱化の推進に当たっては、多大な整備費用や長期の整備期間を要することから、多角的に検討し、計画的に推進する必要があります。
- オ 佐久平駅、岩村田駅、北中込駅の各駅前広場（付属施設を含む）の維持管理において、アダプトシステムの参加団体を増やし、委託業務などの経費削減とさらなるサービス向上に努める必要があります。
- カ ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人々が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

²³ 市街地のスポンジ化：市街地の内部において、空き地、空き家など低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
全人口に対するD I D人口の割合	19.5% (令和2年)	19.5%
公民館地区館の立地数	7施設 (令和3年度)	7施設

● 主な取組

(1)良好な市街地の形成

- ア 居住機能・都市機能の適切な配置、誘導により、魅力ある市街地の形成を推進します。
- イ 都市計画区域や用途地域の指定に基づき、無秩序な市街地の拡散を抑制するなど、適正な土地利用を推進します。
- ウ 中部横断自動車道佐久白田、佐久南、佐久中佐都の各インターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域の指定に基づき、地域の良い環境の形成や保持を図ります。
- エ 都市政策において、公共空間の利活用の幅を広げ、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指し、官民連携による賑わいや活気の創出を推進します。
- オ 地区計画の策定や住民協定の締結などを促進し、多様な担い手とともに地域の特徴に応じたまちづくりを推進します。
- カ 計画的かつ秩序ある市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図るとともに、地区特性に応じた土地区画整理事業の導入や最適な整備手法の活用を進めます。
- キ 用途地域内の低未利用土地の有効利用を促進します。
- ク 佐久平駅周辺再整備基本計画に基づき、佐久平駅の交通結節機能の強化と、拠点価値の向上を推進します。
- ケ 関係団体と連携し、低コスト手法の導入や財源確保を図り、計画的に無電柱化を推進します。
- コ 誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、行政や事業者などがそれぞれユニバーサルデザインに配慮した取組を進めます。

● 関連する主な計画

佐久市都市計画マスタープラン／佐久市立地適正化計画

3 公共施設



公共施設の適正配置や費用負担・管理体制の見直しなど、総合的かつ計画的な公共施設マネジメントを進めることで、財政負担の平準化を図り、将来にわたって安心・安全に利用できる公共施設サービスの提供を目指します。

● 現状と課題

- ア 人口構造や社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な行財政経営を実現するため、複合化や多機能化による施設保有量の最適化や公共施設の適正な配置を図る必要があります。
- イ 個別施設計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、将来の維持管理コストの抑制と財政負担の平準化を図るとともに、安心・安全で機能的な公共施設マネジメントを確立する必要があります。
- ウ 既存施設の余裕スペースの活用や転用など、公共施設の有効活用を図る必要があります。
- エ 効率的かつ効果的に公共サービスを提供するため、公共施設の整備や管理に当たっては、従来型手法に優先し、民間の資金、経営能力や技術的能力などの活用を検討する必要があります。
- オ 公共施設の管理に当たっては、指定管理者制度のさらなる効果的な運用を図るため、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に引き出す制度の構築を図る必要があります。
- カ アダプトシステムのさらなる普及に加え、地域住民や団体が主体的に施設運営に関与できる仕組みづくりなど、市民との協働により誰もが愛着を持てる公共施設の管理運営方法を検討する必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
公共施設延床面積の削減量	1,147 m ² (令和 6 年度)	14,860 m ²

● 主な取組

(1)公共施設の適正な更新と整備

- ア 佐久市公共施設等総合管理計画に基づき、令和 38 年度の目標達成を見据えた短期的な実行目標を設定し、公共施設の最適化を推進します。
- イ 施設ごとに計画的な適正化を図るため、大・中規模施設を重点管理対象に据え、定期的な進捗確認を強化し、個別施設計画の適切な進捗管理を実施します。
- ウ 今後の施設整備に当たっては、従来型手法に優先し、民間活力導入の可能性を模索する方法を検討します。
- エ 「子ども環境形成ガイドライン」を踏まえた公共施設や公共空間の整備に努めます。
- オ 公共施設の余裕スペースの民間事業者への貸付けや、用途転用により、施設の付加価値と利便性の最大化を図ります。

(2)公共施設の適正な管理

- ア 公共施設の管理運営方法について、民間活力の導入を引き続き推進し、運営コストの最適化と市民サービスの質の向上を両立した、持続可能な管理運営体制の確立を図ります。
- イ 指定管理者制度について、社会情勢の変化に応じた制度運用の見直しを推進し、持続可能なパートナーシップに基づく施設運営に努めます。
- ウ アダプトシステムの活用推進などにより、効果的・効率的な管理運営を図るほか、市民が当事者として関わる協働のまちづくりを通じて、施設や地域の価値を高め、持続可能で愛着の持てる公共空間の創出に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市公共施設等総合管理計画／佐久市個別施設計画

4 住宅



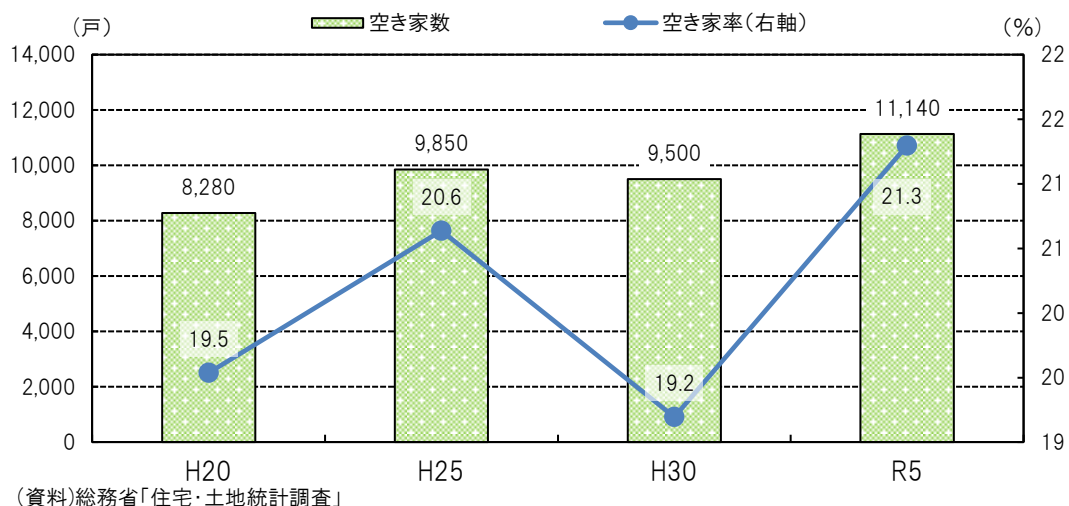
空き家の適正管理や危険な空き家の除却、利用可能な空き家の流通・活用を促進するとともに、住宅の耐震化を促進することで、市民の安心・安全な生活環境の保全を目指します。

市営住宅の計画的な改修と適切な管理を推進することで、多様なニーズに対応し、住まいを必要とする市民にとって快適で安定した居住環境の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 適切な管理が行われず放置されている空き家は、防災、衛生、景観など多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者などへの啓発を行うとともに、関係団体などと連携し、空き家の活用や発生の予防など、実効性のある対策を進めていく必要があります。
- イ 市民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、住宅の耐震化を促進する必要があります。
- ウ 公営住宅について、地域の住宅需要に応じ、入居者の安全面や利便性を考慮しながら、良質な居住環境を安定的に供給していく必要があります。

【本市の空き家数と空き家率の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
市営住宅の管理戸数	1,021 戸 (令和6年度)	960 戸
市の実態調査に基づく空き家の除却件数	51 件 (令和6年度)	65 件
住宅の耐震化率	84.3% (令和5年度)	95.0%

● 主な取組

(1) 空き家対策の推進

- ア 空き家に関する相談体制の強化・充実を図るとともに、不動産関係団体などと連携し、移住・定住の受け皿など多様なニーズに対応した利活用を始め、市場流通や除却を促進します。
- イ 補助制度により、空き家の除却や跡地の利活用の促進を支援するとともに、より効果的な補助制度の構築に向けた検討を進めます。
- ウ 特定空家等²⁴や管理不全空家等²⁵になるおそれがある空き家について、関係団体などと連携し所有者などに対する助言などを行い、適切な管理を促進します。

(2) 耐震改修の促進

- ア 国、県の施策と連携し、耐震性のない住宅の対策を推進します。

(3) 公営住宅の整備と管理

- イ 佐久市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な住宅戸数を確保するとともに、計画的な整備や管理、小規模団地などの統廃合を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市公営住宅等長寿命化計画／佐久市無居住家屋等対策計画／佐久市耐震改修促進計画

²⁴ 特定空家等：倒壊の危険、衛生上の著しい有害性、景観の著しい悪化など、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている状態の空家。命令や行政代執行の対象となる。

²⁵ 管理不全空家等：適切な管理が行われていないことにより、放置すれば将来的に「特定空家等」になる恐れがある状態の空家。指導・勧告の対象となり、勧告を受けた場合は固定資産税の優遇措置が解除される。

1 高速交通ネットワーク



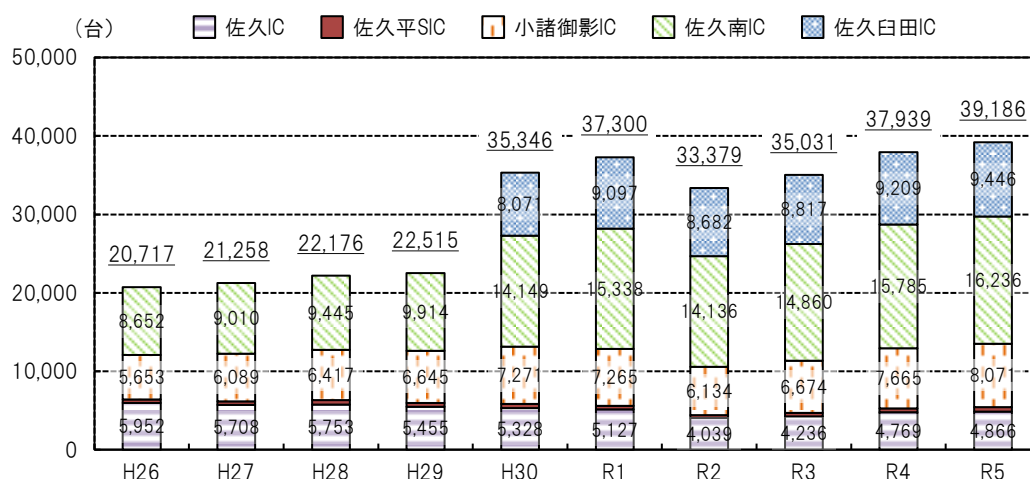
中部横断自動車道の早期全線開通を促進するとともに、信州まつもと空港や中部縦貫自動車道などと広域交通ネットワークを形成する松本佐久連絡道路の高規格道路指定を強力に推進し、災害発生時の緊急輸送路を始めとする多様な機能を担う高速交通網の確立を目指します。

北陸新幹線の新大阪までの全線開業を見据え、関西圏からの移動時間の短縮や交流可能圏域の拡大など、高速交通ネットワークの効果を生かした地域の活性化を目指します。

● 現状と課題

- ア 中部横断自動車道は、（仮称）長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間が未整備区間となっていることから、国への要望活動を推進し、整備計画区間への早期格上げを目指す必要があります。
- イ 地域の活性化や産業振興を図るため、高速交通網を活用した取組を推進し、市内のインターチェンジのさらなる利用を促進する必要があります。
- ウ 松本佐久連絡道路は、国の関東ブロック新広域道路交通計画や長野県広域道路交通計画に構想路線として位置付けられていることから、国・県への要望活動を推進し、高規格道路への指定を目指す必要があります。
- エ 北陸新幹線の全線開通により交流可能圏域の拡大が期待されることから、国に対して事業推進を要望していくことで、新大阪駅までの早期延伸を目指す必要があります。

【市内周辺インターチェンジの1日当たりの平均利用台数】



（資料）東日本高速道路株式会社「高速道路1日平均利用台数」

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
中部横断自動車道・上信越自動車道の1日当たりの平均利用台数（御影料金所の通過台数）	8,450 台 (令和6年)	9,500 台
北陸新幹線佐久平駅の1日当たりの平均乗降客数	2,943 人 (令和6年)	3,000 人

● 主な取組

(1)高規格幹線道路などの整備と利用の促進

- ア 中部横断自動車道について、(仮称)長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間の整備計画区間への早期格上げに向けた要望活動を推進します。
- イ 中部横断自動車道の全線開通を見据え、沿線地方公共団体や関係機関と連携し、利用の促進や交流の拡大、産業の振興に資する取組を推進します。
- ウ インターチェンジの利用率向上を目指し、観光施設や関係機関と連携し、利用促進に向けた取組を推進します。
- エ 地域経済の発展や文化の交流、医療機関へのアクセスの向上により、地域の一層の発展に寄与する松本佐久連絡道路の早期実現を促進します。

(2)北陸新幹線の整備と利用の促進

- ア 北陸新幹線の全線開通を促進するため、国に対し事業推進を要望していくとともに、佐久平駅の乗降客の増加と、さらなる利便性の向上に向けた取組を推進します。

2 地域交通ネットワーク



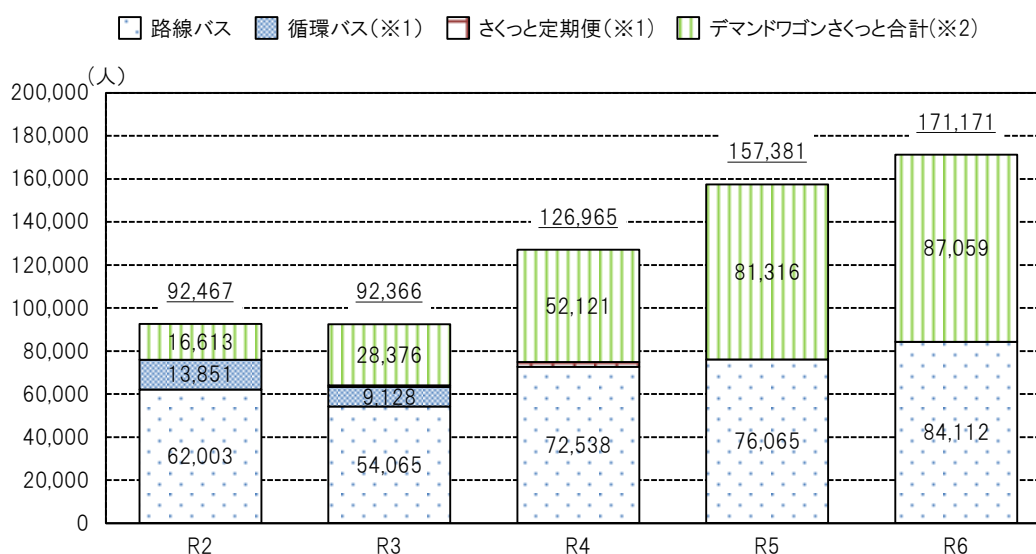
市民の移動手段と生活の利便性を将来にわたり確保するため、公共交通の効率化と利便性の向上を図り、地域間交流の促進に資する持続可能な交通ネットワークの構築を目指します。

地域間連携や交流の拡大を支えるため、地域幹線道路や生活道路の計画的な整備や適切な維持管理を推進し、安全で円滑な道路ネットワークの形成を目指します。

● 現状と課題

- ア 将来にわたり公共交通を維持するため、路線の見直しを行い、運行の効率化と利便性の向上を両立させた持続可能な交通ネットワークを構築する必要があります。
- イ 市民の移動手段と生活の利便性を将来にわたり確保するため、地域の主要な移動手段である「デマンドワゴンさくっと」の効率的な運行管理による持続可能な運営体制を構築するとともに、さらなる利便性の向上を図る必要があります。
- ウ 地域幹線道路や生活道路の一部で渋滞が発生しているほか、狭い道路や歩道の未整備箇所など、市民生活の利便性や安全面・防災面での課題が生じていることから、改善を図る必要があります。
- エ 道路施設の老朽化を踏まえ、計画的・効率的な維持管理と更新を行い、長寿命化を図る必要があります。
- オ 道路の効率的な維持管理や道路愛護意識の高揚を図るため、市民との協働による道路管理を推進する必要があります。
- カ 国道や県道などの幹線道路における未改良区間について、道路整備を促進する必要があります。

【地域公共交通の利用者数の推移(市運営路線)】



(資料)佐久市

(※1) 循環バスはR3年9月廃止。さくっと定期便はR3年10月運行開始し、R5年3月廃止。

(※2) デマンドワゴンさくっと合計：旧デマンド交通、新デマンド交通の合計

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
公共交通機関である路線バス・デマンド交通の利用者数	171,171 人 (令和6年度)	180,000 人
アダプトシステム登録団体数	18 団体 (令和7年度)	20 団体

● 主な取組

(1)持続可能な地域公共交通の構築

- ア デマンドワゴンさくっとの運営については、事業者と行政が連携し、限られた経営資源で最大の利便性を発揮する持続可能な地域公共交通の構築を図ります。
- イ 路線バスについては、将来にわたり運行を維持していくため、利用動向を把握し実情に合わせた見直しを行うなど、効率的で最適な運行形態へとアップデートを図ります。
- ウ 多様な交通機関がスムーズに接続できる連携体制を強化するとともに、交通事業を支える人材の確保・支援を図りつつ、自動運転などの新技術の活用も視野に入れ、将来にわたり住民の暮らしを支え続けるための交通環境の整備と改善を促進します。

(2)生活道路の整備充実

- ア 市民の利便性や安全面の向上、防災機能の強化を図るため、危険性や緊急性の高い狭あいな道路の拡幅など必要な生活道路の整備を推進します。
- イ 歩行者や自転車が安心・安全に道路を通行できるよう、歩道やガードレールの整備のほか、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した道路整備を推進します。

(3)道路などの計画的な維持管理

- ア 定期的な道路パトロールによる道路など危険箇所の早期発見に努めるとともに、地元区からの要望や通報、舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を推進します。
- イ 定期的な点検による橋りょうの損傷などの早期発見に努めるとともに、橋りょう長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進します。
- ウ アダプトシステムへの登録を促進するとともに、継続的に活動を行っている団体や企業などの自発的な活動に協力し、道路施設の維持管理に努めます。

(4)地域幹線道路網の整備

- ア 利便性の向上を図るため、都市計画道路相生大手線、県道小諸中込線のほか、岸野高瀬・志賀・三分中込の各バイパス路線の整備を促進します。
- イ 地域間交通の渋滞緩和や利便性の向上を図るため、国庫補助金などを活用し、地域幹線道路の整備を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市橋りょう長寿命化計画

経済・産業分野

第3章 誰もが輝き、活力と魅力ある 産業を育むまちづくり

第1節 豊かな自然を生かした農林水産業の振興

- 1 農業
- 2 林業
- 3 水産業

第2節 力強いものづくり産業の振興

- 1 工業

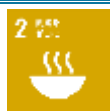
第3節 活力と魅力ある商業・観光の振興

- 1 商業・サービス業
- 2 観光

第4節 自分らしい働き方の実現と地域を支える人材の確保

- 1 就労・雇用

1 農業



多様な担い手の確保・育成、スマート農業の推進や農地集積を図ることで、農業経営の効率化と安定化を目指します。

晴天率の高さや標高の高さを生かした高品質な農作物の生産、消費者ニーズに対応した農産物のブランド化や有機農業の推進などにより、農業生産の活性化を目指します。

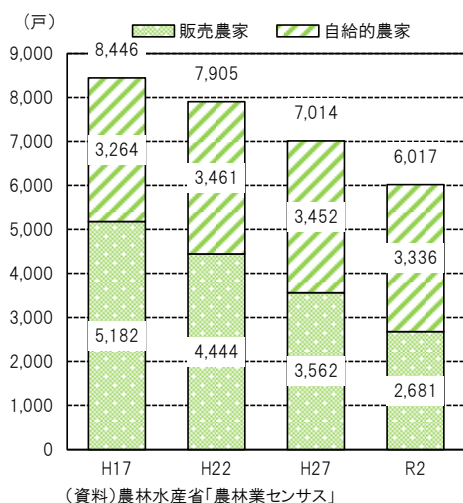
鳥獣被害対策や荒廃農地対策を進めるとともに、多様な関わり方を通じた都市農村交流や移住・定住の促進を図ることで、農村の振興を目指します。

● 現状と課題

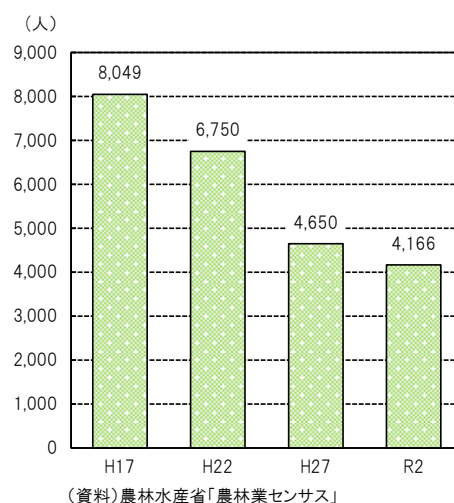
- ア 高齢化や後継者不足、有害鳥獣による農作物被害などにより、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加が進んでいることから、新規就農者や多様な人材の確保・育成、法人化の推進とともに、意欲ある担い手への農地集積を進める必要があります。
- イ 経年により多くの農業水利施設の老朽化が進んでいる一方、財源確保や受益者負担が困難となりつつあるため、施設の緊急性や危険度に応じた優先順位に基づく整備を図る必要があります。
- ウ 晴天率の高さや標高の高さによる寒暖差の大きい気候など、地域の強みを生かした生産振興とともに、スマート農業の活用などによる気候変動への対応や生産性の向上を進める必要があります。
- エ 生産資材価格の高騰が経営を圧迫する中、持続可能な農業を推進するため、耕畜連携のサイクルの確立や畜産農家の経営安定を図る必要があります。
- オ 消費者ニーズの多様化が進む中、農産物の販路と消費の拡大を図るため、有機農業による農産物のブランド化や農商工連携を推進するとともに、国内外への効果的な情報発信を強化する必要があります。
- カ 田園回帰の動きを捉え、「半農半X²⁶」や家庭菜園など多様な「農ある暮らし」を志向する方々が日々の生活に農を取り入れられるよう、それぞれの関わり方に寄り添った柔軟な取組や支援を進める必要があります。
- キ 農村は美しい景観の形成や大雨時の貯水機能など多面的機能を有することから、地域住民などの多様な主体と連携し、地域ぐるみでその機能の維持・向上を図る必要があります。

²⁶ 半農半X：農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方

【総農家数の推移】



【農業就業人口の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
認定農業者数	221 人 (令和 7 年度)	221 人
地域計画に基づく担い手への農地集積率	32.5% (令和 7 年度)	35.5%
有機農業に取り組む農業者数	33 人 (令和 7 年度)	38 人

● 主な取組

(1) 農業経営基盤の確立

- ア 新規就農者や後継者の確保と定着に向け、県やＪＡなどの関係機関と連携した相談、フォローアップ体制を強化するとともに、各種支援の充実を図ります。
- イ 意欲ある農業者への重点的な経営支援や農業者間のネットワークの活性化による連携強化を行うとともに、経営の法人化や組織的な取組の推進、「地域計画²⁷」と連動した効率的な経営基盤の構築を推進します。
- ウ 農地の有効活用と担い手の経営規模拡大を図るため、「地域計画」に基づく目標地図の継続的な見直しや、農地中間管理事業などを活用した担い手への農地集積、集約化を推進します。
- エ 労働力不足や気候変動に対応し、農作業の省力化・高効率化を図るため、ＩＣＴやＡＩなど先端技術を用いたスマート農業の導入を促進します。

²⁷ 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）：地域農業を維持するため、10年後の農地の在り方を示した「目標地図」を作成し、地域での協議を行い、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、農地の集約化などを進める計画

- オ 「半農半X」など多様な「農ある暮らし」を提案し、農家や地域を支える人材をつなぐ取組を進めることで、地域農業の活性化を図ります。

(2)農業生産基盤の整備と維持

- ア 農地パトロールや農地利用状況調査により、荒廃農地の状況把握とその発生原因の調査・分析を進め、発生防止や再生利用に向けた対策の充実に努めることで、農地の維持と活用を図ります。
- イ 深刻化・多様化する有害鳥獣被害から農作物を守るため、防護柵設置や維持管理の支援を行うとともに、関係機関と連携した対策を推進します。
- ウ 区要望や現地調査に基づき、農業水利施設の現状把握に努め、緊急性や危険度を考慮し、地域の実情に応じた整備を進めます。

(3)安心・安全な食料の供給

- ア 佐久市産農産物のブランド化と農業経営の安定化を図るため、関係機関と連携し、標高の高さといった本市の風土・特徴、需要を捉えた作物や温暖化に対応した新たな品種の選定、栽培技術などの導入を図るとともに、必要な施設整備などを支援します。
- イ 畜産経営の安定と耕畜連携サイクルの確立を図るため、畜産物の加工施設に対する支援や野菜栽培ほ場への堆肥施用を進めるとともに、飼料確保のための基盤の構築や休耕地の活用を支援し、地域内で完結する「自給飼料供給ネットワーク」の構築を図ります。
- ウ 様々な媒体を活用した農産物に関する定期的な情報発信や、海外ニーズを捉えた農産物の輸出の促進などにより、農産物の販路拡大・消費拡大を推進します。
- エ 農産物の高付加価値化に向け、農商工連携を通じた特産品開発や地理的表示保護制度（GI）²⁸の活用によるブランド展開を進め、卓越した商品の創出などの取組への支援を推進します。
- オ 地産地消を図るため、郷土料理の普及や飲食店などでの地元農産物の利用を促進するとともに、環境に配慮した農作物を活用した取組を推進します。
- カ 学校での食育と地産地消を図るため、地元農産物を小中学校に提供する学校給食応援団の活動を推進します。

(4)活力ある農村づくり

- ア オーガニックビレッジ宣言に基づく有機農業実施計画を軸に新規就農者などへの技術支援を強化し、栽培面積と生産量の着実な拡大を図るとともに、環境にやさしい農業を推進するため、環境保全型農業直接支払制度²⁹の取組を促進します。

²⁸ 地理的表示保護制度（GI）：地域の気候や風土、伝統的な生産方法などの特性によって高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品の名称（地理的表示）を、国が知的財産として登録し、保護する制度

²⁹ 環境保全型農業直接支払制度：化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度

- イ グリーン・ツーリズムによる都市部住民との交流機会を増やすとともに、田園回帰の機運の高まりを捉えた農村への移住・定住の促進により、農村の活性化を図ります。
- ウ 農村の多面的機能を維持するため、地域ぐるみで行う農村の地域資源の保全管理に係る取組を支援します。

● 関連する主な計画

佐久市農業振興ビジョン

2 林業



林業従事者の確保・育成を図るとともに、森林の適切な維持・管理を推進することで、林業経営の効率化・安定化を目指します。

森林資源の生産から流通・使用までの連携を強化し、新たな木材ニーズへの対応や森林認証材の流通による地元産材の利用拡大、林産物の生産振興を図ることで、林業の活性化を目指します。

意欲ある事業者などと連携して森林経営管理制度を推進し、適切な森林整備を図るとともに、森林病害虫対策や有害鳥獣駆除などの対策による森林保全を進めることで、観光面、防災面や環境面など、森林の持つ多面的機能の確保・活用を目指します。

● 現状と課題

- ア 長期的な木材価格の低迷、土地所有者の高齢化や林業従事者の減少などにより、適切な管理が行われていない森林があることから、森林経営管理制度の推進により、土地所有者や意欲と能力のある林業経営者と連携し、適切な管理・対応を図る必要があります。
- イ 林業生産基盤の強化を図るため、災害に強い林道づくりを進めるとともに、林業事業体などによる森林整備を促進し、効率的かつ安全な作業環境を整備する必要があります。
- ウ 森林病害虫（松くい虫）対策のための重点期間を設定し集中的に取り組んできたものの、被害が抑制されていないことから、今後は重点区域を絞り、より効果的で継続的な取組を進める必要があります。
- エ 有害鳥獣の出没や、それに伴う被害が増加している一方で、駆除に従事する担い手の高齢化や減少が続いていることから、担い手確保に向けた支援の実施により、有害鳥獣の駆除を促進し、森林被害の予防・防止を適切に行う必要があります。
- オ 区などの要望による治山事業は、地域の安全確保のために重要である一方、地権者の同意取得や財源確保に時間を要していることから、関係機関との協議による保安林の指定などを着実に進め、計画的に事業化を促進する必要があります。
- カ 森林は、木材の生産を始め、水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化の緩和、保健機能など多面的な機能を有することから、将来にわたってこれらの機能が享受できるよう、適切な維持管理と保全を行う必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
森林経営管理制度による森林整備面積（累計）	17.92ha (令和 7 年度)	50ha

● 主な取組

(1) 林業経営基盤の確立

- ア 林業事業体などの経営体制の強化を図り、林業従事者の確保・育成、就業環境の向上などを促進します。
- イ 森林環境譲与税を効果的に活用し、林地台帳の精度向上や先端的なICT技術の実装によるスマート林業を加速させ、効率的な森林管理体制の構築を促進します。

(2) 林業生産基盤の整備と維持

- ア 森林環境譲与税を活用し、災害に強い林道整備などの林業基盤整備の推進や森林施業の機械化・集約化の促進により、森林整備の効率化と生産性の向上を図るとともに、森林の適正な保全を推進します。
- イ 森林病虫害や有害鳥獣による被害を最小限に抑制するため、的確な予防・防除対策を推進し、健全で活力ある森林の保全に努めます。

(3) 木材産業の活性化と林産物の生産振興

- ア 公共施設や住宅などへのカラマツ材を始めとする地元産材や森林認証材の利用を促進します。
- イ 林地残材の木質バイオマスの活用など、森林資源の有効活用を図ります。
- ウ S G E C森林認証³⁰木材の高付加価値化と流通促進に向けた取組を進めます。
- エ シイタケなどの特用林産物³¹の販路拡大や栽培技術向上のための支援などにより産地化に努めるとともに、生産基盤の強化・作業の効率化に向けた取組を推進します。

(4) 多面的機能を発揮する森林づくり

- ア 保安林改進黨業の活用や適正な間伐・枝打ちなどにより森林の保全を図るなど、森林の多面的機能の維持・回復に向けた取組を推進します。
- イ 観光業などと連携し、森林を活用した健康づくりやヘルスツーリズムなどの各種イベントを実施します。
- ウ 緑の教室を始めとする森林学習など、森林の多面的機能の重要性を未来へ継承する取組を推進します。

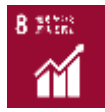
● 関連する主な計画

佐久市森林整備計画

³⁰ S G E C森林認証：国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行なっている森林を認証するシステム

³¹ 特用林産物：森林から生産される産物のうち、きのこ類や山菜などの樹脂類など木材以外の林産物

3 水産業



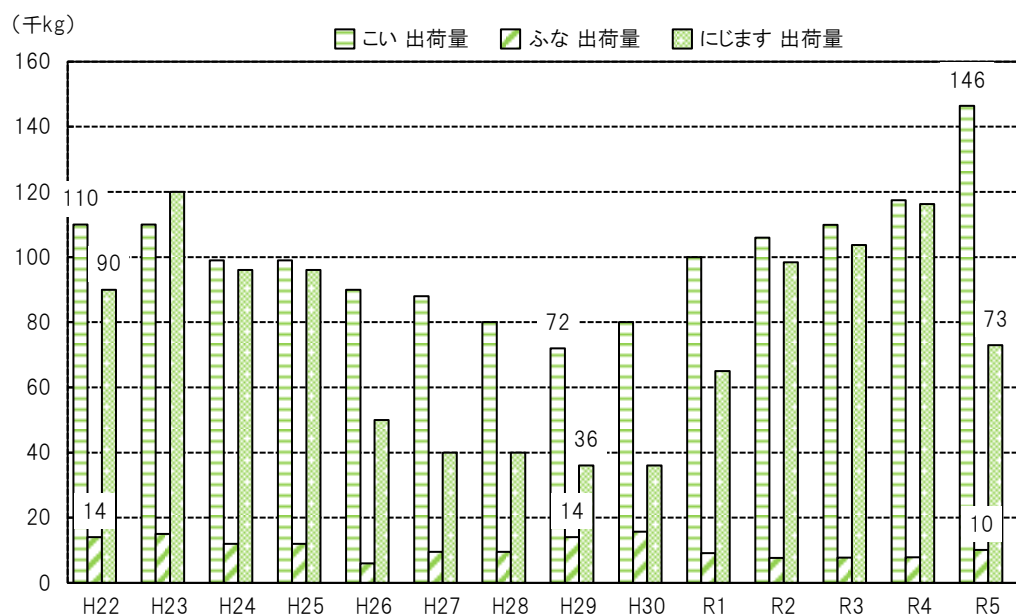
佐久鯉や水田フナなどの地域特産品の高付加価値化と多角的な販路拡大を図るとともに、スマート水産技術の導入による生産量の維持・拡大を目指します。

地域文化の継承や食育を通じた啓発活動を行うことで、持続可能な水産業の振興を目指します。

● 現状と課題

- ア 生産者の減少や高齢化、猛暑による水温上昇など、水産業を取り巻く環境の変化に対応するため、安定した生産体制の確保や ICT（情報通信技術）などの活用による効率的な養殖管理手法の検討を行う必要があります。
- イ 小鮒の養殖技術は生産者の経験に依存する部分が大きく、生産者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、伝統的な養殖技術の継承を支援する必要があります。
- ウ 佐久鯉や水田フナなどのブランド価値を維持し、需要に応じた生産量を確保するため、生産活動への支援と新たな担い手の確保を図る必要があります。
- エ 商業や観光業などと連携し、若年層や移住者を含めた幅広い層への PR や販路拡大を図るなど、水産業の多面的な振興を促進する必要があります。

【内水面養殖魚の出荷状況の推移】



(資料)佐久市「統計書」

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
佐久鯉の生産量	137,580kg (令和6年)	151,338kg
水田フナ生産戸数	46戸 (令和6年)	50戸

● 主な取組

(1)内水面漁業の振興

- ア 温暖化の影響を受けた生育環境の変化に対し、スマート水産技術の導入により管理や作業の省力化を図り、生産者の負担を軽減する仕組みづくりに取り組むことで、生産の振興を図ります。
- イ 関係機関と連携し、生産の安定化に向けたIoT技術の情報提供や技術指導を行うことで、事業継承や新規参入を促進するなど、新たな担い手の確保を図ります。

(2)魅力ある水産物のブランド化と発信

- ア 佐久の水産物のブランド力強化に向け、千曲川の清流で育つなどのイメージを生かし、様々な情報配信ツールの活用により、佐久鯉、小鮒、シナノユキマス、信州サーモンやニジマスなどのPRを積極的に行い、消費拡大を図ります。
- イ 商業や観光業などと連携し、佐久鯉をモチーフとした菓子や鯉を原料とした商品の開発を支援するほか、コラボレシピの提案を行うなど、水産業の多面的な振興を促進します。
- ウ 食や教育、伝統文化など内水面漁業が有する多面的機能が将来にわたり十分に発揮されるよう、新たな食べ方の提案や学校給食への佐久鯉・小鮒の提供を行うとともに、内水面漁業者と地域住民が連携した伝統文化の継承や、市民が養殖にボランティアとして関わる「市民参画型」の取組を促進します。

● 関連する主な計画

佐久市農業振興ビジョン

1 工業



地域の特徴を生かした産学官などの連携により、経営基盤の強化や新製品・新技術の開発、ものづくりを支える人材の確保・育成を支援することで、魅力や競争力を備えたものづくり産業の持続的な発展を目指します。

企業ニーズに対応した工業用地の確保を図るとともに、高速交通網の整備や災害の少なさといった立地条件の優位性を生かした企業立地を推進することで、地域経済の活性化を目指します。

● 現状と課題

- ア 社会経済情勢の変化に伴い、企業に求められる役割も多様化しており、多様な働き方や働きやすい環境整備など、時代に即した企業の取組を支援する必要があります。
- イ 佐久産業支援センター（SOIC）を核とした産学官連携により、技術革新、企業間連携の活性化、新製品開発、販路拡大などに向けた支援を行い、地域産業の持続的な発展を図る必要があります。
- ウ 産業用地の不足や既存工業団地におけるインフラの老朽化は、市内企業の事業拡大や新規誘致を阻害する大きな要因となっており、新たな整備手法も視野に入れた工業用地の整備や、既存工業団地の適切な維持管理を行う必要があります。
- エ 生産年齢人口の減少を始めとする社会環境の変化などにより、ものづくり産業においても人材不足が課題となっており、地域企業やものづくりの魅力を発信することによる人材確保や、ものづくりを支える人材の育成に向けた支援を行う必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
製造品出荷額等	2709.9 億円 (令和 5 年)	2,750 億円

● 主な取組

(1)工業経営基盤の確立

- ア 市内の経済・雇用を支えるものづくり企業を支援するため、各種補助金制度の活用により、DX への取組や働きやすい環境の整備などを促進します。
- イ 健康長寿などの地域の特徴を生かしたヘルスケア関連産業などについて、新製品の開発などによる工業振興を図るため、製品の試作開発から市場ニーズの分析、商品化、販売促進まで、産学官連携による継続的な伴走支援を実施します。
- ウ 受注機会の創出・拡大や新たな優秀人材の確保を図るため、市内企業の特徴ある技術や働きやすい環境整備に関する取組などの情報発信を促進します。

(2)工業生産基盤の整備と活用

- ア 本市の優れた立地条件などを生かし、企業ニーズに応えることができる工業団地の確保を推進します。

(3)企業立地の推進

- ア オフィスや工場などの立地先として多くの企業に選ばれるよう、太平洋圏と日本海圏の交通結節点としての優位性や、市内に活断層が発見されていないことなどの災害リスクの低さなどを生かした企業立地を促進します。
- イ 佐久市産業立地応援プランなど各種制度を見直し、既存企業の事業拡大・設備投資などを促進します。
- ウ 多様な働き方の普及・定着による都市部からのオフィス移転などの潮流を捉え、ワークテラス佐久の運営やサテライトオフィスの整備に対する支援を推進します。

(4)ものづくり人材の育成

- ア 関係機関などとの連携により、地域企業やものづくりの魅力を発信し、リクルーティングや採用後の人材育成に係る支援を図ります。
- イ 高度な技術・能力を備えた人材の育成を促進するため、佐久高等職業訓練校の安定的な運営を支援します。

● 関連する主な計画

佐久市産業振興ビジョン／佐久市企業立地戦略

1 商業・サービス業

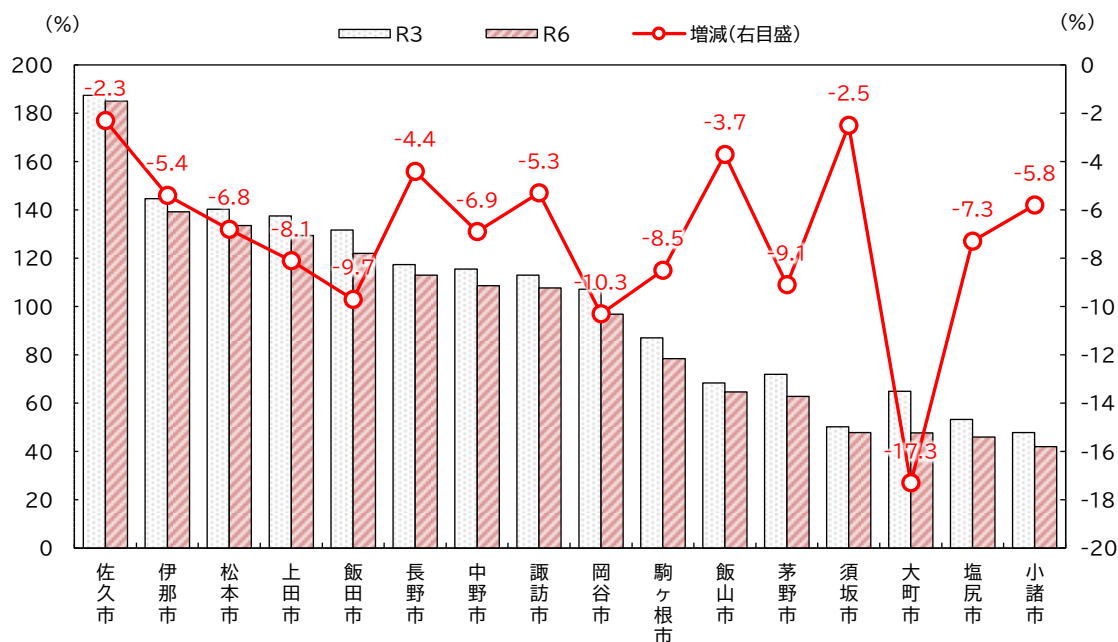


各地域の歴史や特徴を生かした魅力ある商店街の形成を促進するとともに、事業者の円滑な経営の継続や新たな挑戦となる創業を一体的に支援することで、地域経済の基盤を支える商業・サービス業の振興を目指します。

● 現状と課題

- ア 商工団体や金融機関と連携し実施している市内事業者の経営健全化のための制度融資について、社会情勢や事業者のニーズに合った制度を検討する必要があります。
- イ 人口減少に伴う労働力不足が課題となっており、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に向けた支援に加え、DX・AXやGXの推進などによる経営基盤の確立を図る必要があります。
- ウ まちなかの賑わいを保つため、地域の特徴を生かした魅力ある商店街づくりや空き店舗対策などを通じて、商店街や地域の活性化を一層推進する必要があります。
- エ 県内トップ水準の本市の商圈に係る吸引力係数を維持するため、市外からのさらなる誘客を促進する必要があります。

【年間商業吸引力係数】



(資料)長野県「商圈調査」

(注)吸引力係数とは、(吸引人口(地元滞留人口+流入人口)÷居住人口)×100 によって算出される。居住人口に対する吸引人口の百分比であり、数値が大きいほど地元滞留率及び他市町村からの流入人口の割合が高いことを示す。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
商業吸引力係数(佐久市合併前)	185.1% (令和6年)	190.0%
空き店舗対策事業補助金を活用した空き店舗の利活用件数	33件 (令和6年度)	35件

● 主な取組

(1) 商業経営基盤の確立

- ア 中小企業者への経営支援のため、中小企業者の資金需要に対して、迅速に対応します。
- イ 関係機関と連携し、事業者が抱える様々な経営課題に対応できる相談・支援体制の充実を図るとともに、経営指導などの課題解決に向けた伴走型の支援を促進します。
- ウ 商工団体との連携などにより、各種研修会を充実させ、事業承継や社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。
- エ 一般社団法人佐久産業支援センター(SOIC)への企業参加を促進することにより、機能強化と運営の安定化を図り、全市的な産業振興を進めます。
- オ GXによる省エネ性能の高い機器への更新や、DXによるキャッシュレス決済の導入などを促進し、事業者の持続可能な経営と販売機会の拡大を支援します。

(2) 魅力ある商店街の形成

- ア 商店会組織を始めとする各種団体、意欲ある起業・創業者など、商店街の活性化に向け取り組む団体や人を発掘・支援することにより、まちなかの賑わいの創出と商業の活性化を図ります。
- イ 関係機関と連携し、空き店舗対策に取り組むとともに、地域に密着したイベントの開催の支援など、賑わいの創出に向けた取組を促進します。

(3) 良好な商業環境の形成

- ア 既存商店街と地域の活性化に配慮した商業集積を図ります。
- イ まちづくり3法³²に基づき大型店出店が適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。
- ウ 新たな顧客の獲得に向けた商店街の取組への支援に努めます。

(4) 流通・サービス業の振興

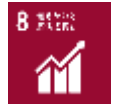
- ア サービス業の活性化のため、専門的技術を備えた人材の育成・確保を支援します。

³² まちづくり3法：都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律

(5)魅力ある商品のブランド化と発信

- ア 農業・観光業や関係機関との連携により、地域の特徴を生かした新たな商品の開発や普及を支援します。
- イ 関係機関との連携により、本市の魅力ある商品の情報発信と販売活動を促進します。

2 観光



自然、文化、歴史といった地域の特徴や、高速交通網の利便性を最大限に生かし、県の東の玄関口として「選ばれる観光地」を目指します。

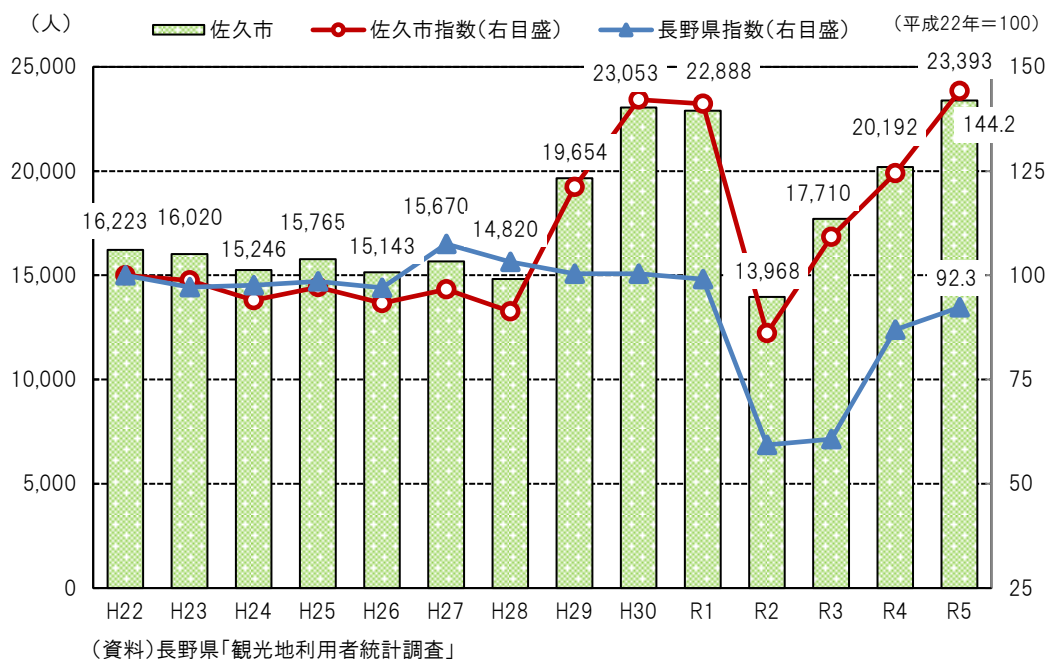
健康長寿のまちとしての強みを生かしつつ、誰もが安心して楽しめるユニバーサルツーリズムの推進を目指します。

デジタル技術を活用した戦略的なマーケティングと、近隣市町村や民間事業者などとの連携を強化することで、滞在型観光の促進と観光消費額の拡大を図り、持続可能な観光地域づくりを目指します。

● 現状と課題

- ア 観光客の属性や動態を人流データなどにより客観的に分析し、トレンドや行動変容を捉えた効果的なプロモーション戦略を展開する必要があります。
- イ 豊かな自然、歴史、文化、食などの地域資源を、ニーズに合わせて磨き上げ、持続可能な観光商品として提供する仕組みを構築する必要があります。
- ウ 本市の観光客は日帰り客が中心であり、滞在時間の延長や宿泊客の増加に向けた、本市ならではの体験型コンテンツの充実や宿泊パッケージの開発を推進する必要があります。
- エ 軽井沢などの近隣観光地を訪れる観光客を本市へ誘導するため、広域的な観光ルートの形成や二次交通の整備など、受入態勢のさらなる充実を図る必要があります。
- オ 訪日外国人旅行者を含む観光客の利便性向上のため、多言語での情報発信や観光案内など、ソフト・ハード両面での受入環境を整備する必要があります。

【観光客数及び指数の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
観光地利用者数	2,443,300 人 (令和6年)	3,200,000 人
観光消費額	15,944,138 千円 (令和6年)	22,435,000 千円

● 主な取組

(1) 魅力ある観光地づくり

- ア 佐久バルーンフェスティバルなどの各種イベントについて、データ分析に基づいた見直しを行うとともに、新たな財源確保に取り組むことで、誘客性の向上と地域主体による持続可能な運営を促進します。
- イ 佐久鯉、龍岡城五稜郭、11の酒蔵、日本三大ケーキのまちなどの本市の観光コンテンツを生かし、ニーズに合わせた体験型・着地型観光を推進することで、リピーターの確保と滞在時間の増加を図ります。

(2) 観光基盤の整備

- ア ワークेशनやブレッジャー（ビジネス＋レジャー）など、多様化する新たな観光ニーズに対応するため、観光地マーケティングに基づく基盤整備を図ります。
- イ 観光施設の適切な管理・運営と計画的な老朽化対策を進めるとともに、改修の機会を捉えてユニバーサルデザインを導入し、誰もが安心・快適に滞在できる環境整備を図ります。
- ウ インバウンド需要を喚起するため、多言語による情報発信や観光案内など、ソフト・ハード両面での受入環境整備を推進します。

(3) 観光情報の発信

- ア AIなどデジタル技術を用いた、観光客属性や人流などのビッグデータの分析に基づき、SNSや動画などの配信ツールを戦略的に活用し、観光協会ホームページへの誘導による情報の一元化を図るとともに、ターゲットに応じた効果的なプロモーションを推進します。
- イ まほろば佐久ふるさと観光大使や企業などと連携し、「北斗の拳」などの漫画・アニメコンテンツを活用した聖地巡礼の促進や、インバウンドを含む観光客の誘致拡大を図ります。
- ウ フィルムコミッションを通じたロケ誘致や、映像作品を活用した情報発信により、新たな観光客の掘り起こしを図ります。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- ア 佐久商工会議所、各商工会、観光協会などの関係団体と密接に連携し、農林水産業や商工業などの産業間連携による地域が一体となった観光地域づくりを推進するため、効果的な推進体制の在り方の検討や、観光振興を担う人材の育成・確保に向けた協議を進めます。

- イ 近隣市町村、姉妹都市や交流都市などと連携した広域プロモーションを推進するとともに、県や関係団体が行う海外セールスなどへ参画し、誘客活動の強化を図ります。
- ウ 県が推進する「山岳高原観光」と連動し、環八ヶ岳連携推進協議会などと連携した広域的な観光ネットワークの形成を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市観光振興ビジョン

1 就労・雇用



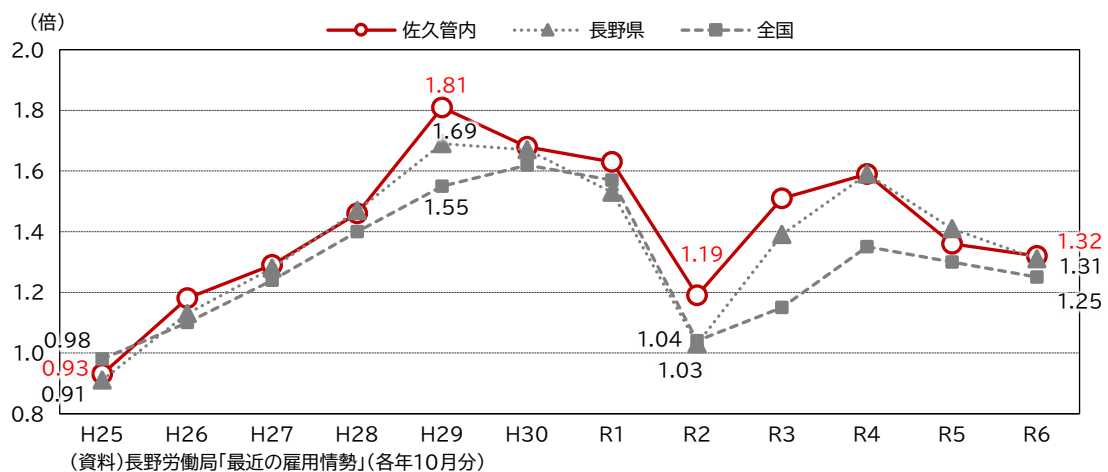
関係機関と連携し、地域産業全体の意識変革を促し、ウェルビーイングの向上を推進するとともに、誰もが能力を最大限に発揮でき、ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境の整備を促進することで、働きやすい地域社会の実現を目指します。

市内企業の労働力不足に対応するため、多様な人材の呼び込みと定着を図り、安定的な人材確保を促進し、市内企業の持続的な発展を目指します。

● 現状と課題

- ア 市内企業の人材確保のため、U・I・Jターン就職のための取組を促進する必要があります。
- イ 地域外の人材が市内企業への就職を考えるに当たり、インターンシップは貴重な機会であることから、インターンシップ実習生支援事業がさらに活用されるよう、周知を図る必要があります。
- ウ 労働力不足が深刻化する中、女性を始めとする多様な人材の定着や活躍を推進するため、ジェンダーギャップやアンコンシャス・バイアスの解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進し、誰もが働きやすい環境の整備を進めていく必要があります。

【有効求人倍率の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
市内事業所の従業員数	40,746 人 (令和3年)	41,000 人
本市が関与するインターンシップ 事業への参加者数	12 人 (令和7年度)	15 人
女性デジタル人材の就業者数	68 人 (令和2～6年度の累計)	130 人 (令和9～13年度の累計)

● 主な取組

(1) 人材の確保・育成

- ア 企業立地やU・I・Jターン施策などの推進により、雇用機会の確保を図ります。
- イ 関係機関や大学・高校などと連携し、市内企業とのマッチングを支援し、U・I・Jターン就職を促進します。
- ウ 佐久高等職業訓練校などと連携し、専門的な技術・技能を備えた人材の育成を支援します。
- エ 関係機関との連携を図る中で、企業と求職者の対面によるマッチングの機会として就職ガイダンスなどを開催し、求人情報の積極的な収集・提供に努めます。
- オ 市内企業の人材確保のため、全国の求職者が気軽に市内の企業情報の収集を可能とするウェブサイトなど、インターネットを活用した取組を推進します。
- カ 企業の人材確保のための手段が多様化し、インターンシップなどからの採用も一般的になりつつあることから、時代に即した手法について企業側へ情報提供するとともに、必要な支援策について検討します。

(2) 多様な働き方の創出

- ア 関係機関との連携を図り、女性、高齢者、障がい者や外国人などの雇用の促進を図ります。
- イ 女性の変化するライフステージに応じて、自分の得意なことを生かし、小さなビジネスにチャレンジできる取組を支援します。
- ウ 社会情勢の変化に対応可能な労働環境や、時代に即した新たな働き方などの実現を促進するため、テレワークなど時代に即した新しい働き方に係る支援を実施します。
- エ 子育てや介護などの理由で柔軟な働き方を求める女性を中心に、キャリア形成につながるデジタルスキルの習得から就労までを支援し、多様な働き方の創出と地域を牽引するデジタル人材の確保を推進します。

(3)働きやすい環境づくり

- ア 仕事と育児などの両立（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする労働環境の整備に向け、従業員の健康管理や心理的安全性に配慮した職場づくりに取り組む企業を支援します。
- イ 勤労者の福祉向上を図るため、佐久市勤労者互助会への加入を促進するとともに、ニーズに応じた勤労者福利厚生事業を推進します。
- ウ 個々の能力を最大限に発揮できる職場環境を整備するため、経営層から従業員までを対象としたアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組を促進します。
- エ 深刻化する人手不足への対応や組織の生産性向上の観点から、ジェンダーギャップ（男女格差）の解消を経営戦略として捉えるよう地域企業に働きかける取組を促進します。

保健・福祉分野

第4章 誰もが健やかで心豊かに 暮らし続けられるまちづくり

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

- 1 健康増進
- 2 保健予防
- 3 医療
- 4 医療保険・国民年金

第2節 地域共生社会の実現

- 1 地域福祉
- 2 介護・高齢者福祉
- 3 障がい者福祉
- 4 ひとり親家庭支援・低所得者福祉

第3節 切れ目のない妊娠・出産・子育て環境の整備

- 1 母子保健
- 2 子育て支援・児童福祉

1 健康増進



地域における健康管理の担い手の養成と地域活動の活性化や情報発信・連携体制の充実を図り、ライフステージに応じた健康づくりや食育を推進することで、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

● 現状と課題

- ア 生活習慣の形成や改善に向けた課題は、乳幼児期から高齢期まで世代ごとに異なるため、ライフステージに応じた健康づくりを推進する必要があります。
- イ 生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、市民の意識変容や生活習慣の改善を促し、健康管理を自然に継続できる環境を整備する必要があります。
- ウ 口腔環境が全身の健康に及ぼす影響を考慮し、生涯にわたる適切な口腔ケアの定着と、歯と口の健康を保持する取組を推進する必要があります。
- エ 朝食欠食などの食生活の乱れに対し、正しい知識の普及や食への関心を高めるとともに、地域や家庭における食文化の継承など食育を推進する必要があります。
- オ 保健補導員や食生活改善推進員の養成を推進するとともに、地区組織の高齢化や各講座など参加者の固定化を解消し、地域活動を通じた健康づくりを推進する必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
歯周病(義歯)検診のうち、節目年齢の受診率	11.3% (令和7年度)	14.0%
保健補導員会の地区自主活動実施率	97.9% (令和5年度)	100%

● 主な取組

(1)健康づくり活動の推進

- ア ライフステージの特性に合わせた健康情報の提供やフレイル対策を一体的に展開し、生涯を通じて市民が自らの健康を適切に維持管理できる力を育む取組を推進します。
- イ 正しい靴の選び方や歩行に着目した「足育」を推進するとともに、官民連携による科学的根拠に基づいた運動プログラムの活用などを通じて、市民の主体的な健康づくりを促進します。
- ウ 生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、適正飲酒の習慣化や禁煙の重要性に関する啓発活動を展開し、市民一人ひとりが自発的に健康的な行動を選択できる環境づくりを推進します。

- エ ライフステージに応じた定期的な歯科検診の受診を促進するとともに、歯周病と全身疾患の関連性について周知し、適切なセルフケアの習慣化による市民の健康保持・増進を図ります。

(2)食育の推進

- ア 栄養バランスの改善や朝食摂取を促す食育を推進するとともに、地域や家庭、学校給食などの場を通じて、佐久市の食材を生かした郷土料理や伝統的な食文化の継承を図ります。

(3)地域における健康づくりの担い手育成と活動支援

- ア 健康管理を継続できる環境づくりのため、保健補導員や食生活改善推進員の養成・研修を通じて資質向上を図り、専門性を生かした地域活動の展開を支援します。
- イ 食生活改善推進員や保健補導員の制度・社会的意義への理解を深め、市民の関心を高めることで、地域における健康管理の担い手の確保を図ります。

● 関連する主な計画

佐久市健康づくり21計画

2 保健予防

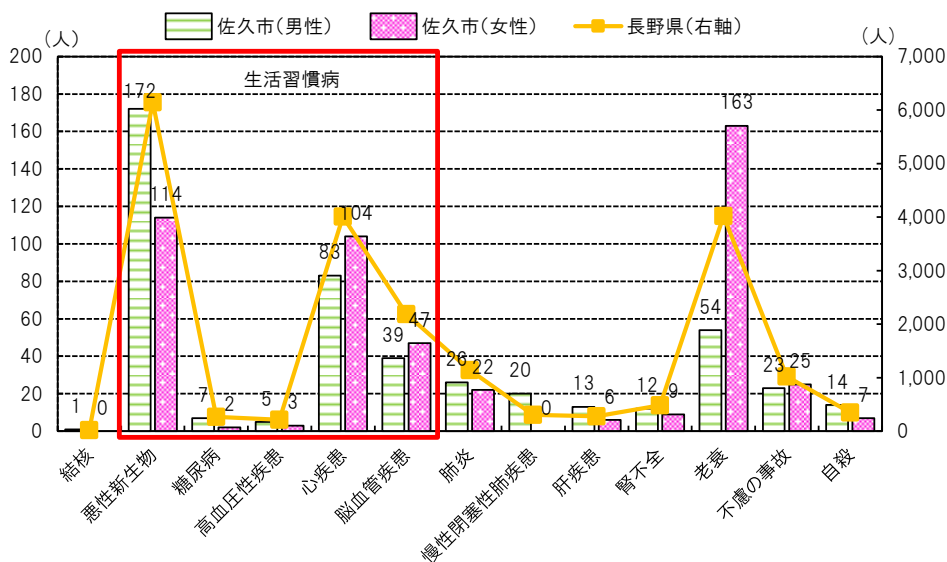


生活習慣病やフレイルの予防に重点を置いた「新しい保健」を深化させ、健康診断などのデータの分析や活用により、一人ひとりに最適な健康づくりを推進することで、全ての市民が健やかで心豊かに暮らせる健康長寿社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 健康的な生活習慣の形成や改善に向けた課題は、生活様式の変化や社会状況の影響により世代間で多様化・複雑化しているため、各世代の特性を的確に把握し、ライフステージに応じた取組を展開する必要があります。
- イ 本市の主要な死因である生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、放置すると深刻な合併症や心身の機能低下を招くことから、健診結果などのデータの活用により、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、健（検）診や精密検査の受診率の向上を図る必要があります。
- ウ 高齢化の進展に伴い、身体・認知機能の低下や慢性の持病など、多様な課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、自立した生活をできるだけ長く維持できるよう、生活習慣病の重症化予防やフレイル対策を強化するとともに、保健事業と介護予防を一体的に実施していく必要があります。
- エ 本市の持つ健康長寿という特徴を市内外へ発信し、保健・医療分野のさらなる進展に貢献する必要があります。
- オ こころの病気の原因や動機には、経済・労働・教育などの多様な要因が複雑に関連しているため、あらゆる分野の関係機関が密接に連携し、多面的に市民の心の健康を支える体制を構築する必要があります。
- カ 感染症の脅威から市民の命と健やかな社会生活を守るため、感染症防止対策を推進する必要があります。

【主な死因別にみる死亡者数(令和5年)】



(資料)厚生労働省「人口動態統計」

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
精密検査受診率（胃がん検診）	43.6% (令和4年度)	90.0%
市民や各団体を対象としたゲートキーパー養成研修会における受講者数	2,667人 (令和7年度)	4,530人

● 主な取組

(1)保健活動の充実

- ア 産官学医の連携のもと、現代の健康課題や社会情勢の変化に対応した『新しい保健』を展開し、市民一人ひとりの健康づくりを推進します。
- イ 健康・医療データの分析に基づくデータヘルスを推進し、全住民を対象としたポピュレーションアプローチと、重症化予防のためのハイリスクアプローチを組み合わせた効果的な保健事業を推進します。
- ウ 高齢者の健康寿命の延伸と自立した生活の維持に向け、生活習慣病の疾病予防・重症化予防からフレイル予防、健康状態の把握にいたるまで、保健事業と介護予防を一体化させた取組を推進します。
- エ 節目年齢の方を対象とした歯周病（義歯）検診を実施し、生涯を通じた歯の残存率向上と口腔内の適切な管理を促すとともに、全身疾患の重症化予防と健康寿命の延伸を図ります。
- オ 健（検）診の利便性向上や医療機関との連携の強化を図るとともに、健（検）診・精密検査の必要性を正しく伝える丁寧な情報発信に努めます。
- カ 保健・医療の進展に貢献するため、本市の特徴である「健康長寿」を生かした海外からの視察研修の受け入れを推進します。

(2)こころの健康づくり

- ア 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、ゲートキーパーの養成を通じた地域での見守り体制を構築するとともに、関係機関との緊密な連携のもと、こころの健康に関する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。
- イ 精神障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携を深め、生活相談などの支援と支え合いの環境づくりを推進します。

(3)感染症予防対策の推進

- ア 多様な感染症に対応できる柔軟なシナリオの策定とDXの活用により、発生段階に応じた迅速な意思決定を行うとともに、関係機関との連携のもと、感染拡大防止と生活の安定を両立する健康危機管理体制を推進します。
- イ 正しい知識と理解促進を図ることで、感染者やその家族、医療従事者などへの偏見・差別、

誹謗中傷を防止し、人権が尊重され安心して支え合える社会環境づくりに努めます。

- ウ 基本的な感染症対策の実践や予防接種などに関する情報を広報紙やホームページ、SNS などを通じて発信し、市民の理解増進と感染予防への意識向上に努めます。
- エ 感染症の予防や感染拡大防止のため、地域の医師会や医療機関などとの連携のもと、定期予防接種の実施に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市自殺対策総合計画／佐久市特定健康診査等実施計画／佐久市健康づくり21計画
／佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画

3 医療



誰もが等しく安全で質の高い医療サービスを受けることができるよう、地域医療体制の充実を図り、市民が健康で長生きできる社会の実現を目指します。

浅間総合病院は、地域の中核医療機関として医療ニーズに対応するため、継続的な経営改善に取り組み、市民が求める医療の安定的な提供を目指します。

● 現状と課題

- ア 市民が安定的に必要な医療を受けることができるよう、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療体制の構築を促進する必要があります。
- イ 軽症者の安易な救急受診は、限られた医療資源を圧迫することから、市民が日頃から自身の健康状態を把握し、体調不良時に最初に相談できる「かかりつけ医」を持つなど適切な受診について普及・啓発する必要があります。
- ウ 浅間総合病院は、地域の中核病院として質の高い医療を持続的・安定的に提供するとともに、経営の健全化に努める必要があります。

【本市の医師・歯科医師・看護師等の数】

単位：人

	H18	H24	H30	R4
医師	286	298	345	399
歯科医師	66	76	78	88
看護師数	1,167	1,423	1,647	1,848
保健師	-	-	102	114
助産師	-	-	82	69

(資料)長野県「医師・歯科医師・薬剤師調査」(各年12月31日)、
長野県健康福祉政策課「業務従事者届」

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
浅間総合病院の病床稼働率	77.6% (令和6年度)	90.0%
休日小児科・平日夜間急病診療センター開設日数	休日小児科急病診療センター70日 平日夜間急病診療センター243日 (令和6年度)	休日小児科急病診療センター70日以上 平日夜間急病診療センター 244日以上

● 主な取組

(1)地域医療体制の充実

- ア 佐久医師会や佐久歯科医師会と連携し、休日などの救急患者に対する適切な医療体制の確保を進めます。
- イ 一次救急から三次救急までの医療機関相互の役割分担と連携強化を図り、「地域完結型」の医療提供体制の確立を促進します。
- ウ 過疎地域において安定した医療を提供するため、公的病院への支援を行うとともに、受診者のニーズや地域の実情に合った効率的な医療提供体制の構築に努めます。
- エ 「かかりつけ医」の普及や医療機関の適切な受診方法を始め、救急医療の適正利用に関する周知・啓発を図ります。

(2)浅間総合病院の充実

- ア 医療サービスの質的低下防止と持続的な医療提供のため、医師や看護師など医療従事者の確保・定着に努めます。
- イ 地域医療の持続的かつ安定的な提供に向け、経営の健全化を推進します。
- ウ 良質な医療を提供するため、地域の実情や高度化する医療の要請に応じた医療機器・施設の計画的な更新を進めます。

● 関連する主な計画

佐久市健康づくり21計画

4 医療保険・国民年金

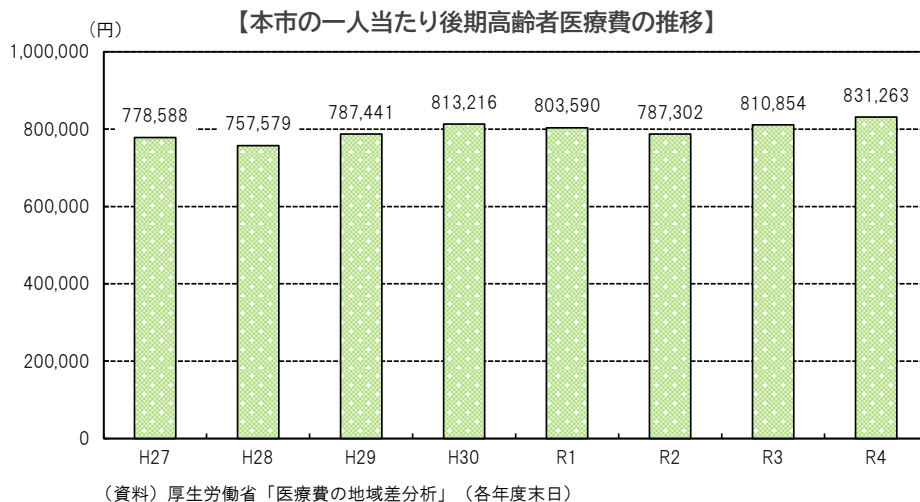
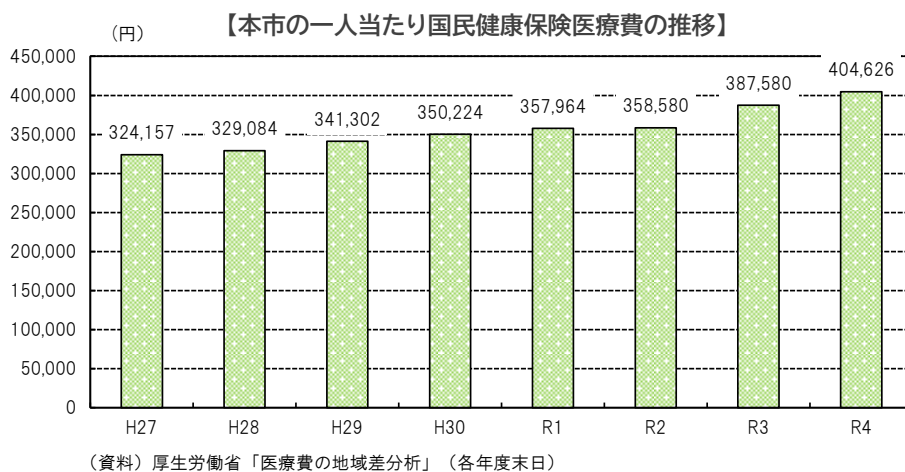


国民健康保険事業と後期高齢者医療制度の健全な運営の確保し、公的医療保険制度として安定した持続可能な運営を目指します。

国民年金制度に関する適切な情報発信と相談支援により、市民が必要な手続きを円滑に行える窓口機能の充実を目指します。

● 現状と課題

- ア 国民健康保険は、社会保険の適用拡大などによる被保険者の減少、医療の高度化による一人当たりの医療費の増加、低所得者層が全体の半数以上を占めることなどの影響により、財政基盤の脆弱性が危惧されることから、制度の安定化に向けた取組を進める必要があります。
- イ 後期高齢者医療保険は、高齢化に伴う被保険者の増加や医療の高度化による一人当たりの医療費の増加、低所得者の増加により財政基盤の脆弱性が危惧されることから、制度の安定化に向けた取組を進めていく必要があります。
- ウ 国民年金制度について、日本年金機構と連携し、制度の周知や相談体制の充実を図る必要があります。



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
後期高齢者の健診受診率	24.7% (令和6年度)	30.0%
特定健康診査受診率	45.1% (令和6年度)	60.0%
ジェネリック医薬品の使用率(数量ベース)	88.5% (令和6年度)	88.5%

● 主な取組

(1)国民健康保険の健全運営

- ア 国民健康保険税の適正賦課や納税相談・納付指導・時代に即した納税環境の整備を通じて収納率の向上を図り、税源の確保に努めます。
- イ 医療費の抑制・適正化のため、特定健診受診率と特定保健指導実施率の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検の強化や重複・頻回受診者への受診指導を関係課と連携して推進します。
- ウ 国民皆保険の堅持のため、保険料統一加速化プランに基づく保険料(税)の完全統一や、子ども・子育て支援金制度による保険料(税)の改正など、国の医療保険制度改革の動向を注視し、社会情勢の変化に応じた的確な対応を図ります。

(2)後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営

- ア 長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度や収納方法の周知を図るとともに、保険料の収納率向上に努めます。
- イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、健診受診率の向上を図るとともに、高齢期の健康寿命の延伸と医療費の抑制に努めます。

(3)国民年金事務の適正な処理

- ア 日本年金機構と連携し、制度の周知による加入促進に努めるとともに、複雑な年金制度について身近な市民の窓口として、相談業務の充実を図ります。

● 関連する主な計画

佐久市保健事業実施計画(データヘルス計画)／佐久市特定健康診査等実施計画

1 地域福祉

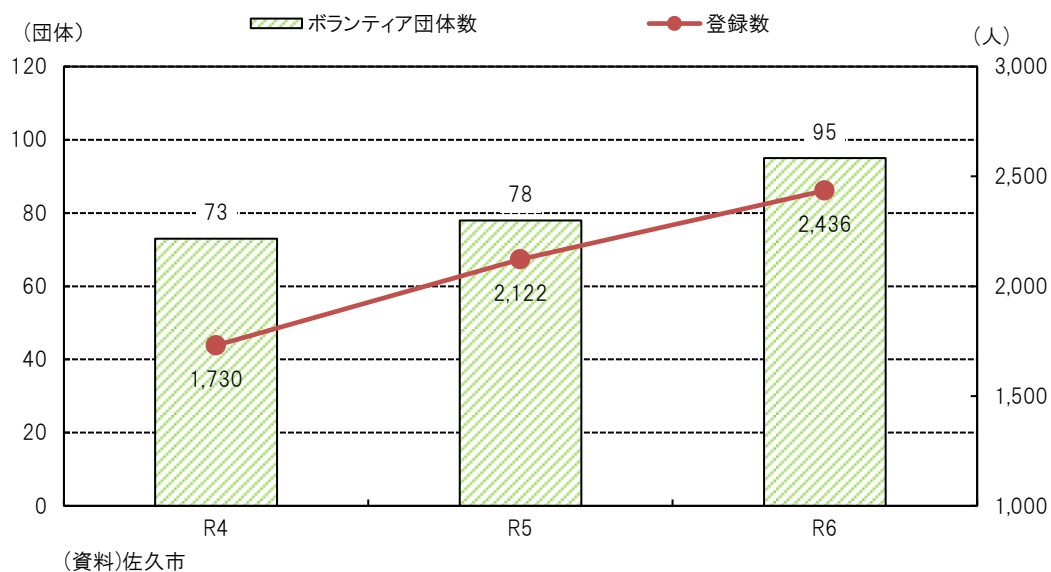


市民・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割のもとに協働し、複雑化する課題に対応した包括的な支援体制を構築するとともに、多様な生き方を認め合い次世代へとつなぐ、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 高齢・障がい・こども・困窮などの複雑化・複合化した課題に対応するため、多機関協働による支え合いの支援体制を整備する必要があります。
- イ 地域福祉の推進には、市民の福祉意識の醸成が重要であることから、広く市民への啓発活動を行うほか、特に次世代の地域福祉の担い手となるこどもたちに対し、福祉の心の育成を図る必要があります。
- ウ 地域コミュニティにおける互助・共助の機能を強化し、助け合いのネットワークを構築する必要があります。
- エ 結婚に関する個人の自由な意思や多様な価値観を尊重しつつ、結婚を希望する人が願いを実現できるよう、社会全体で後押しする環境づくりを進める必要があります。
- オ 犯罪や非行をした人たちが、社会の一員として復帰し、再出発できるよう、更生について理解を深めるとともに、誰もがやり直し、活躍できる地域づくりを推進していく必要があります。

【地域ボランティア団体数とボランティア登録数の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
民生児童委員数	228人 (令和7年度)	230人
協働の意識醸成や人材・団体育成につながる講座などへの参加者数	210人 (令和7年度)	315人
イベント後のアンケートで、参加が結婚に対する具体的な行動への後押しになったと回答した参加者の割合	69.6% (令和7年度)	75.0%

● 主な取組

(1)地域福祉の推進

- ア 地域における助け合いが行われるよう、社会福祉協議会などと連携し、福祉やボランティアに関する啓発活動を行い、市民の地域福祉に関する意識の醸成を図ります。
- イ 地域における見守り活動や身近な相談支援体制の充実を図るため、民生児童委員や社会福祉協議会などの活動を支援します。
- ウ 複合的な課題を抱える市民の自立の促進を図るため、保健・医療・福祉・介護などの多分野・多職種にわたる関係機関との連携による包括的な支援体制の構築を進めます。
- エ 幼少期から福祉に対する理解を深めるため、福祉学習の充実を図ります。
- オ 社会福祉協議会などと連携し、地域福祉活動の担い手となる人材や団体の発掘・育成に努めます。
- カ 地域協働による避難行動支援の仕組みづくりの実現のため、地域コミュニティにおける互助・共助の機能を強化し、助け合いのネットワークの構築を進めます。

(2)結婚支援の推進

- ア 企業や民間団体などと広く連携し、結婚を希望する方々に対して多様な出会いや交流の機会を創出するとともに、それぞれのライフデザインに応じた継続的な支援を推進します。

(3)再犯防止の推進

- ア 犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解促進と更正支援に向け、保護司会などの関係機関と連携し、必要な支援につなげる体制づくりの構築を進めます。

● 関連する主な計画

佐久市障がい者プラン／佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画

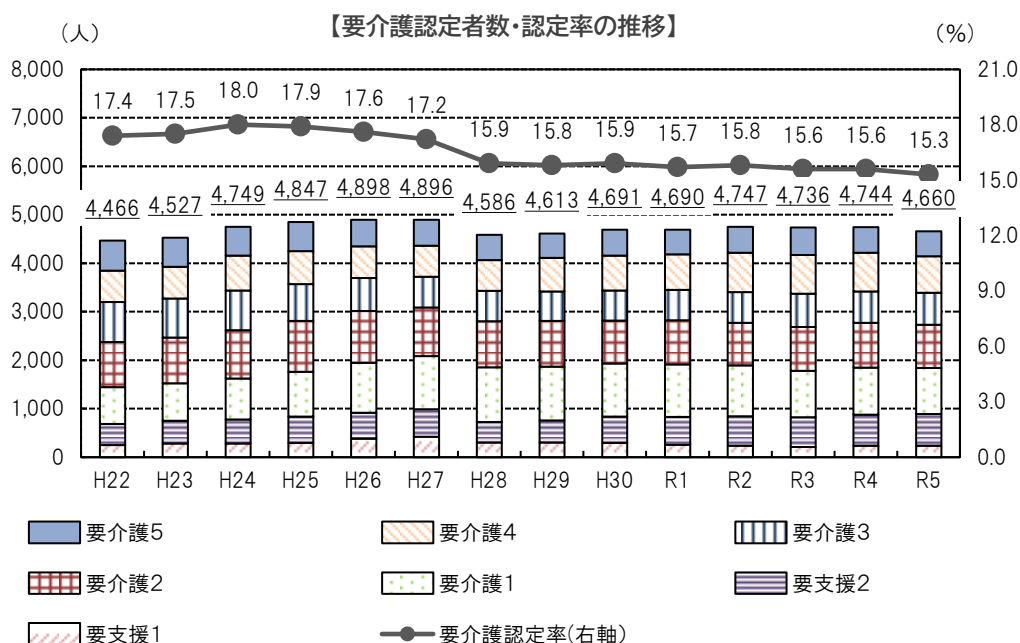
2 介護・高齢者福祉



医療・介護分野の機関や地域、行政との連携強化を図るとともに、多様な世代が主体的に地域を支え合う体制の整備や介護現場における人材確保を推進することで、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 少子高齢化の進行などにより増加するひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などが、安心・安全に暮らし続けられるよう、日常生活に対する支援ニーズを把握し、生活の質を向上させる取組を進める必要があります。
- イ 高齢者世帯の増加が見込まれることから、高齢者が安心して日々の生活を営むことができるよう、住宅施策と福祉施策が連携し、地域の居住支援体制を強化する必要があります。
- ウ 認知症の人を含む市民一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重するとともに、住み慣れた地域で仲間とつながりながら希望を持って自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を推進する必要があります。
- エ 高齢者が生涯現役で生き生きと暮らし続けられるよう、就労やボランティアなどの活動に参加し、社会的役割を担いながら活躍できる環境づくりを進める必要があります。
- オ 高齢者人口の増加により、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しているため、関係機関との連携体制を強化し、介護ニーズに応じた切れ目ない支援体制を構築する必要があります。
- カ 要支援・要介護認定者数が増加傾向にある一方、介護人材不足の深刻化が懸念される中、介護サービスの提供体制を確保するため、介護人材の確保・定着支援や、介護現場における生産性向上などの取組を進める必要があります。



(資料)厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和5、6年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)、佐久市

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
健康寿命	男性 81.71 歳 女性 88.02 歳 (令和6年)	延伸
調整済要介護(要支援)認定率	14.0% (令和6年度)	14.0%

● 主な取組

(1)地域包括ケアシステムの構築

- ア 地域包括支援センターにおける多職種連携の強化を図り、高齢者一人ひとりの生活に寄り添った支援の体制整備を進めます。
- イ 医療と介護を必要とする高齢者やそれを支える支援者の課題について、関係機関と連携しながら検討し、課題の解決に向けた取組の実施を推進します。
- ウ 地域住民や関係団体などとともに、地域資源の開発・コーディネートや担い手となる人材育成を通じて、地域で支え合う体制の整備を進めます。

(2)高齢者支援サービスの推進

- ア 安全確認を中心とした見守りから、生活の質（QOL）の維持・向上につながる取組を推進します。
- イ 高齢者が安心して日々の生活を営むことができるよう、生活支援を含めた居住支援体制を進めます。
- ウ 認知症の正しい知識の普及や認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症の早期発見や相談体制・地域での見守り体制の整備を通じ、本人やその家族への支援を進めます。
- エ 高齢者の自立した生活や健康寿命の延伸に向け、高齢者が自ら健康づくりや介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、保健事業と介護予防を一体化させた支援を推進します。
- オ 高齢者が生涯現役の意識を持ち続け、経験やスキルを就労・ボランティア・地域活動などに生かせる取組を推進します。

(3)介護保険の適正な運営と介護基盤の整備

- ア 真に介護を必要とする人に必要な介護サービスを提供できるよう、介護保険制度の適正かつ安定的な運営に努めます。
- イ 現在のサービス提供状況や要介護認定者数の推移などに基づき、今後の施設サービスの需要予測を行い、計画的な整備誘導に努めます。
- ウ 介護の魅力発信により介護人材の新規就労・定着支援に努めるとともに、介護助手や外国人人材など多様な担い手の受け入れの推進・環境整備により、高齢者を支える介護人材の確

保・育成を図ります。

(4)高齢者の権利擁護の推進

- ア 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待の防止など、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを始めとする地域の保健・医療・福祉のネットワークと密に連携し、誰もが安心して制度を利用できるよう、今後も正しい知識の発信と相談体制の充実に努め、高齢者の権利を守る取組を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市老人福祉計画・介護保険事業計画

3 障がい者福祉

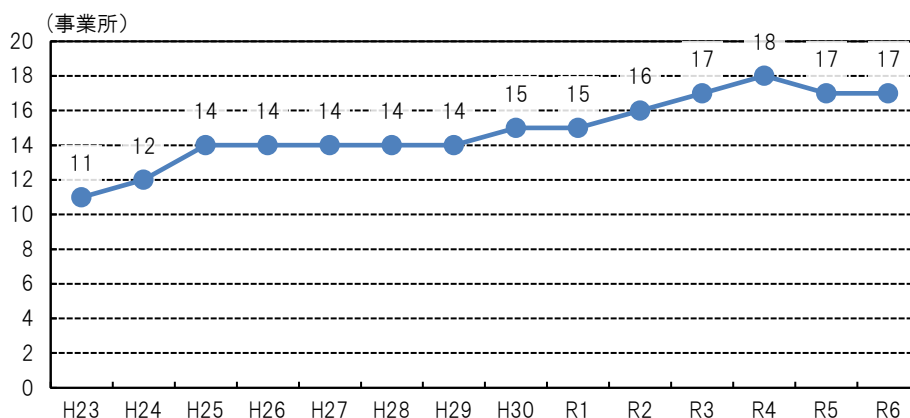


障がい者やその家族が安心して暮らすことができるよう、地域、障害福祉サービスを提供する事業所、行政などがともに支え合う地域共生社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ア 障がい者やその家族が抱える課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきていることから、より適切な相談支援を行うため、指定相談支援事業所の拡充や体制強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所との連携体制を構築する必要があります。
- イ 発達の子どもの相談件数の増加と相談内容の多様化が進んでいることから、相談体制の充実を図るとともに、就学前、学齢期、卒業、就職などライフステージが変わっても切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- ウ 障がい者の地域生活を確保するため、必要な施設整備に対し支援を行う必要があります。
- エ 障がい者の社会参加が一層促進されるよう、障がいの有無にかかわらず創作活動や地域社会との交流などに参加しやすい環境を整備する必要があります。
- オ 災害時における障がい者などの配慮を要する人に対する避難行動支援の仕組みや、避難生活の支援体制を整備するとともに、関係機関と連携して障がい者の権利を守り、災害時であっても安心して過ごせる環境を整備する必要があります。
- カ 精神保健福祉や精神障がい者に対する正しい理解を深めるための普及・啓発を行うとともに、地域全体で障がいのある人を支える体制を整備する必要があります。

【本市の相談支援事業実施事業所数】



(資料)佐久市

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
相談支援専門員の人数	40 人 (令和 7 年度)	46 人
生活介護・就労継続支援等の日中活動の場の定員数	516 人 (令和 7 年度)	604 人

● 主な取組

(1)障がい福祉サービスの充実

- ア 障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、ニーズに応じたサービスの提供を進めます。
- イ 複雑化・多様化するニーズに対応するため、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への後方支援を充実させ、専門性の高い人材の育成と定着を図ります。

(2)障がい児・発達に課題がある児童などに対する支援

- ア 保健・医療・福祉・保育・教育などの関係機関と連携し、発達に課題のある児童の早期発見や児童発達支援など、ライフステージに応じた切れ目ない適切な支援を進めます。
- イ 発達に課題のある児童に対する正しい理解の普及を図るとともに、家庭における養育不安の解消に向けた親子療育支援を推進します。

(3)障がい者施設の充実

- ア 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、グループホームなどの整備を支援します。
- イ 障がい者の特性に応じた支援を充実させるため、生活介護事業所や就労継続支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所などの開設を民間事業者などへ働きかけ、日中活動の場の拡充を促進します。

(4)障がい者の社会参加の支援

- ア 障がい者の自立や社会参加を促進するため、創作活動や地域社会との交流を行う機会の提供・充実に努めます。
- イ 就労を通して社会参加を促進するため、障がい福祉サービス事業所やハローワークなどの関係機関と連携し、就労支援体制の強化を図ります。
- ウ 民間企業における障がい者雇用に関する理解の促進を図ります。
- エ 障がい者就労施設からの物品や役務などの優先調達を推進するとともに、地域における販路拡大を支援します。

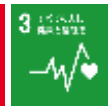
(5)障がいへの理解と権利擁護の推進

- ア 関係機関と連携し、障がいへの理解を促進するとともに、障がい者への適切な配慮や支援が図られるよう、佐久市手話言語条例やヘルプマーク・災害時支援バンダナなどの普及を図ります。
- イ 障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供について、一層の周知・啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- ウ 障がい者の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。
- エ 精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係機関における協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

● 関連する主な計画

佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画／佐久市障がい者プラン
／佐久市障害福祉計画及び佐久市障害児福祉計画

4 ひとり親家庭支援・低所得者福祉



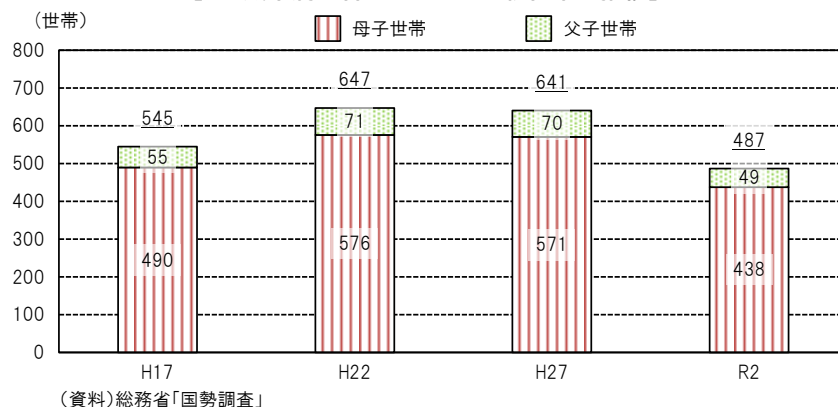
ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ることで、社会的自立とこどもの健全育成を目指します。

関係機関と連携し相談支援体制の強化を図ることで、生活困窮者の経済的・社会的自立の促進を目指します。

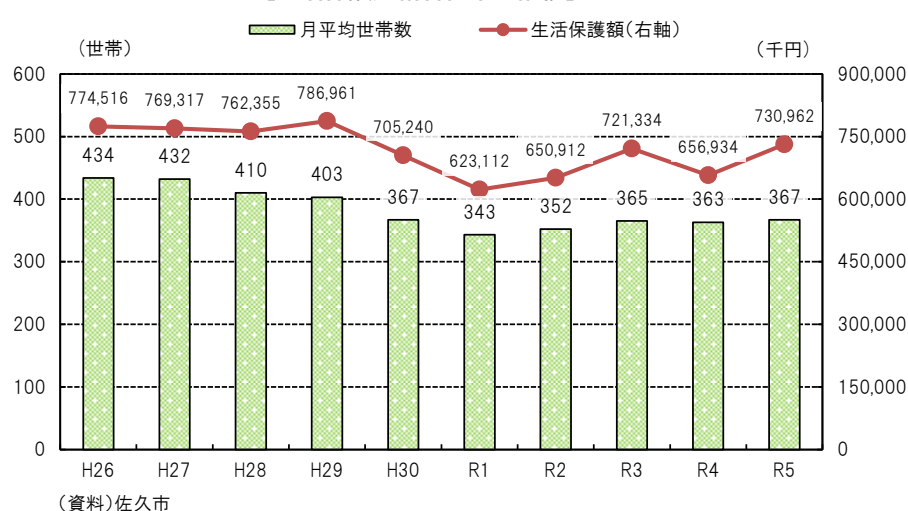
● 現状と課題

- ア 子育てと生計維持を一人で担うひとり親家庭では、家庭での負担が大きいため正規就労が難しく、こどもの貧困につながるケースもあることから、生活基盤を整え、不安や負担を軽減できるよう、きめ細やかな就労支援を行う必要があります。
- イ ひとり親家庭に対し、教育訓練講座の受講や資格の取得支援を行うとともに、より効果的な支援策を検討する必要があります。
- ウ 社会経済情勢の変化に伴い、生活困窮に陥る背景や原因が複雑化・多様化していることから、自立に向けた支援の強化を図る必要があります。
- エ 生活困窮者の相談件数は近年増加傾向にあり、抱える課題や生活実態の複雑化が進んでいることから、関係機関との連携強化や相談支援体制の充実を図る必要があります。

【18歳未満の者がいるひとり親世帯の推移】



【生活保護受給者世帯の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
被保護世帯の就労自立数	12世帯 (令和7年度)	15世帯
ひとり親家庭の母又は父の就労等につながった相談数	26件 (令和7年度)	45件

● 主な取組

(1)ひとり親家庭への支援の充実

- ア 家庭生活における不安の解消と安定に向け、子ども特別対策推進員、母子・父子自立支援員などによる相談体制や生活支援の充実を図ります。
- イ ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、母子・父子家庭などに対する福祉医療費の適切な給付を進めます。
- ウ 職業訓練や資格取得のための教育訓練、高等学校卒業程度認定試験に係る費用の助成などによる就労支援や、児童扶養手当の支給や生活資金の貸付などによる経済的支援を図ります。
- エ 「ひとり親就業伴走型支援事業」を実施し、ひとり親家庭の就業支援を図ります。

(2)生活保障・自立支援の充実

- ア 生活保護法に基づき、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- イ 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、生活就労支援センターなどと連携し、住居の確保や就労準備、こどもの学習支援など、個々の状況に応じた包括的な自立支援を進めます。
- ウ ひきこもりの状態にある当事者やその家族に対し、相談体制の強化とアウトリーチ型の支援に取り組むとともに、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

● 関連する主な計画

佐久市地域福祉計画・佐久市地域福祉活動計画／佐久市こども計画

1 母子保健

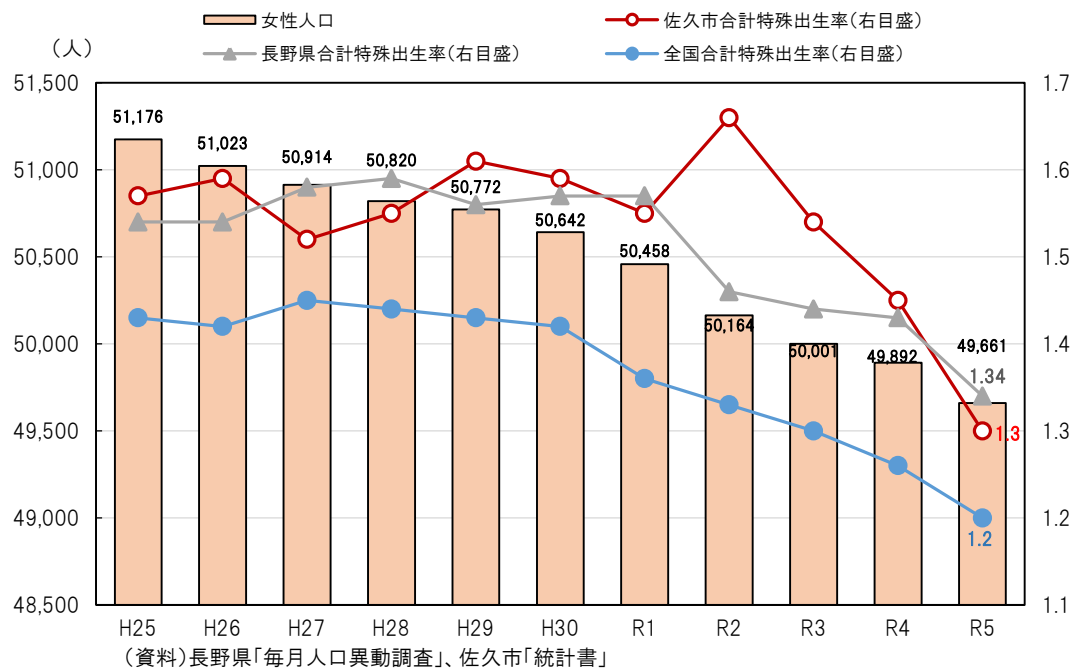


こども家庭センターを核とした伴走型支援により、妊娠期から出産・育児期まで切れ目のないサポート体制の構築を目指します。

● 現状と課題

- ア 人生観や働き方が多様化する中、一人ひとりの生き方を尊重しつつ、出産を望む市民が経済的・心理的な障壁を感じることなく、希望を実現できる環境整備や支援体制の構築を推進する必要があります。
- イ 子育て世帯が孤立することなく、安心して子育てができる環境を整備するため、妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を行い、精神的・経済的負担の軽減などを図る必要があります。

【合計特殊出生率の推移と全国・県との比較】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
乳児家庭全戸訪問実施率	98.9% (令和7年度)	98.0%以上
歯周病(義歯)検診(妊婦)受診率	50.4% (令和7年度)	51.0%

● 主な取組

(1) 妊娠・出産の環境整備

- ア 母子健康手帳交付時の面談を始めとする「伴走型相談支援」と妊婦支援給付金の「経済的支援」を一体的に実施し、誰もが安心して妊娠・出産を迎えられる環境づくりを推進します。
- イ 安心して不妊治療を受けられる環境を整えるため、不妊治療や不育症に要する保険診療適用外の治療費の一部を助成するとともに事実婚などの多様な家族の形態にも配慮し、経済的負担の軽減を図ります。
- ウ 妊産婦への福祉医療費給付金の支給や、妊婦一般健康診査・産婦健康診査などに要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- エ 若者が将来のライフプランを主体的に描けるよう、中学生から大学生を対象としたライフデザイン講座を開催し、妊娠・出産の適齢期や育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、プレコンセプションケア³³の周知・啓発に努めます。
- オ 妊婦を対象とした歯周病（義歯）検診を実施し、ホルモンバランスの変化やつわりなどの影響で口腔環境が悪化しやすい妊娠期の健康を守るとともに、生まれてくるこどものお口の健康や健やかな成長を支援します。

(2) 子育ての環境整備

- ア 母子の心身の回復と休養、育児不安の軽減を図るため、多様なニーズに対応した訪問型・宿泊型・通所型の産後ケア事業を推進します。
- イ 乳児家庭全戸訪問などの機会を通じて家庭の育児環境を把握し、個々の実情に応じたサポートプランを作成することで、適切な支援の実施と児童虐待などの未然防止・早期対応に努めます。
- ウ 家庭における養育環境の安定とこどもの健やかな成長を支援するため、乳幼児健診や離乳食教室などの機会を通じ、専門職による発育・発達 の把握と保護者の不安解消を一体的に進めます。
- エ 予防接種法に基づく乳幼児・児童・妊婦の定期予防接種に加え、任意のおたふくかぜ予防接種などの公的助成を実施するとともに、対象月例や年齢に応じた勧奨や情報提供を行い、適切な時期に接種が受けられるよう努めます。

● 関連する主な計画

佐久市こども計画

³³ プレコンセプションケア：性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取り組み。

2 子育て支援・児童福祉



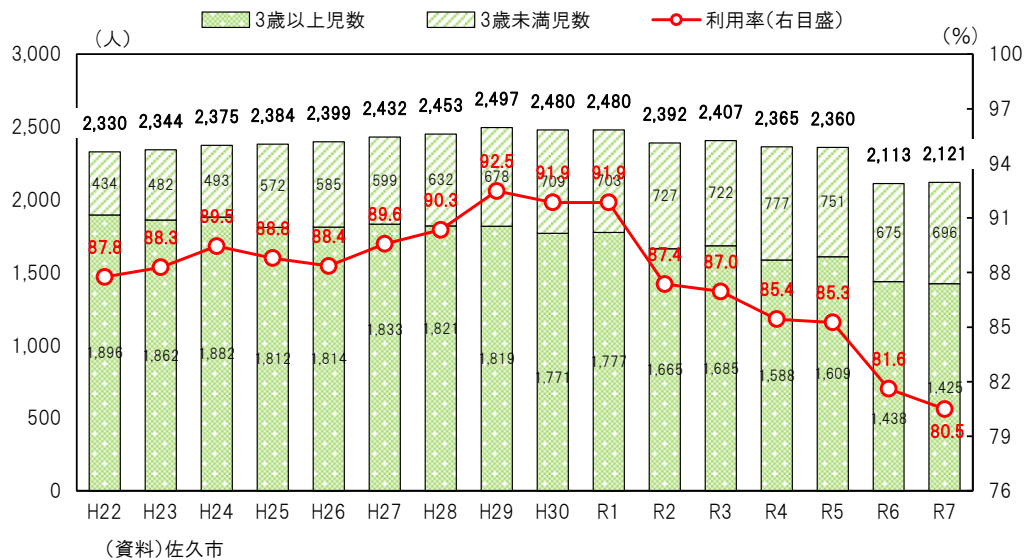
安心して子どもを育てられるよう、子ども・子育て支援のさらなる充実と、支援を担う人材の確保・養成を図り、地域全体で子どもの成長を支える体制の構築を目指します。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の生育環境の重要性を踏まえ、地域の豊かな自然や文化を生かした幼児教育・保育の充実を目指します。

● 現状と課題

- ア 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する不安や負担感を感じる家庭の増加が懸念されることから、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを進める必要があります。
- イ 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進んでいることから、様々なニーズに応じた保育サービスを提供する必要があります。
- ウ 子育てサロンやつどいの広場、保育所、児童館などの子育て支援の現場で働く人材が不足していることから、保育士などの有資格者だけでなく、意欲や関心のある幅広い世代の非専門人材も子育て支援の担い手として活躍できる仕組みを構築する必要があります。
- エ 保育所などの施設整備に当たっては、老朽化の状況や今後の児童数の見通しを考慮し、統合や民間活力の導入も視野に入れた検討を進める必要があります。
- オ 幼児期は、生涯にわたる能力と人格形成の基礎を培う上で重要な時期であることから、幼児一人ひとりに応じた教育を推進する必要があります。
- カ こどもの発達の一貫性を踏まえた幼児教育・保育を提供するため、小学校との連携を図る必要があります。
- キ 幼児教育・保育の充実を図るため、私立幼稚園の健全な運営や認定こども園への移行に対する支援を進める必要があります。
- ク 仕事と子育ての両立を支援するため、放課後や休校日における児童の居場所を確保する必要があります。

【年齢別保育所入所児数と利用率の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
佐久市社会資源ポータルサイト（さくぼた） 子育て支援の閲覧数	1,808 件 (令和 7 年度)	2,500 件
入所決定通知発送までにかかる日数	63 日 (令和 7 年度)	50 日

● 主な取組

(1)子育て支援サービスの充実

- ア つどいの広場や児童館などで開催する子育てサロンなど、多くの親子が気軽に相談・交流ができる場を提供するとともに、こどもの預かりや送迎などを支援する「ファミリー・サポート・センター事業」や育児に関する情報提供などを行い、子育て家庭に対する支援の強化を図ります。
- イ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども福祉医療費の適切な給付を進めます。
- ウ 佐久市社会資源ポータルサイト「さくぼた」を始めとする多様な情報配信ツールやイベントなどの機会を活用し、子育て支援に関する分かりやすい情報提供に努めます。
- エ 令和 8 年 4 月に開所した「こども・子育て支援拠点施設」において、専門職による相談支援や子育て世代の交流の場を提供し、こども政策の充実を図ります。
- オ 児童虐待の発生予防、早期発見や早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関・団体などとの連携の強化を図り、母子保健と連携した包括的な支援を推進します。
- カ 不安や悩みを抱えるこどもの相談支援体制の充実を図るため、チャイルドラインの活動を支援します。

- キ 「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を踏まえた公共施設・公共空間の整備や、「佐久市こどもの権利条例」の周知に努め、こどもにとってより良い環境の形成を図ります。
- ク 佐久市子ども未来館の計画的な修繕や設備の更新を進めるとともに、展示内容や各種講座、ワークショップの充実を図ります。

(2)保育サービス・幼児教育の充実

- ア 乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、障がい児保育、乳児等通園支援など、子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの提供を推進するとともに、スムーズな保育所などの入所決定に努めます。
- イ 保育の供給量の確保や多様化する保育ニーズへの対応を図るため、私立保育所の施設整備や認定こども園への移行などを支援します。
- ウ 保育の質の向上を図るため、保育人材の業務負担が軽減するICTの活用を進めるとともに、佐久市保育士修学資金貸与制度の運用により将来の保育を担う人材確保に向けた取組を推進します。
- エ 意欲や関心のある幅広い世代の地域住民などが、子育て支援の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進します。
- オ 保育所の適正な配置や民間活力の導入を検討するとともに、老朽施設の改築や設備の充実など、公立保育所の計画的な整備を進めます。
- カ 幼児一人ひとりの個性と発達の段階を踏まえた教育、地域の人や自然・文化にふれあう活動を促進します。
- キ 基本的生活習慣の定着や、こどもとの関わり方などに関する情報を提供し、健やかな育ちを支援します。
- ク 幼児の学びと発達の連続性を確保するため、小学校との連携を促進し、こどもの状況や指導内容に関する情報共有を図ります。
- ケ 私立幼稚園の健全な運営と幼児教育の充実を図るため、園の運営や施設整備、認定こども園への移行に対する支援を進めます。

(3)児童館の整備と運営

- ア 全小学校区に児童館があるという本市の特徴を生かし、人手不足の中でも安定した運営体制を整えながら、地域と連携して、児童が安心して遊べる場を提供することに努めます。
- イ 児童数の変動や地域のニーズを踏まえ、児童館の開館日や開館時間の適正化に向けた検討を進めます。

● 関連する主な計画

佐久市地域福祉計画／佐久市こども計画

第5章 豊かな環境と快適な暮らしが 調和する循環型のまちづくり

第1節 良好な地球環境の保全

1 地球温暖化対策

第2節 豊かな自然環境との共生

1 環境保全

2 地域緑化・公園・景観形成

第3節 快適な生活環境の創出

1 環境衛生

2 上下水道

第1節 良好な地球環境の保全

1 地球温暖化対策

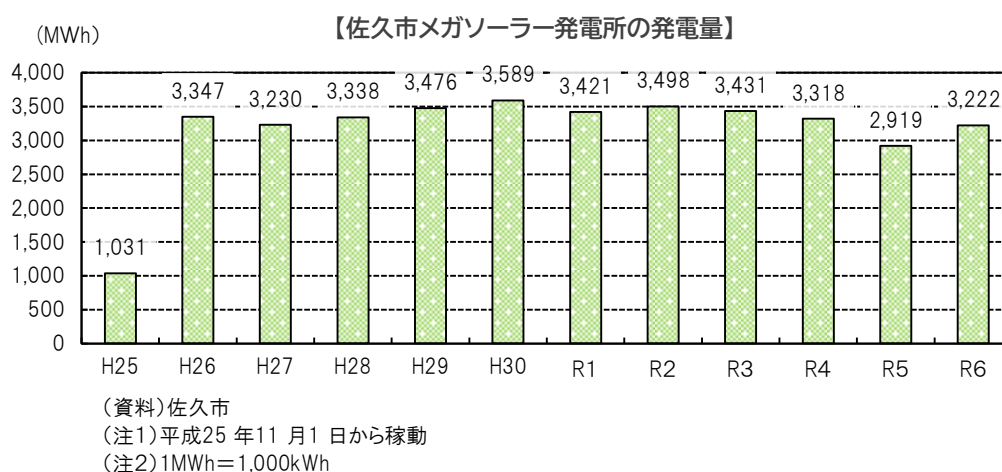


気候危機を乗り越えるため、一人ひとりの当事者意識の醸成を図り、市民・事業者・行政が一体となって脱炭素社会の実現を目指します。

徹底した省エネルギー行動の実践や、自然環境・生活環境に配慮した再生可能エネルギーの利用を促進することで、温室効果ガスの排出量削減とエネルギーの地産地消の拡大を目指します。

● 現状と課題

- ア 2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、適切な目標管理を行うとともに、排出量削減に向け、さらなる取組を推進する必要があります。
- イ 将来にわたり地球温暖化などの環境問題への対策を継続していくため、未来を担うこどもたちに対し、環境学習の充実を図る必要があります。
- ウ 脱炭素社会の実現には一人ひとりの行動変容が不可欠であるため、デコ活³⁴の普及や、ZEV³⁵による日常的な移動の脱炭素化など、ライフスタイルやビジネススタイルの転換を促す情報発信を継続的に行う必要があります。
- エ 二酸化炭素排出量の削減に向け、省エネルギー性能の高い電気製品への買換えや、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーの積極的かつ適切な導入を促進する必要があります。
- オ 令和元年東日本台風を始めとする甚大な気象災害の経験を教訓とし、近年激甚化・頻発化する自然災害や猛暑による熱中症などの健康被害に対応するため、気候危機に対するまちのレジリエンス（回復力）を高め、適応策を強化していく必要があります。



³⁴ デコ活：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

³⁵ ZEV：Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ヴィーグル）の略称。走行時にCO₂などの排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
太陽光発電設備導入補助金活用による設置総容量	26,471kw (平成 26～令和 7 年度の累計)	35,071kw (平成 26～令和 13 年度の累計)
二酸化炭素削減量	273.4 t -CO ₂ (令和 3～7 年度の累計)	597.4 t -CO ₂ (令和 3～13 年度の累計)

● 主な取組

(1)脱炭素社会の推進

- ア 「佐久市気候非常事態宣言」に基づく 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、これまでの「排出抑制・低炭素」の考え方から「排出削減・脱炭素」へのシフトを図るとともに、削減目標の管理を行い、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用拡大、移動手段の脱炭素化など、地球温暖化対策の底上げと充実を図ります。
- イ エネルギー利用効率を高めるなど、家庭や事業者、公共施設の省エネルギー行動を推進します。
- ウ 未来を担うこどもたちへの環境教育を実践し、地域全体にエコ活動の輪を広げ、環境意識の高揚を図るとともに、家庭や職場を始め様々な機会でこどもと大人がともに環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを主体的に実践するための取組を促進します。
- エ 国が推進する、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現を目指す国民運動「デコ活」を推進し、「移」「食」「住」「職」の各分野における具体的なデコ活アクションへの取組を促進します。
- オ ZEV のメリットの PR などを行い、普及拡大を図るとともに、市民や事業者に対し、公共交通機関の利用や、近距離の移動は徒歩や自転車移動するよう呼びかけを行い、通勤など日常的な移動における脱炭素化を促進します。

(2)再生可能エネルギー施策の推進

- ア 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、エネルギーの地産地消のさらなる推進や、太陽光・木質バイオマス・水力などの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- イ 佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱などにより、発電設備の設置から撤去について指導を行うことで、再生可能エネルギーの適切な導入を促進し、現在及び将来の豊かな自然環境の保全を図ります。

(3)気候変動への「適応策」の推進

- ア 市民や事業者と連携し、自然災害対策やヒートアイランド対策など、気候変動による影響への「適応策」の取組を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市環境基本計画

1 環境保全



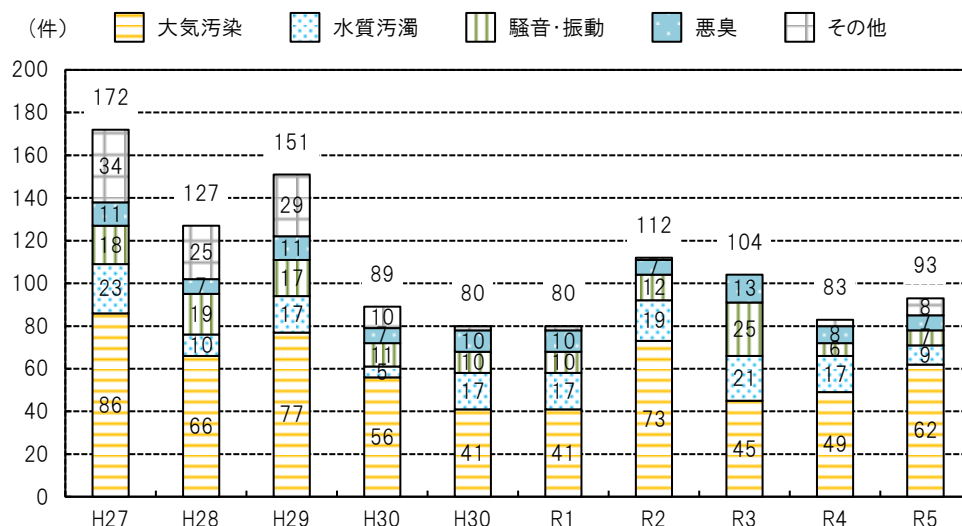
良好な自然環境の保全と適正な利用の両立を図るとともに、水・大気・土壌を良好な状態に保つことで、市民の健康の保護とより良い生活環境の保全を目指します。

生態系への脅威となっている様々な要因の軽減を図ることで、生物多様性を保全し、市民・事業者・行政が一体となって自然の恩恵を次世代へ引き継ぐ「環境にやさしい社会」の構築を目指します。

● 現状と課題

- ア 良好な自然環境を将来に引き継ぐとともに、自然と調和した快適な生活環境を保全するため、本市を取り巻く環境の変化や、国の動向などを的確に捉え、状況に応じた環境保全施策を推進する必要があります。
- イ 佐久地域における「佐久地域流域水循環計画」に基づき、千曲川上流域の市町村とともに水循環に関する施策を推進する必要があります。
- ウ 良好な生活環境を保全するため、水質、大気、騒音などの調査や定期的な環境保全パトロールを実施し、環境保全や公害防止に取り組む必要があります。
- エ 社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、自然環境の質・量が低下しつつあることから、緑の環境調査を始め、国・県などの各種調査も参考としながら、本市の自然環境の状態を継続して把握する必要があります。
- オ 良好な生活環境や自然環境を保全するため、開発行為者との協働により、自然環境の保全に取り組む必要があります。
- カ 市民の生活や経済活動と自然との関わりを良好に保つため、生物多様性に対する意識の高揚を図る必要があります。

【公害苦情件数の推移】



(資料)佐久市

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
自動車騒音環境基準達成率	98.7% (令和6年度)	100%
公共用水域(河川)BOD環境基準達成率	82.9% (令和6年度)	100%
緑の環境調査での指標生物種等報告件数	1,192件 (令和6年度)	1,200件

● 主な取組

(1)総合的な環境保全施策の推進

- ア 社会情勢などの変化に的確に対応するため、環境保全に関する最新の動向を踏まえ、環境保全に関する施策を多角的かつ総合的に推進します。

(2)環境保全対策の推進

- ア 健全な水循環を確保し、佐久地域流域における総合的かつ一体的な施策を実施するため、佐久流域水循環計画に基づき、各種計画に水循環に関する施策を反映し、施策の推進を図ります。
- イ 自然環境の保全と公害防止を図るため、関係機関と連携し、水質汚濁、大気汚染などの調査や監視活動を推進します。
- ウ 良好な生活環境や自然環境の維持・保全・保護を通じた次世代への自然環境の継承と災害の防止などを行うため、佐久市自然環境保全条例に基づき、自然環境や生活環境に影響を与える開発行為に対し、指導・誘導・監視を実施します。

(3)生物多様性の保全

- ア 緑の環境調査を継続的に実施・分析し、特定外来生物の分布状況など、市内の自然環境状態について啓発を行うことで、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
- イ 自然共生社会を築いていくため、自然環境の保全や自然とのふれあいを通じて、生物多様性の保全に対する意識の高揚を図ります。
- ウ 特定外来生物を始め、生物多様性への脅威となっている様々な要因の軽減に向けた取組を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市環境基本計画／佐久地域流域水循環計画

2 地域緑化・公園・景観形成



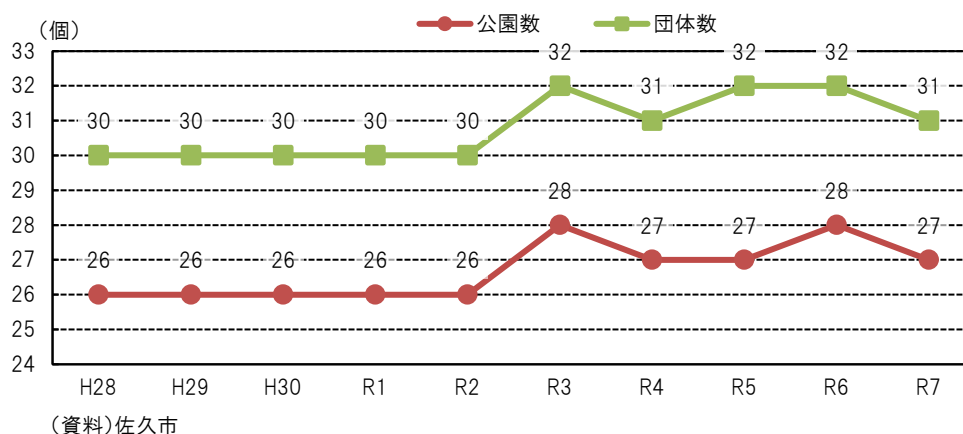
緑地の保全や地域緑化の推進、市民の緑化意識の高揚を図ることで、地域全体に緑があふれる快適な空間の創出を目指します。

公園施設の長寿命化や適正な維持管理により、市民の憩いやふれあいの場である公園の魅力を高めるとともに、地域と協働して景観の保全・育成を図ることで、潤いと安らぎのある快適な環境の形成を目指します。

● 現状と課題

- ア 緑地の保全や緑化意識の高揚を図るとともに、心身ともに健やかに暮らせる快適な生活環境を未来に伝えるため、社会情勢や都市構造の変化を的確に把握し、状況に応じた施策を推進する必要があります。
- イ 良好な河川環境の保全を図るため、地域やボランティア団体などの活動参加を促進するとともに、活動に対する支援を行う必要があります。
- ウ 協働による公園の持続可能な維持管理を行うため、地域に密着した地元区、組合、事業者などに対し、アダプトシステムへの参加を促進するとともに、活動に対する支援を行う必要があります。
- エ 誰もが安心・安全に利用できる憩いやふれあいの場を確保するため、老朽化や経年劣化が進む公園施設の長寿命化を図り、適正な維持管理を行う必要があります。
- オ 美しく豊かな景観を保全・育成するため、広がりのある優れた田園風景や周辺の山並みの眺望などの原風景を保全するとともに、原風景と道路や市街地などの都市の景観が調和した新風景を育成する必要があります。

【公園管理に係るアダプトシステム実施団体数】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
アダプトシステムの登録団体数	35 団体 (令和7年度)	37 団体

● 主な取組

(1) 緑豊かな環境の形成

- ア 地域ごとの住民ニーズを踏まえ、既存の緑の空間を生かしながら、人と自然が共生するまちづくりを推進します。
- イ 沿道などの公共空間を花や緑で彩る地域の緑化活動や、アダプトシステムによる公園の美化活動への支援を実施するとともに、活動実績などの定期的な情報発信を図ります。
- ウ 地域住民やボランティア団体などが、草刈りや清掃、花の植栽といった活動を親しみを持って継続できるよう、必要な支援を行います。

(2) 安心・安全な公園環境の確保

- ア 誰もが安心・安全に利用できる公園の利用環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の計画的な補修・更新や適切な維持管理に努めます。

(3) 美しく豊かな景観の育成

- ア 長野県屋外広告物条例や佐久市景観条例、景観計画などに基づく規制・誘導により、原風景の保全を図るとともに、原風景と調和した新風景の育成を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市都市計画マスタープラン／佐久市緑の基本計画／佐久市公園施設長寿命化計画
／佐久市景観計画

1 環境衛生

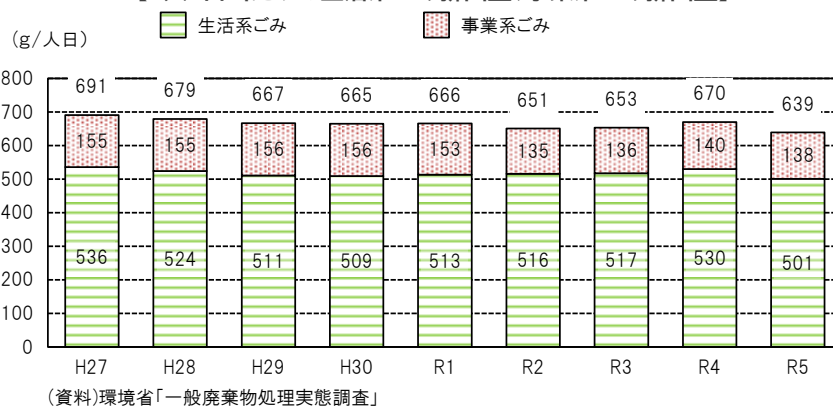


市民・事業者・行政が一体となって廃棄物の減量と再資源化を推進するとともに、ごみやし尿などの安定的な処理体制を維持することで快適な生活環境を保全し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成を目指します。

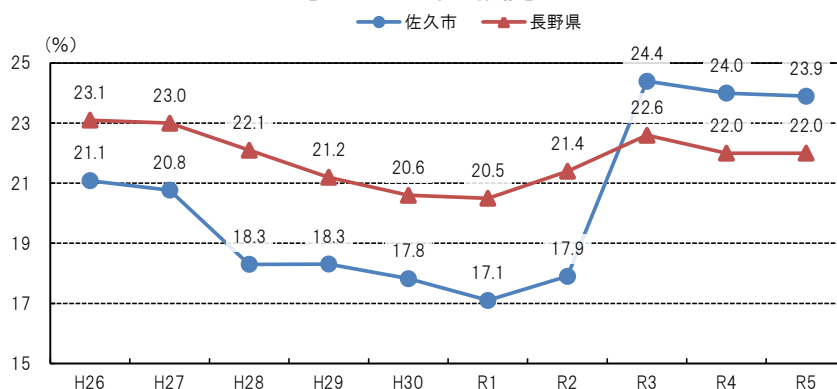
● 現状と課題

- ア 循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制とリサイクルの徹底をより強力に推進する必要があります。
- イ 資源化の促進に加え、ごみ処理に伴う負担の公平性を確保する観点から、手数料徴収の在り方について検討を進める必要があります。
- ウ 社会情勢の変化に合わせた、ごみ出し支援の在り方を検討するとともに、分別の徹底と不適正処理の防止に向けた対策を強化する必要があります。
- エ 廃棄物処理施設の適正な維持管理を行い、効率的な運営と延命化に努める必要があります。
- オ 将来に向け安定的なし尿処理体制を維持するため、関係市町村と連携・協力し、広域的な視点で事業に取り組む必要があります。

【1人1日当たりの生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量】



【リサイクル率の推移】



(資料)環境省「一般廃棄物処理実態調査」

(注1)リサイクルできるもの(例)：紙類、紙パック、紙製容器包装、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、プラスチック類、布類、肥料、飼料、など

(注2)リサイクル率の算出方法：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)×100

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
ごみの排出量	22,663 t (令和 6 年度)	21,926 t

● 主な取組

(1) 廃棄物処理対策の推進

- ア 食品ロス削減や資源化により、ごみの発生を抑制するとともに、環境負荷の軽減や社会情勢に即した分別・収集について検討を進め、不適正処理の防止を推進します。
- イ ごみの減量と資源化を促進するとともに、排出量に応じた負担の公平性を確保するため、ごみ処理手数料の在り方について検討を進めます。
- ウ 生ごみの堆肥化を始めとする資源のリサイクルに取り組み、次世代に誇れる持続可能な循環型社会の構築を推進します。
- エ 社会情勢の変化に合わせ、ごみ出し支援が必要な世帯への対応策を検討します。
- オ ごみの減量化に取り組むことで、うな沢第2最終処分場の残余容量の確保を図るとともに、新クリーンセンターへの負荷を軽減し、施設の適正な維持管理に努めます。
- カ ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、関係機関と連携し、監視活動、啓発活動の強化を図ります。

(2) し尿・汚泥対策の促進

- ア 安定的なし尿処理体制を維持するため、関係市町村と協力し、し尿処理の円滑な運営に努めます。

2 上下水道



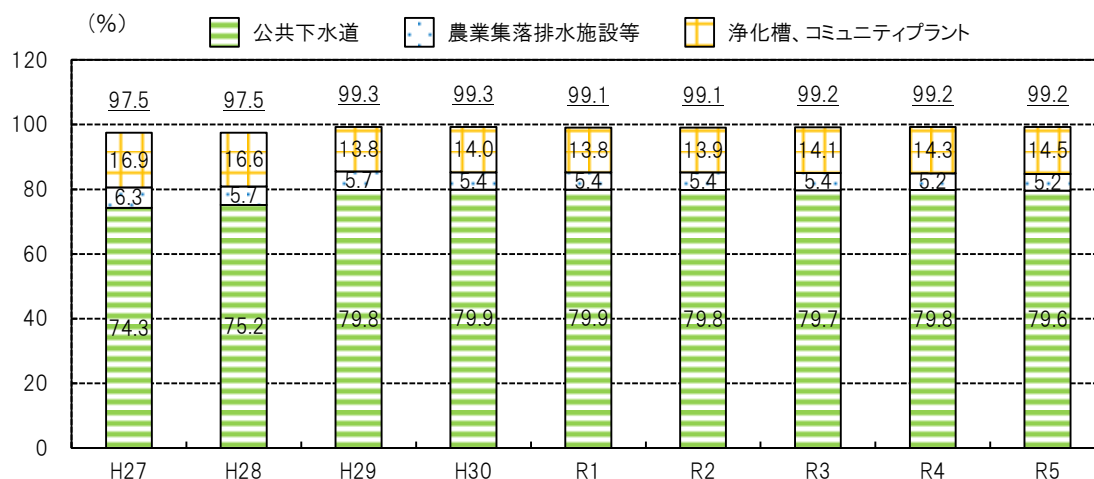
水源地の保全や水資源への理解促進を図るとともに、関係機関などと連携した給配水施設の戦略的な維持管理を推進することで、安全でおいしい水を次世代へ安定して供給する体制の確保を目指します。

地域の実情に即した下水道施設の効率的な整備と、適切な維持管理や更新を一体的に推進することで、良好な水環境の保全を目指します。

● 現状と課題

- ア 水資源の健全な循環を保全するため、地下水や土地利用の動向を注視するとともに、継続的な観測・分析を通じ、水資源の安定的な確保に努める必要があります。
- イ 水道事業者と連携し、安全な水を次世代へつなぐための施策を促進する必要があります。
- ウ かけがえのない水資源を将来にわたり保全するため、水循環の重要性に対する理解や関心を広げるための啓発を強化する必要があります。
- エ 給配水施設の計画的な更新や耐震化を図ることで、良質な水の安定供給体制を次世代へ継承する必要があります。
- オ 公共用水域の水質保全を図るため、未処理放流の生活排水処理施設への接続率向上を図る必要があります。
- カ 全戸水洗化を推進するため、下水道計画区域外の世帯に対し、合併処理浄化槽の設置に対する制度の周知や費用の支援を行う必要があります。
- キ 公共下水道への接続が不可能な箇所については、下水道計画区域から除外を行うなど事業計画の見直しを検討する必要があります。
- ク 人口減少の進行を踏まえ、老朽化した下水道処理施設の統廃合や計画的な更新を進めるとともに、民間事業者の技術・ノウハウを活用するなどして、効率的な事業を行う必要があります。

【汚水処理人口普及率の推移】



(資料)長野県生活排水課(各年度末日)

(注)汚水処理人口普及率:総人口に対する下水道、農業集落排水施設等の供用開始公示区域内人口と、浄化槽、コミュニティ・プラントによる処理人口の合計人口の割合

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
保全が必要な水資源保全地域の指定数	8箇所 (令和7年度)	11箇所
水洗化率	95.60% (令和7年度)	96.10%

● 主な取組

(1)水資源の保全

- ア 土地利用の状況や地下水の動態を的確に捉え、水源地の保全活動を継続して推進します。
- イ これまでの連携実績を基に、水道事業者や近隣自治体と歩調を合わせ、社会情勢の変化に対応した持続可能な上水道施策を推進します。
- ウ 限られた水資源の重要性を広く共有するため、周辺自治体や関係機関と緊密に連携し、啓発活動を推進します。

(2)上水道の整備・管理

- ア 市が給水を行う小規模水道（飲料水供給施設と簡易給水施設）において、安全で良質な水の安定供給を継続するため、水道事業の持続可能な在り方を検討します。

(3)水洗化の促進

- ア 公衆衛生の向上と豊かな水環境の創出に向け、生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道などへの接続を促進します。
- イ 全戸水洗化を推進するため、公共下水道計画区域外における未接続世帯などに対し、合併処理浄化槽の設置費用を支援するとともに、適正な維持管理を促進し、生活排水処理の適正化を図ります。
- ウ 物理的な条件や費用対効果、地域の実情などを考慮のうえ、下水道計画区域の見直しを進めます。
- エ 進行する施設の老朽化に備え、計画的な施設更新と耐震化対策を推進し、下水道機能の維持、強化を進めます。

(4)下水道の健全経営の推進

- ア 下水道使用料の収納率向上を図るため、民間事業者の専門的な徴収ノウハウを積極的に導入するとともに、関係部署や関係団体との連携を強化し、負担の公平性の確保と収納率の向上に努めます。
- イ 持続可能な生活排水処理を維持するため、施設の統廃合や官民連携方式導入を実施し、人口減少や施設の老朽化を見据えた経営基盤の強化を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市下水道ストックマネジメント計画／佐久市下水道事業経営戦略
／佐久市生活排水処理基本計画／佐久市公共下水道事業計画
／佐久市生活排水処理施設統廃合計画／佐久市環境基本計画

防災・安全分野

第6章 暮らしを守り支え合う 安心と安全のまちづくり

第1節 市民の暮らしを守る体制の強化

- 1 防災
- 2 消防・救急
- 3 交通安全
- 4 防犯
- 5 消費生活

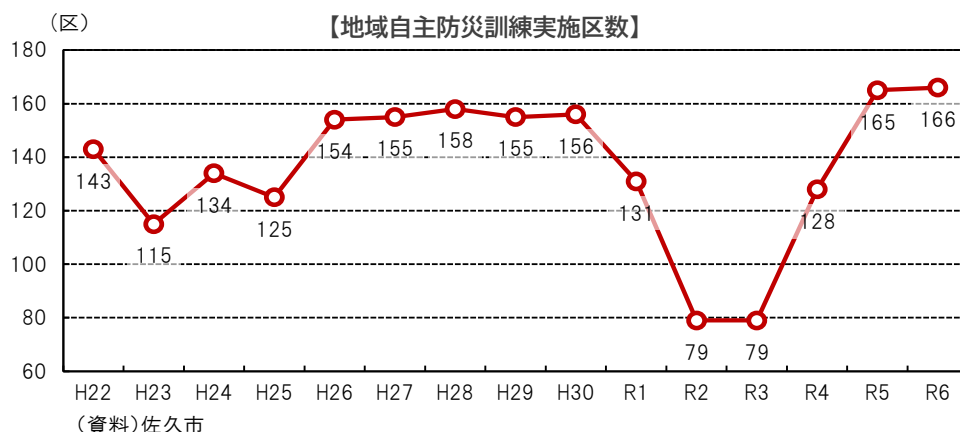
1 防災



激甚化・頻発化する災害に対し、自助・共助・公助・近助の連携を深め、迅速かつ正確な情報伝達と避難支援により地域全体の減災力を最大化するとともに、デジタル技術とデータを活用したリアルタイムな情報共有体制を構築することで、市民の命と財産を守り抜く、強靱で持続可能なまちを目指します。

● 現状と課題

- ア 令和元年東日本台風を始めとする甚大な気象災害の教訓から、迅速な初動と4助（自助・共助・公助・近助）の連携の重要性が再認識されているため、いざという時に備えた日ごろからの顔の見える関係性を基盤に、地域が主体的に機能する実効性の高い防災体制を構築する必要があります。
- イ 単独自治体での災害対応には限界があるため、他団体などとの応援協定の拡充が重要であることから、広域的な支援ネットワークを強固にし、早期復興と市民生活の迅速な再建を支える体制づくりを推進する必要があります。
- ウ 頻発する大規模自然災害や浅間山火山災害などに備え、防災拠点の機能強化と資機材の計画的な更新が不可欠であり、あらゆる事態に即応できるよう、ハード・ソフト両面を組み合わせた重層的な備えを強化する必要があります。
- エ 避難に直結する情報を全市民へ確実かつ漏れなく伝達するため、デジタル技術を活用した伝達手段の多重化を図るとともに、迅速かつ正確に伝達ができる仕組みについて、中長期的な視点からのシステム構築や運用に向けた検討を進める必要があります。
- オ 激甚化する水害に対し、流域全体で「流域治水」を推進し、多角的な視点から水害に強いまちづくりを進める必要があります。
- カ 有事に的確な判断ができるよう、平時から地域の防災情報をデジタルで整理し、迅速に情報共有ができる体制を整えるとともに、身近なツールの活用で情報連携を円滑にし、的確な避難支援を行うことができる基盤づくりを推進する必要があります。
- キ 全国瞬時警報システム（Jアラート）受信時に、市民が即座に避難できるよう、継続的な訓練により、情報の受信から行動までのタイムラグを最小化し、いかなる状況でも自らの身を守る行動の定着を図る必要があります。



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
(仮) 防災情報システム・連携した SNS などのアクセス数	未実施	70,000 件
(仮) 防災情報システムの高度化されたサービス数	未実施	10 サービス
各自主防災組織（区）の防災訓練の実施率	64.6% (令和7年度)	70.0%

● 主な取組

(1) 防災体制の強化

- ア 計画やマニュアルの不断の見直しにより減災・防災体制を強化するとともに、デジタル技術と「共助・近助」を融合した迅速な情報共有と地域連携により、市民を守る強靱なまちづくりを推進します。
- イ 防災出前講座や「さくの絆」作戦を強化し、自主防災組織の結成と防災士の配置を促進するとともに、デジタルと4助（自助・共助・公助・近助）を融合させた新たな連携モデルを提示することで、地域主体の防災体制の確立を図ります。
- ウ 国・県・他自治体や各種団体などとの協力関係を強化し、実効性の高い相互応援体制を構築・拡充するとともに、民間連携を深化させ、迅速な復旧・復興と市民生活の早期再建を支える広域ネットワークの強化を推進します。
- エ デジタル技術により伝達手段を多重化することで、全市民へ迅速・的確な避難情報を確実に届ける仕組みづくりを推進します。
- オ 広域避難計画を地域防災計画へ反映させ、関係機関との連携を深化させることで、実効性の高い火山防災体制を構築するとともに、迅速な情報共有と避難誘導の具体化、避難者の受け入れ先確保などを図り、火山災害から市民の命を守り抜くための取組を進めます。

(2) 防災対策の推進

- ア 年齢や性別、障がいの有無、国籍などを問わず、誰もが安心して過ごせる包摂的な避難環境を構築し、避難生活の質的向上を図ります。
- イ 個人の井戸に過度に依存せず、雨水の再利用や移動式給水設備の備蓄、公共施設の受水槽活用など、「多様な手段を組み合わせた水資源の確保」へと転換し、災害時における給水体制の実効性を高める取組を推進します。
- ウ デジタル技術を活用した迅速な情報収集・共有システムを構築し、災害対応力を強化するとともに、あらゆる状況を想定した訓練を継続し、最新情報を駆使した的確な意思決定体制の確立を推進します。
- エ 国や県と連携した千曲川流域における総合的な治水対策を始め、市内全域の防災・減災に向け、ハード、ソフト、都市計画が一体となり、浸水被害を最小化する体制の構築を推進しま

す。

- オ 災害被害の未然防止のため、河川や水路などの改修を行い、市街地の雨水排水施設の整備を推進します。
- カ 地域の災害リスクや要支援者対応を反映した実践的な防災訓練を推進するとともに、個別避難計画の策定やデジタル技術活用を通じ、地域の実情に即した避難支援体制を構築することで、共助・近助の実行力の強化を図ります。

(3)市民の防災意識の高揚

- ア 自助・共助・近助による迅速な避難を実践するため、防災訓練や出前講座を充実させ、市民一人ひとりの防災意識を高め、自らの判断で命を守る行動ができる体制の構築を図ります。

(4)国民保護体制の整備

- ア 国民保護計画の更新を進め、関係機関との連携やJアラートによる迅速な情報提供と救援体制の構築を推進するとともに、実働訓練を通じて国民保護体制の実効性を高め、市民の安全確保に万全を期す取組を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市地域防災計画／佐久市国土強靱化地域計画／佐久市国民保護計画

2 消防・救急

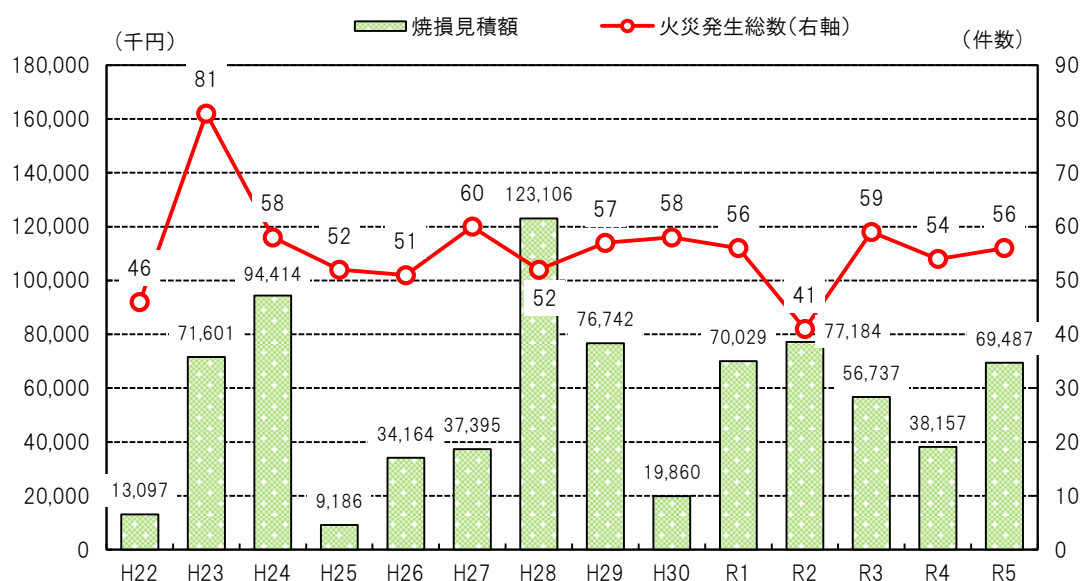


複雑化する火災、少子高齢化や異常気象などによる多様な消防・救急ニーズに対応するため、特殊車両・資機材の計画的な更新を図るとともに、関係機関との連携や消防団との協働による消防・救急体制の強化を図り、市民の生命・身体・財産を守ることを目指します。

● 現状と課題

- ア 多様な消防・救急ニーズに対応するため、特殊車両・資機材の計画的な更新や関係機関との連携強化による消防・救急体制の強化を図るとともに、女性消防吏員確保のための環境整備と、広報の充実を推進する必要があります。
- イ 人口減少や少子高齢化など、地域の実情を把握しながら消防団員の減少に歯止めをかけるため、時代に即した消防団の在り方を検討するとともに、活動に対する負担軽減と処遇改善を図ることで、団員確保につなげる必要があります。
- ウ 火災現場における消防団の機能強化を図るためには、住民との連携強化に加え、必要な装備の充実が不可欠であることから、地域特性に応じた資機材整備を計画的に行い、持続可能な消防体制を構築する必要があります。
- エ 消防団活動を支える施設の適切な維持管理を図るため、使用されていない施設の除却や老朽化した施設の更新など、中長期的な整備計画に基づき計画的に取り組む必要があります。
- オ 多面的機能を有する森林を火災のリスクから守るため、森林やその周囲で火入れを行う際の防災啓発を図るとともに、地震発生時における建物火災を防ぐための感震ブレーカーの普及を推進する必要があります。

【火災発生状況の推移】



(資料) 連合消防年報

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
消防団員の定員に対する充足率	90.9% (令和7年度)	91.0%
女性消防団員数	40人 (令和7年度)	48人

● 主な取組

(1) 広域消防・救急体制の強化

- ア 火災による被害の軽減を図るため、各種防火・保安対策を始めとする火災予防体制の充実強化や、化学物質などを伴うあらゆる事例に的確に対応していくための総合的な対応力強化を図ります。
- イ 救急車の適正利用を図るため、「長野県救急安心センター#7119」の利用促進を進めるとともに、傷病者、家族の負担軽減、適切な医療処置や搬送先の選定を迅速化するため、マイナ救急の活用に関する広報などを推進します。
- ウ 合理的かつ効果的な消防サービスの提供ができるように、消防車両・消防資機材の適切な配備を検討し、今後の消防力の充実と住民主体のサービス向上を図ります。
- エ 複雑多様化する救急・救助活動の対応力を向上させるとともに、女性が使用しやすい多様な装備品の導入など、性別を問わず活躍できる環境整備を推進します。

(2) 地域消防体制の充実

- ア 地域貢献、防災などに関する知識・スキルの習得、様々な職種・世代との交流といった消防団の魅力を発信するとともに、大学などとの連携による学生団員や女性消防団員³⁶の入団を促進します。
- イ 時代に即した消防団の在り方を検討し、地域防災力の低下を招かぬよう、持続可能な組織構築を図ります。
- ウ 平常時の活動により地域防災力の向上に寄与し、模範となる消防団や団員確保について、事業所との連携を促進します。
- エ 災害現場などにおける消防団員の役割は多岐に渡ることから、小型動力ポンプ付軽積載車などの計画的な更新と「消防団の装備の基準」に基づく装備品の配備を推進します。

(3) 市民・民間の防火体制の充実

- ア 事業所における火災の発生を防止し、かつ火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、防火管理の重要性を認識して、防火意識を高める体制整備を促進します。

³⁶ 女性消防団員：防火広報・学生・音楽隊・各分団に所属している女性団員。

- イ 防火意識の向上を図るため、広報活動に加え、市公式SNSなどを活用した新たな防火広報を展開し、市民や事業所の防火意識高揚を図ります。
- ウ 大規模地震に起因する火災発生対策のため、感震ブレーカーなどの設置を促進します。

3 交通安全

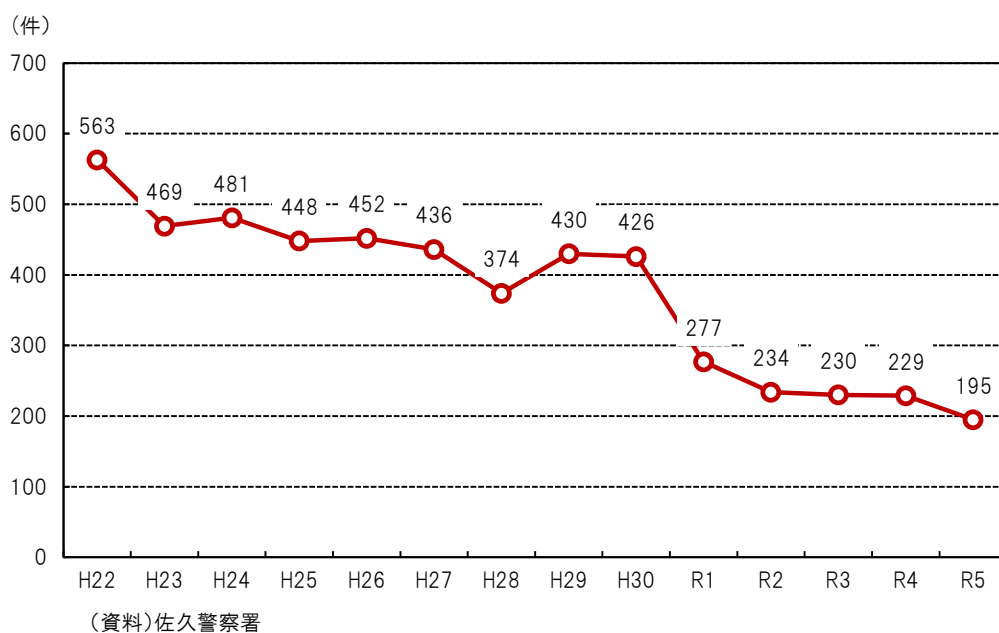


全世代がお互いを思いやる気持ちで交通ルールを遵守する意識の高揚を図るとともに、警察や関係機関と連携し、子どもや高齢者が安心して通行できる道路環境を整備することで、交通事故のない安心・安全な地域社会を目指します。

● 現状と課題

- ア 交通事故の発生を防ぐため、自分の身は自分で守り、安全に行動するという意識を高める必要があります。
- イ 高齢者が関わる交通事故の増加傾向が続いていることから、高齢者を対象とした啓発活動を強化する必要があります。
- ウ 自転車利用者のヘルメット着用率が低いことから、ヘルメット着用の啓発を強化する必要があります。
- エ 子どもや高齢者にやさしい安全な道路環境を確保するため、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- オ 安心・安全な道路環境を確保するため、関係機関と連携しながら事故防止に効果的な交通安全施設の整備を進める必要があります。
- カ 長野県交通事故相談所など、交通事故に関する問題・悩みについて相談できる関係機関の周知を図る必要があります。

【交通事故発生件数の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
グリーンベルト設置距離	2,090m (令和6年度)	年間2,000m以上
道路反射鏡の設置数	91基 (令和6年度)	年間50基以上
交通事故発生件数	262件 (令和7年)	210件

● 主な取組

(1)交通安全意識の高揚

- ア 警察や交通安全協会、指導員と一丸となり、継続的な交通安全教育を実施し、交通安全を「知識」ではなく、「命を守る習慣」へと高める活動を推進します。
- イ 佐久市交通安全対策協議会や地域団体と連携し、草の根の活動を通じて地域全体の交通安全意識の高揚を図ります。
- ウ 住み慣れた地域でいつまでも安全に自分らしく暮らせるよう、身体の変化や交通事故の実態に合わせた出前講座などの開催を推進します。
- エ 警察と連携し、自転車利用者に対し、ヘルメット着用の推奨や交通ルールの遵守を図ります。

(2)交通安全環境の整備

- ア 通学路を始めとする歩道やグリーンベルトを関係機関と連携しながら整備を進め、子どもや高齢者にやさしい安全な歩行者空間の確保を図ります。
- イ 交通事故の実態の的確な把握や、区要望などを踏まえ、カーブミラーなどの交通安全施設の設置と適切な維持管理を推進するとともに、県や関係機関への働きかけにより、安全な道路環境の確保を図ります。

(3)相談・救済対策の充実

- ア 交通事故に関する相談に対応するため、長野県交通事故相談所などの相談窓口について周知を図ります。
- イ 長野県民交通災害共済への加入によるメリットなど、制度内容についての周知を図ります。

4 防犯

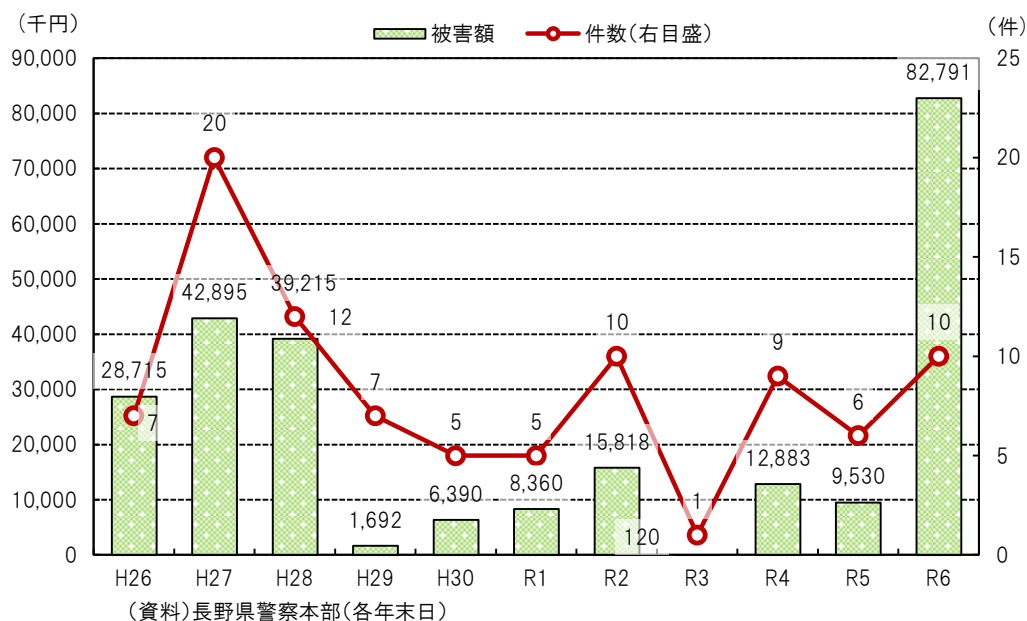


こどもから高齢者まで全ての世代における防犯意識の高揚を図るとともに、防犯設備の適切な設置を推進することで、多様化・巧妙化する犯罪から市民の生命、身体、財産を守ることを目指します。

● 現状と課題

- ア デジタル社会における犯罪の複雑化、高度化、多様化に対応するため、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」という意識を一層高める必要があります。
- イ 警察や防犯協会と連携し、こどもたちを犯罪から守るための活動を推進するとともに、こどもたち自身の防犯意識を醸成する必要があります。
- ウ 電話やインターネットなどを利用した特殊詐欺が後を絶たないことから、被害の未然防止に向けた啓発活動を強化する必要があります。
- エ 暗がりには犯罪を誘発する恐れがあることから、区からの要望を踏まえ、防犯灯の適切な整備を進める必要があります。

【佐久市内の特殊詐欺発生状況】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
防犯灯の新規設置数	70基／年 (令和7年度)	70基／年

● 主な取組

(1)防犯意識の高揚

- ア 本市の特殊詐欺の被害傾向や手口について、警察や地域メディアなどの関係機関と連携し、様々な情報配信ツールを利用した広報活動による周知を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。
- イ 地域全体の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会と連携し、各区への防犯情報のチラシ配布、寸劇や防犯教室など、年代に合わせた啓発活動の充実を図ります。

(2)防犯体制・防犯活動の強化

- ア 防犯協会による出前講座などの活用を各区や民生児童委員などへ呼びかけるとともに、関係機関と連携し、特殊詐欺を未然に防ぐ支援や防災行政無線などによる注意喚起に努めます。
- イ 警察や防犯組織との情報共有などによる連携強化を図るとともに、関係機関と防犯パトロールを実施するなど、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(3)防犯施設の整備

- ア 夜間における犯罪防止のため、区要望に応じて新規防犯灯を設置するとともに、既存の防犯灯の適切な維持管理を図ります。

5 消費生活

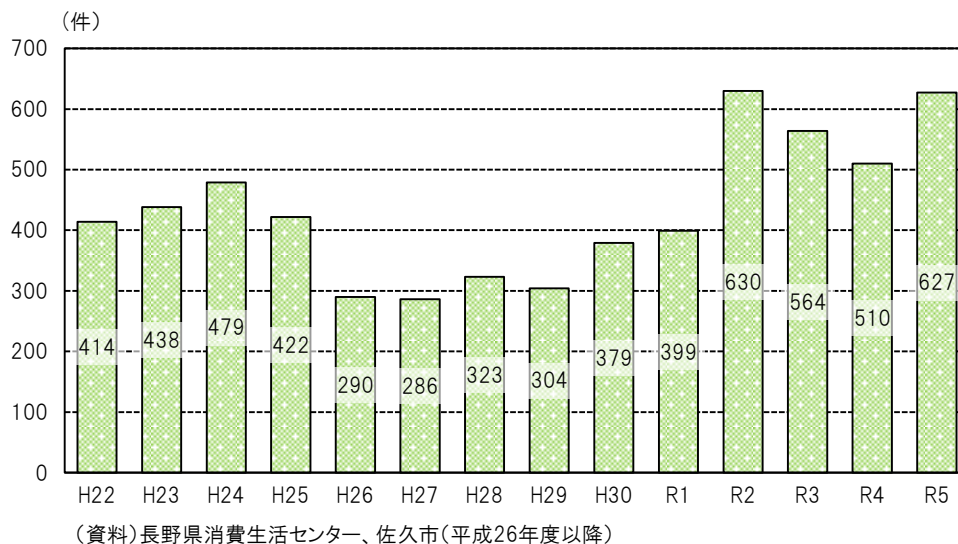


関係機関と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ることで、多様化する消費者被害から市民の暮らしを守ることを目指します。

● 現状と課題

- ア 日々巧妙化する詐欺の手口や消費者トラブルを未然に防ぐため、最新の手口や対処法を身近に学べる機会を充実させ、市民の「防犯の知恵」を高める必要があります。
- イ SNS をきっかけとした副業や投資による儲け話など、デジタル社会の広がりとともに巧妙化するトラブルから身を守るため、市民一人ひとりが正しい知識と判断力を備え、被害を未然に防ぐことができるよう、意識の高揚を図る必要があります。
- ウ 「点検商法」や「定期購入商法」など、高齢者を狙った悪質な詐欺の手口が増えていることから、地域に潜むトラブルの実態や防犯のポイントに関するきめ細かな情報を提供し、被害を未然に防ぐ見守り体制を構築する必要があります。

【県内の消費生活センターが受け付けた「佐久市民」からの相談件数の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
消費生活トラブル件数	461 件 (令和 7 年度)	410 件

● 主な取組

(1)消費者意識の高揚

- ア 日々変化する巧妙な消費者トラブルの最新事例を、SNS や広報紙などの多様な媒体を通じて迅速に発信し、被害を未然に防ぐための情報の周知を図ります。
- イ 悪質な勧誘や詐欺から高齢者を守るため、最新の手口を分かりやすく学ぶ機会を積極的に提供し、被害を未然に防ぐための「知識」と被害にあった場合に「相談する勇気」を地域全体で高める取組を推進します。

(2)消費者保護対策の推進

- ア 手口が巧妙化する特殊詐欺や悪質商法契約などの消費生活トラブルを未然に防ぐ啓発活動や、警察とも連携し、佐久市消費生活センターにおける的確な相談業務を推進します。

(3)消費生活の改善

- ア 最新のトラブル事例を迅速に発信し、自分の身を守る判断力を持って行動できるよう、継続的な情報提供に努めます。

協働・交流分野

第7章 ひとと地域の未来を拓く 協働と交流のまちづくり

第1節 市民の未来を拓く地域社会の実現

- 1 市民協働・参加
- 2 地域コミュニティ
- 3 行財政経営
- 4 高度情報通信ネットワーク

第2節 地域の未来を拓く交流と連携の推進

- 1 関係人口・定住人口・交流
- 2 広域連携

1 市民協働・参加



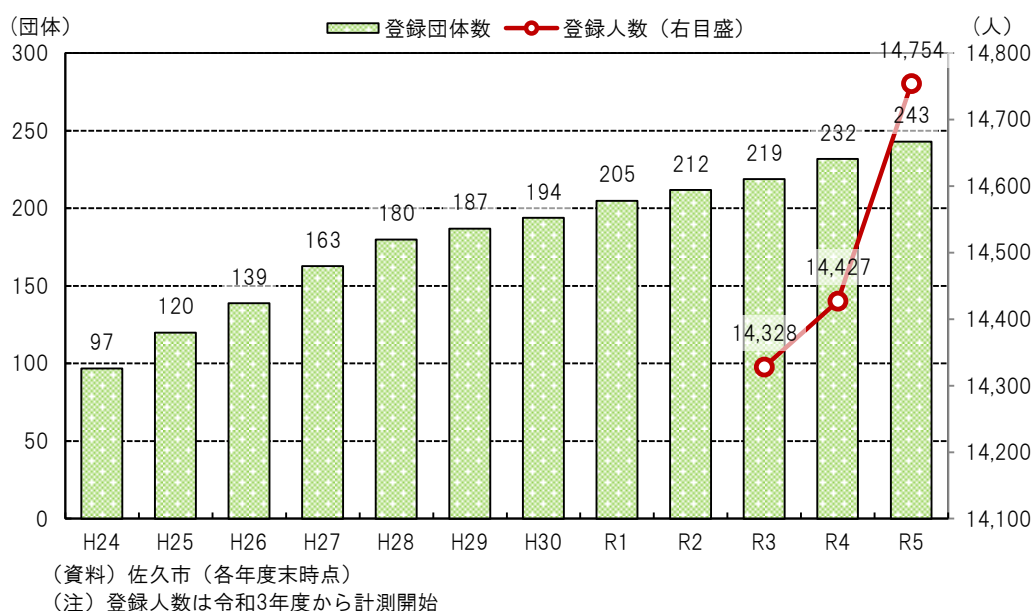
多様化する市民ニーズや地域課題に対し、市民と行政がともに考え、お互いの力を合わせる市民協働のまちを目指します。

デジタル技術を活用した広報・広聴活動や、迅速かつ積極的な情報公開により、市政への多様な参画機会を創出し、双方向型の開かれた市政の充実を目指します。

● 現状と課題

- ア 多様化する市民ニーズや地域課題の解決を図るため、多様な主体による交流や連携を促進し、実効性のある市民活動ネットワークを構築する必要があります。
- イ 市民活動団体が安定して活動を継続できるよう、団体の特性や活動形態に応じた活動場所の確保や、情報発信支援など、実態に即した多角的な支援策を検討する必要があります。
- ウ 形式的な市民参画にならないよう、事業の企画段階から関係機関と連携し、市民が主体的に関わることができる対話の場を創出する必要があります。
- エ 市民にとってわかりやすい情報発信を行うため、市民との対話を重視した広報活動の充実を図る必要があります。
- オ より多くの市民から意見を聴取するため、デジタルツールを効果的に活用し、若者や子育て世代が気軽に参加できる環境を整備するとともに、透明性の高い情報公開と双方向の対話を推進し、多様な市民意見を的確に施策へ反映させる体制を構築する必要があります。
- カ 市が保有する情報の積極的な公開に努め、市政の透明性の確保と説明責任を果たしていく必要があります。

【佐久市民活動サポートセンター登録団体数の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
佐久市市民活動サポートセンター登録団体数	268 団体 (令和 7 年度)	300 団体

● 主な取組

(1)市民協働のまちづくり

- ア 佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、企画段階から市民と行政がともに意見を出し合う市民協働の仕組みを確立し、多様な主体による課題解決ネットワークの強化を進めます。
- イ 佐久市まちづくり活動支援金を活用した活動が、地域の活性化や信頼関係の構築につながるよう、活動場所の確保や、専門的な助言・情報発信サポートといった伴走支援の充実を図ります。
- ウ 広聴機能の活用による多様な世代のニーズの的確な把握や、事業成果の可視化を通じた企業・市民の参画意欲の向上により、若い世代が継続的に活躍できる協働体制の強化を図ります。

(2)市民参加のまちづくり

- ア 市民参加を促す事業の企画立案に当たり、早期に関係機関などと連携することにより、市民が当事者意識を持って参加できる「納得感」のある対話の場づくりを推進します。
- イ 意見の聴取に当たり、SNS・電子申請などのデジタルツールの活用と、直接聴取の手法を効果的に組み合わせ、多様な世代が自らのライフスタイルに合わせて市政に参画できる環境の拡充を進めます。

(3)広報・広聴の充実

- ア 単なる情報提供にとどまらず、「伝わる」情報発信を迅速に行うため、様々なデジタル情報配信ツールを用いて、市民との対話を意識したわかりやすい広報活動に努めます。
- イ 「佐久市型情報公開ガイドライン」に基づき、施策の形成過程における二段階の情報公開と、一問一答形式による「論点整理手法」を徹底し、市政の透明性を高めるとともに、SNS・電子申請などのデジタルツールを効果的に組み合わせ、若者を始めとする幅広い世代が意見を提出しやすい環境の充実を図ります。

(4)情報公開と個人情報保護

- ア デジタル化の進展を踏まえ、情報公開制度の基礎となる公文書管理について、時代に即した適正管理に努めます。
- イ 佐久市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運用に努めるとともに、社会ニーズに応じた制度の見直しを検討します。

ウ 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報保護制度の適正な運用に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市協働のまちづくり計画

2 地域コミュニティ

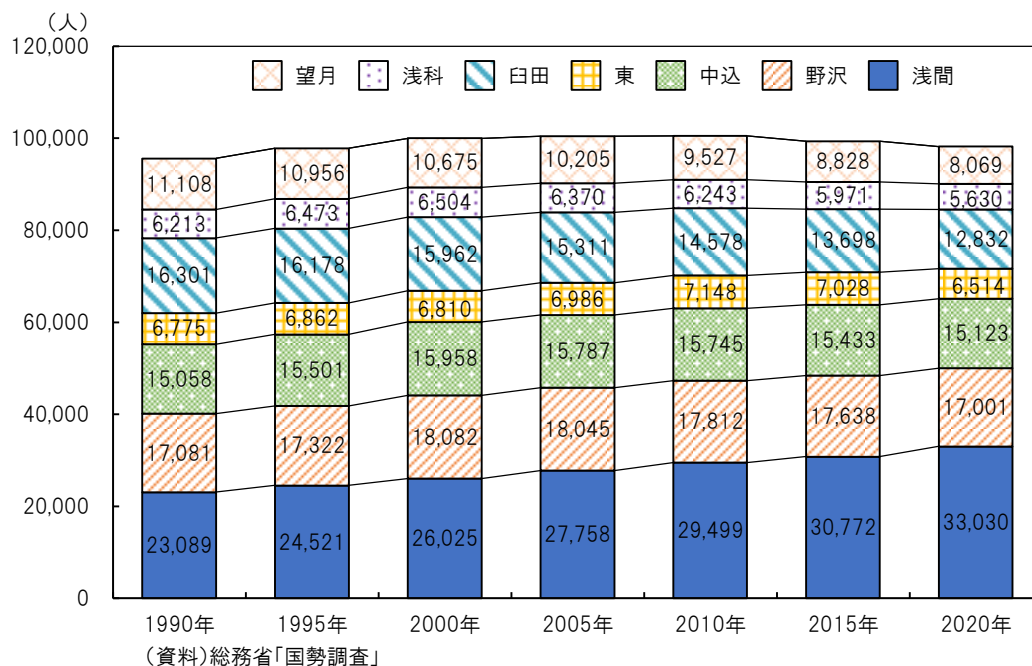


市民主体の地域活動を促進するとともに、アンコンシャス・バイアスを排した意識改革や多様な主体の参画を進め、「ひと」と「地域」の絆を育むことで、全ての市民が幸福を実感し、愛着を持って暮らし続けられる地域コミュニティづくりを目指します。

● 現状と課題

- ア 少子高齢化に伴う区役員の高齢化や担い手不足の状況が生じていることから、区の持続的な運営が確保されるよう、適切な支援を講じる必要があります。
- イ 多様化・複雑化している地域の課題やニーズに対応するため、様々な市民活動団体を支援するとともに、市民活動団体、企業、行政などによる実効性のあるネットワークの構築を図る必要があります。
- ウ アンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識変革の推進などにより、若者や女性、移住者など多様な市民が地域活動へ参加しやすい環境を整える必要があります。
- エ コミュニティ活動の基盤となる公会場などが将来にわたって使用できるよう、維持・整備の主体となる区を支援する必要があります。
- オ 少子高齢化の進行や地域社会との関わり方の希薄化が進み、地域活動への参加者が減少していることから、地域固有のコミュニティ活動を促進し、自治意識の高揚を図る必要があります。
- カ 人口減少や少子高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下が深刻さを増しているため、地域活動などを通じて地域外の人材を受け入れ、定住・定着を図ることで、コミュニティの再興による地域力の維持・強化を図る必要があります。

【長期的にみる地区別人口の推移】



● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
地域おこし協力隊退任後の定住率	66.7% (令和8年度)	70.3%

● 主な取組

(1)地域自治組織の育成

- ア 地域コミュニティの基盤である区の活動を支援するとともに、各区の実情に即した体制づくりの取組を支援します。
- イ 佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、地域課題の把握や様々な団体間のコーディネートを図るとともに、まちづくり活動支援金による財政的支援や専門的な助言などによる伴走支援を一体的に提供することで、団体の自律的な成長と地域課題解決のために取り組む地域コミュニティ活動を支援します。
- ウ 若者や女性、移住者など多様な市民が地域活動へ参加しやすい環境を整備するため、地域コミュニティ内におけるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識改革を推進します。

(2)コミュニティ活動環境の充実

- ア 住民相互の連帯感を高め、自治意識の高揚を図るため、地域固有の活動や伝統文化の保存・継承など住民が自主的に行う地域コミュニティ活動を促進します。
- イ 地域の活性化や地域が抱える課題解決を担う「地域おこし協力隊」と「集落支援員」の拡充や活動の充実を推進するとともに、相互の連携により相乗効果を生み出し、地域コミュニティの活性化を図ります。

● 関連する主な計画

佐久市協働のまちづくり計画

3 行財政経営

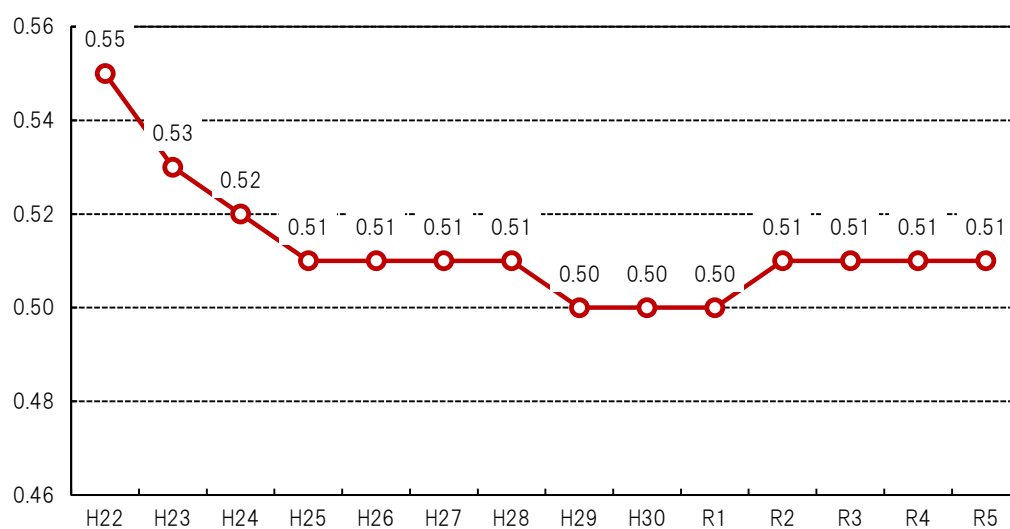


厳しい財政状況下においても、「選択と集中」、「量から質、ハードからソフトへの転換」を図り、長期的な視点をもって社会の変化に柔軟に適應することで、豊かな暮らしと将来の発展につながる計画的かつ持続可能な行財政経営を目指します。

● 現状と課題

- ア 第五次佐久市行政改革大綱に基づき、民間活力のさらなる活用や市民満足度を高める自治体DXなどに取り組み、効率的・効果的かつ持続可能な行財政経営を推進する必要があります。
- イ 人口減少を前提とした社会構造の変化に加え、物価高騰や人件費の上昇に伴い、経常的経費が増加傾向にあることなど、厳しい財政状況が続く見込みであることから、より一層の効率的・効果的な行財政経営を行う必要があります。
- ウ 税負担の公平性と自主財源の確保を図るため、課税客体的確な把握に努めるとともに、納税環境の整備・充実と周知を図り、市税収納率の向上を図る必要があります。
- エ 人材不足が深刻化する中、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、市民サービスのさらなる向上を図るため、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限に引き出すとともに、今後も職員の育成を図る必要があります。
- オ 公共工事の品質確保を堅持するため、入札・契約における透明性・競争性・利便性の向上を図り、社会情勢に対応した入札・契約方法への見直しを推進するとともに、事業者の負担軽減と事務の効率化を図るため、DXを活用し、各種書類のペーパーレス化を推進する必要があります。

【財政力指数の推移】



(資料)総務省「地方財政状況調査」

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
コンビニ交付利用率	37.86% (令和 7 年度)	45.00%
ネーミングライツ年間導入件数 (累計)	1 件 (令和 8 年度)	5 件
職員の評価実感	50.0% (令和 7 年度)	70.0%
電子入札システム導入事業 システム利用者満足度	未実施	90.0%

● 主な取組

(1)持続可能な行政経営

- ア 必要な行政サービスをスムーズに受けられるよう、官民連携やBPO（業務プロセスの外部委託）などによる民間活力のさらなる活用や自治体DXなどに取り組み、計画的・効率的かつ持続可能な行政経営に努めます。

(2)効率的・効果的な財政経営

- ア 限られた財源や人的資源を最大限に活用するため、データに基づく政策立案（EBPM）の視点の下、計画的な事業の「選択と集中」による効率的・効果的な資源配分を通じ、社会構造の変化にも柔軟に対応できる持続可能な財政経営に努めます。
- イ 未利用地の売却やネーミングライツを含む広告事業の推進などにより、「稼ぐ」視点を持ち、新たな自主財源の確保に努めます。
- ウ 公平な税負担と自主財源確保のため、課税客体の的確な把握と課税・徴収を行うとともに、時代に即した納税環境の整備・充実と周知を図り、納税者の納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。

(3)適正な人事管理と職員能力発揮

- ア 職員の能力が発揮されるよう、人事評価の結果や職員の持つスキル、研修受講結果なども含めた職員情報の一元管理を推進するとともに、より柔軟に人事評価の結果が処遇に反映されるよう、制度の見直しを推進します。
- イ 時代とともに変化する市政課題に積極的かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、職員研修や国、県、他の団体との人事交流、専任職の導入などにより、職員の意欲や能力の向上を図ります。

(4)入札・契約の適正化

- ア 公共工事などの円滑な施工と品質確保が図られるよう、より適正な入札や契約の方法を検討するとともに、入札や契約の透明性・利便性の向上と事業者の負担軽減のため、DXを活用し、ペーパーレス化による事務の簡素化・効率化を推進します。

(5)地元企業優先発注の推進

- ア 地元企業の育成や地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、地元企業への優先発注や市内産品の優先活用を推進します。

● 関連する主な計画

佐久市行政改革大綱

4 高度情報通信ネットワーク



市民の暮らしを支える情報通信ネットワークを基盤に、AI やデジタル技術を活用した暮らし・地域社会・行政の DX を一体的に推進し、多様な地域課題の解決と新たな価値の創出を目指します。

情報セキュリティの確保により市民の安心を守るとともに、デジタル機器の利用に不慣れな方への支援を通じて、誰もが DX の恩恵を享受できる仕組みの構築を目指します。

● 現状と課題

- ア デジタル機器の利用が不慣れな方への支援体制を確保しながら、誰もが便利で快適に使えるシステムやサービスの拡充を図るとともに、時間や場所にとらわれずに各種手続の完結や行政情報の取得を可能とする行政サービスの提供を推進する必要があります。
- イ 住む場所や世代による情報格差の是正を図り、防災情報や地域に密着した情報を安定的に提供するため、高速大容量通信基盤を活用して情報発信を行う佐久ケーブルテレビへの一層の加入促進と、計画的な機器更新を図る必要があります。
- ウ AI やデジタル技術の活用により、業務効率化や全庁横断的な DX を推進するとともに、推進体制の強化や人材確保を図り、地域全体の DX を展開する必要があります。
- エ 行政運営のさらなる効率化に向け、情報セキュリティと利便性を兼ね備えた庁内ネットワークの在り方について、検討を進める必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
行政手続のオンライン化率	31.1% (令和 7 年度)	100%

● 主な取組

(1)地域情報化の推進

- ア 生活に密着した実用的な内容による反復学習ができるスマートフォン教室の拡充や、デジタルに不慣れな方への継続的な対面（伴走型）サポート体制の構築を推進し、情報格差（デジタルデバイド）の是正に努めます。
- イ AI の導入による情報アクセスの向上、LINE を活用した利用者の属性に合わせたプッシュ型配信など、双方向で的確な情報発信ができる体制の拡充を進めます。
- ウ 市民へ安定的に防災情報や地域行政情報を提供し続けるため、佐久ケーブルテレビへの加入を促進するとともに、情報通信設備における計画的な機器更新を図ります。
- エ 行政データの機械判読可能な形式での蓄積とオープンデータ化を推進し、客観的なデータ活用による行政サービスの向上や、官民連携による新たなサービスの創出など、地域活性化に向けたデータの利活用を図ります。

(2)行政DXの推進

- ア 市民の多様なライフスタイルに応えるため、いつでもどこでも手続が完了できるオンライン化を一層推進するとともに、来庁時における「書かない窓口」を展開するなど、一人ひとりに寄り添った快適な行政手続環境の整備と効率的な行政運営を一体的に進めます。
- イ グループウェア、生成 AI などのデジタル技術の利活用による柔軟な働き方をさらに推進し、質の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、その基盤となる庁内のネットワークについては、国の動向を踏まえつつ、利便性と安全性を兼ね備えた環境の構築に向けた更新の検討を計画的に進めます。
- ウ 職員のデジタルリテラシー向上や変革へ挑戦する意識改革（BPR など）を推進するとともに、外部デジタル人材の活用などによる推進体制を強化し、暮らし・地域社会・行政を網羅する全庁横断的な DX を推進します。

(3)情報システムの最適化とセキュリティ確保

- ア 標準化されたシステムの安定稼働を確保しつつ、クラウドや機能の共通化を積極的に活用するとともに、デジタルを前提とした業務見直し（BPR）と調達方法の刷新を継続し、行政システム全体の最適化を図ります。
- イ 生成 AI などの新たなデジタル技術の活用やリモートワークなどの働き方の変化に柔軟に対応するため、情報セキュリティ対策の適正な運用と見直しを推進し、安全かつ効率的な行政

事務の実現に努めます。

● 関連する主な計画

佐久市D X推進計画

1 関係人口・定住人口・交流



地域の魅力を磨き上げ、新たな活力を育むことで、誰もが暮らしたい、関わりたいと望む「選ばれ続けるまち」を実現するとともに、国籍や背景の違いを問わずに多様な個性が響き合い、誰もが自分らしく安心して生き生きと暮らせる国際性豊かなまちを目指します。

● 現状と課題

- ア 本市に対する関心を高めるため、東京圏を中心とした幅広い層へ本市の魅力を戦略的に情報発信し、全世代にわたり知名度を向上させていく必要があります。
- イ 社会情勢の変化に応じた効果的な施策の展開により、移住・定住の促進と関係人口の創出を図るため、社会動向や多様化するニーズを的確に分析する必要があります。
- ウ 制度の柔軟な見直しや関係団体と連携した空き家の掘り起こしによる物件の有効活用を一層推進するとともに、関係人口の創出や定着につなげるため、本市への愛着を深める施策を展開する必要があります。
- エ 若年層の流出抑制と回帰に向け、地域の魅力を磨き上げるとともに、転出後も本市とのつながりを維持し、シビックプライドを育む実効性の高い施策を推進する必要があります。
- オ 姉妹都市・友好都市などとの絆をさらに強固なものとするため、これまでの相互訪問や各種交流を通じて築き上げてきた信頼関係を維持・継続し、友好関係を一層深める必要があります。
- カ 多文化共生に向けた意識醸成と市民同士の相互理解を深めるため、交流を通じて異なる言語や文化に触れ、国際理解を深める取組を推進するとともに、外国籍住民が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、多言語による情報発信、日本語の学習機会の提供、相談支援体制の充実などを図る必要があります。

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和13年度)
人口の社会動態増加数	1,957 人 (令和3～7年までの5年間の累計)	2,250 人 (令和9～13年までの5年間の累計)
ふるさと住民登録制度登録者数	未実施	1,150 人 (令和9～13年までの5年間の累計)

● 主な取組

(1)交流人口・関係人口・定住人口の創出

- ア 幅広い層に対して本市の魅力を戦略的に発信するほか、新たなつながりを生み出す仕組みの構築により、移住・定住の促進と関係人口の拡大を推進します。
- イ 移住者、転出者などの動向を多角的に分析し、結果を活用することにより、多様なニーズや変化に即した効率的・効果的な移住施策を戦略的に推進します。
- ウ テレワーカー、子育て世帯などへの支援を継続するとともに、教育移住の推進など本市の新たな魅力を打ち出すことにより、多様な層の移住促進を図ります。
- エ 多様化する住宅ニーズに即した物件供給のため、所有者や関係団体と連携した空き家の掘り起こし手法を拡充し、物件の円滑な確保と有効活用を推進します。
- オ 若年層の流出抑制と回帰に向け、若者が本市の魅力を再発見し、深く関わる機会を創出することにより、シビックプライドの醸成を力強く促進する施策の構築を図ります。

(2)姉妹都市・友好都市などとの交流

- ア 姉妹都市・友好都市などとの交流に当たっては、災害時における相互応援を始めとするこれまでの交流の歩みを着実に継承しながら、海外を視野に入れた展開や市民同士の交流促進による関係人口の創出など、新たな価値の創出に努めます。

(3)多文化共生の推進

- ア 互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深めるため、国際交流イベントを開催し、多文化共生への意識の醸成を図ります。
- イ 誰もが地域社会の一員として安心して暮らせるよう、やさしい日本語や多言語による生活・防災などの情報提供を行うとともに、相談支援体制の充実に取り組むなど、暮らしやすい環境づくりを推進します。
- ウ 外国籍住民が自立した生活を送り、円滑に社会参画できるよう、日本語の学習支援や地域との関わりを得られる環境づくりを推進します。

2 広域連携



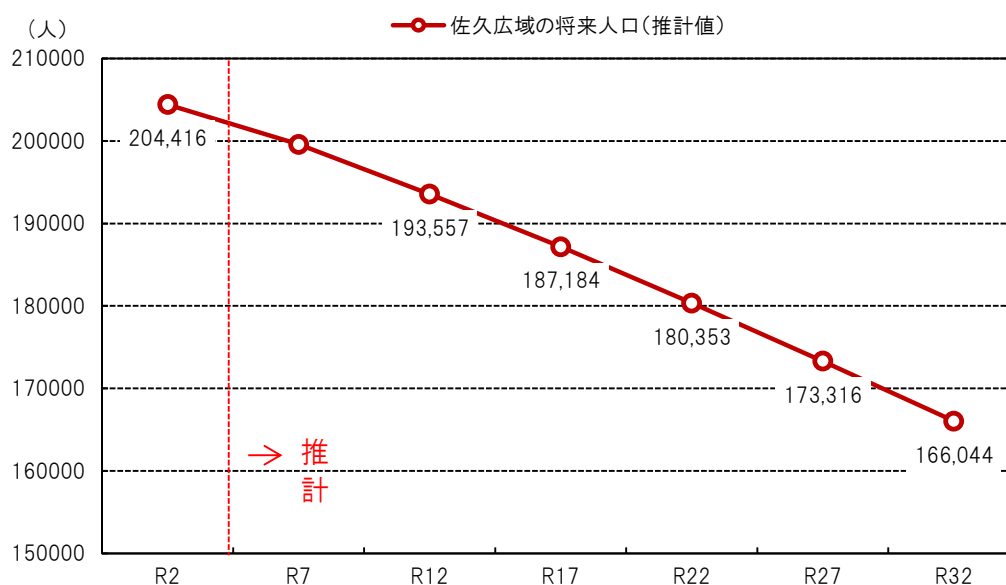
佐久広域連合や一部事務組合の構成市町村との連携により、多様化する広域行政ニーズに対応した適切かつ効率的な住民サービスの提供を目指します。

佐久地域定住自立圏の構成市町村との連携により、それぞれの地域が有する特徴を戦略的に発信することで、地域外から人を呼び込み、佐久広域圏の活力と魅力を高めることを目指します。

● 現状と課題

- ア 多様化する広域行政ニーズに適切に対応するため、佐久広域連合を始め、一部事務組合や佐久地域定住自立圏構想の推進などにより、広域連携を推進する必要があります。
- イ 佐久圏域の人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあることから、佐久地域定住自立圏の中心市として、構成市町村との連携を密接に図りながら圏域をリードし、全体の発展を目指す取組を推進する必要があります。
- ウ 人口減少により深刻化する人手不足に対応するため、複数自治体などとの連携による定型業務の共同化や標準化などを図る必要があります。
- エ 佐久圏域全体の人口減少が進む中、佐久圏域の構成市町村が有する特徴を全体パッケージとして発信するなど、地域ブランディングを強化するとともに、広域連携における新たな活力の源泉として、地域外から多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図る必要があります。

【佐久広域の将来人口推計】



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」から作成

● 施策目標

指標項目	基準値	目標値(令和 13 年度)
第四次佐久地域定住自立圏共生ビジョンにおける圏域人口目標の達成状況	229,039 人 (令和 7 年度)	225,220 人

● 主な取組

(1) 広域行政の推進

- ア 佐久地域全体の社会・経済の活性化を図るため、関係市町村の適切な機能分担と連携により、住民の暮らしに根ざした施策展開を促進します。
- イ 佐久広域連合広域計画に基づき、関係市町村と一体となり、地域が持つ特徴を生かした活力ある地域づくりを促進します。
- ウ 一市町村単位で行うよりも経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる一部事務組合の推進により、効率的な広域行政を促進します。

(2) 定住自立圏構想の推進

- ア 社会経済情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、第四次佐久地域定住自立圏共生ビジョンを毎年度更新し、ビジョンに基づく取組を佐久地域 11 市町村と東御市で連携して推進します。

(3) 新たな広域連携の創出・推進

- ア 人口減少や多様化する広域行政ニーズに適切に対応できる新たな仕組みの創出や取組の充実を図ります。
- イ 持続可能な行政を維持するため、複数自治体などとの連携による BPO などを活用した広域的な業務の共同化や標準化を推進します。
- ウ 新たな活力となる関係人口の創出・拡大に向け、広域連携を促進します。

● 関連する主な計画

佐久地域定住自立圏共生ビジョン

第三次佐久市総合計画

第4部 第三次国土利用計画 (佐久市計画)

第三次佐久市総合計画

第5部 資料編